

所沢都市計画事業
(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業

環境影響評価準備書

概要版

令和4年12月

所 沢 市

目 次

| | | |
|--|-------|-----|
| 序章 環境影響評価準備書作成までの経緯等 | ----- | 序-1 |
| 第1章 都市計画決定権者の名称 | ----- | 1 |
| 第2章 都市計画対象事業の目的及び概要 | ----- | 2 |
| 第3章 関係地域 | ----- | 25 |
| 第4章 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の 意見の概要及び知事の意見の概要と事業者の見解 | ----- | 27 |
| 第5章 環境影響評価の調査項目及び調査方法 | ----- | 30 |
| 第6章 予測・評価の概要 | ----- | 40 |
| 第7章 環境の保全のための措置 | ----- | 75 |
| 第8章 事後調査の計画 | ----- | 91 |
| 第9章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地 | ----- | 99 |

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を基図として使用している。

序章. 環境影響評価準備書作成までの経緯等

序.1 環境影響評価準備書について

本書は、「埼玉県環境影響評価条例」（平成6年12月、埼玉県条例第61号）に基づき、平成31年1月7日付で知事に提出した「所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価調査計画書」（以下、「調査計画書」という。）の記載事項について、住民等の意見及び知事意見の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という。）をとりまとめたものである。

序.2 準備書作成までの経緯

準備書作成までの経緯を表1に示す。

表1 準備書作成までの経緯

| 項目 | 年月日 | 備考 |
|-----------------------|---------------------------|--|
| 調査計画書提出 | 平成31年1月7日 | 都市計画決定権者→知事 |
| 関係地域決定通知 | 平成31年1月8日 | 知事→都市計画決定権者 関係地域：所沢市、入間市、狭山市、東京都瑞穂町 |
| 調査計画書公告・縦覧 | 平成31年1月11日 ～平成31年2月12日 | 公告：平成31年1月11日 縦覧：平成31年1月11日 ～平成31年2月12日 縦覧場所： ・埼玉県環境部環境政策課 ・埼玉県西部環境管理事務所 ・所沢市役所5階都市計画課 ・所沢図書館本館 ・三ヶ島まちづくりセンター ・入間市役所環境課 ・入間市立藤沢公民館 ・入間市立宮寺公民館 ・狭山市環境課 ・狭山市中央図書館 ・水野公民館 ・瑞穂町町民会館2階入り口 ・元狭山コミュニティセンター ・けやき館 |
| 調査計画書説明会 | 平成31年2月2日 | 元狭山コミュニティセンター（瑞穂町） |
| | 平成31年2月3日 | 宮寺公民館（入間市） |
| | 平成31年2月3日 | 藤沢公民館（入間市） |
| | 平成31年2月4日 | 藤沢公民館（入間市） |
| | 平成31年2月7日 | 所沢市役所（所沢市） |
| | 平成31年2月9日 | 水野公民館（狭山市） |
| | 平成31年2月10日 | 所沢市役所（所沢市） |
| 調査計画書についての住民等の意見書提出期間 | 平成31年1月11日 ～平成31年2月26日 | 意見書数：4件 |

| 項目 | 年月日 | 備考 |
|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 技術審議会第1回小委員会 | 平成31年1月31日 平成31年2月5日 | |
| 技術審議会第2回小委員会 | 平成31年3月14日 | |
| 調査計画書についての知事意見受理 | 平成31年3月29日 | 知事→都市計画決定権者 |
| 調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請 | 令和4年11月22日 | 都市計画決定権者→知事 |
| 同申請承認 | 令和4年12月2日 | 知事→都市計画決定権者 |
| 準備書提出 | 令和4年12月20日 | 都市計画決定権者→知事 |

第1章. 都市計画決定権者の名称

1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地

名 称：所沢市

代表者の氏名：所沢市長 藤本 正人

所 在 地：埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

1.2 事業者の名称及び所在地

名 称：所沢市

代表者の氏名：所沢市長 藤本 正人

所 在 地：埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

第2章. 都市計画対象事業の目的及び概要

2.1 都市計画対象事業の名称

2.1.1 名称

(仮称) 三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業

2.1.2 都市計画対象事業の種類

土地区画整理事業

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第20号)

2.2 都市計画対象事業の目的

所沢市では、市域全体の経済活動の活性化や雇用の創出を目指し、産業団地の創出に取り組んでいる。対象事業の実施区域（以下「計画地」という。）は、都心から30km圏内に位置し、交通の利便性が高い区域であり、「所沢市都市計画マスタープラン」において、「三ヶ島工業団地周辺地区」として、土地利用推進エリアに位置づけられている。また、「所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトの一つである「産業用地創出による産業振興」において、地域経済の活性化を促進するとともに、市域全体の経済活動の活発化や雇用を生み出すことができるとして、この「三ヶ島工業団地周辺地区」を新たな産業用地とすることが掲げられている。

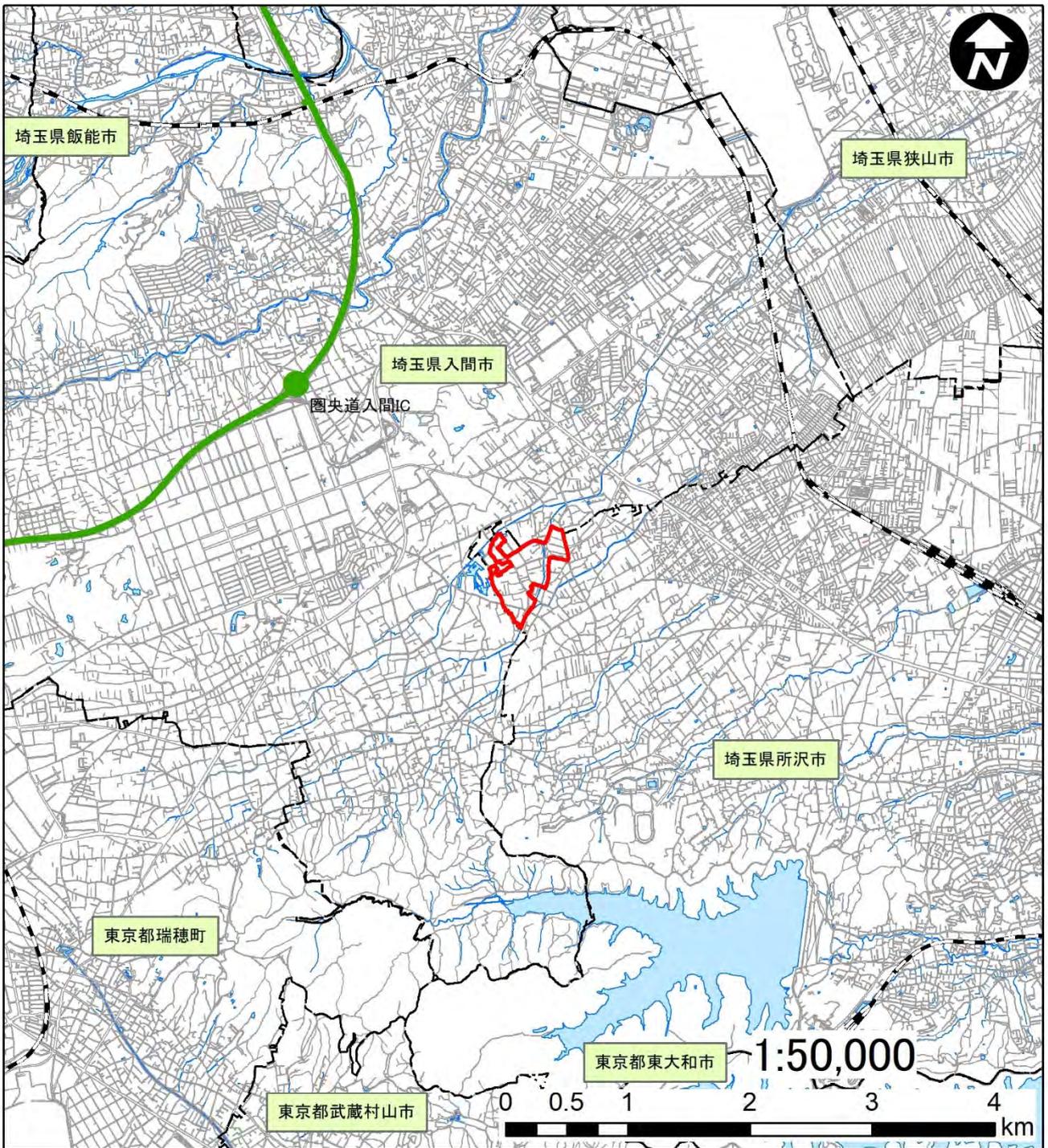
また、計画地周辺には、市街地内の住工混在の解消を目的として、2001年に環境事業団によって、所沢三ヶ島工業団地（約4.3ha）が整備され、地区計画が指定されており、工業団地としての操業環境の形成・維持が図られ、新規の産業団地との相乗効果が期待できる。

計画地は平坦な土地が広がっており、一体的・計画的な面整備を行うことで、既存工業団地との相乗効果が期待できる産業団地の創出に取り組むとともに、道路等公共施設を適切に配置した良好な街づくりを実現するため、対象事業を実施する。

2.3 都市計画対象事業の実施区域

2.3.1 計画地の位置

計画地は、図2.3-1及び写真2.3-1に示すとおり、所沢市の西端部に位置し、入間市に接する所沢市林一丁目の一部である。



凡例

計画地

図 2.3-1 計画地の位置



凡例

計画地

写真 2.3-1 計画地の状況

2.4 都市計画対象事業の規模

対象事業の面積は、24.4haである。

2.5 都市計画対象事業の実施期間

対象事業の工程を表 2.5-1 に示す。

土地区画整理事業における造成工事期間は、令和5年度～令和8年度の約4年間を計画している。

また、進出予定企業による建設工事は、令和8年度から予定し、令和9年度から、随時、供用開始を予定している。

表 2.5-1 対象事業の実施予定時期

| 項目 | 年度 | H30 | H31/ R01 | R02 | R03 | R04 | R05 | R06 | R07 | R08 | R09 | R10 | R11 |
|------------------|----|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 環境影響評価 | | ■ | | | | | | | | | | | |
| 測量・設計 | | ■ | | | | | | | | | | | |
| 土地区画整理事業 造成工事 | | | | | | ■ | | | | | | | |
| 進出企業建設工事 | | | | | | | | | ■ | | | | |
| 進出企業供用開始 | | | | | | | | | | ■ | | | |

2.6 都市計画対象事業の実施方法

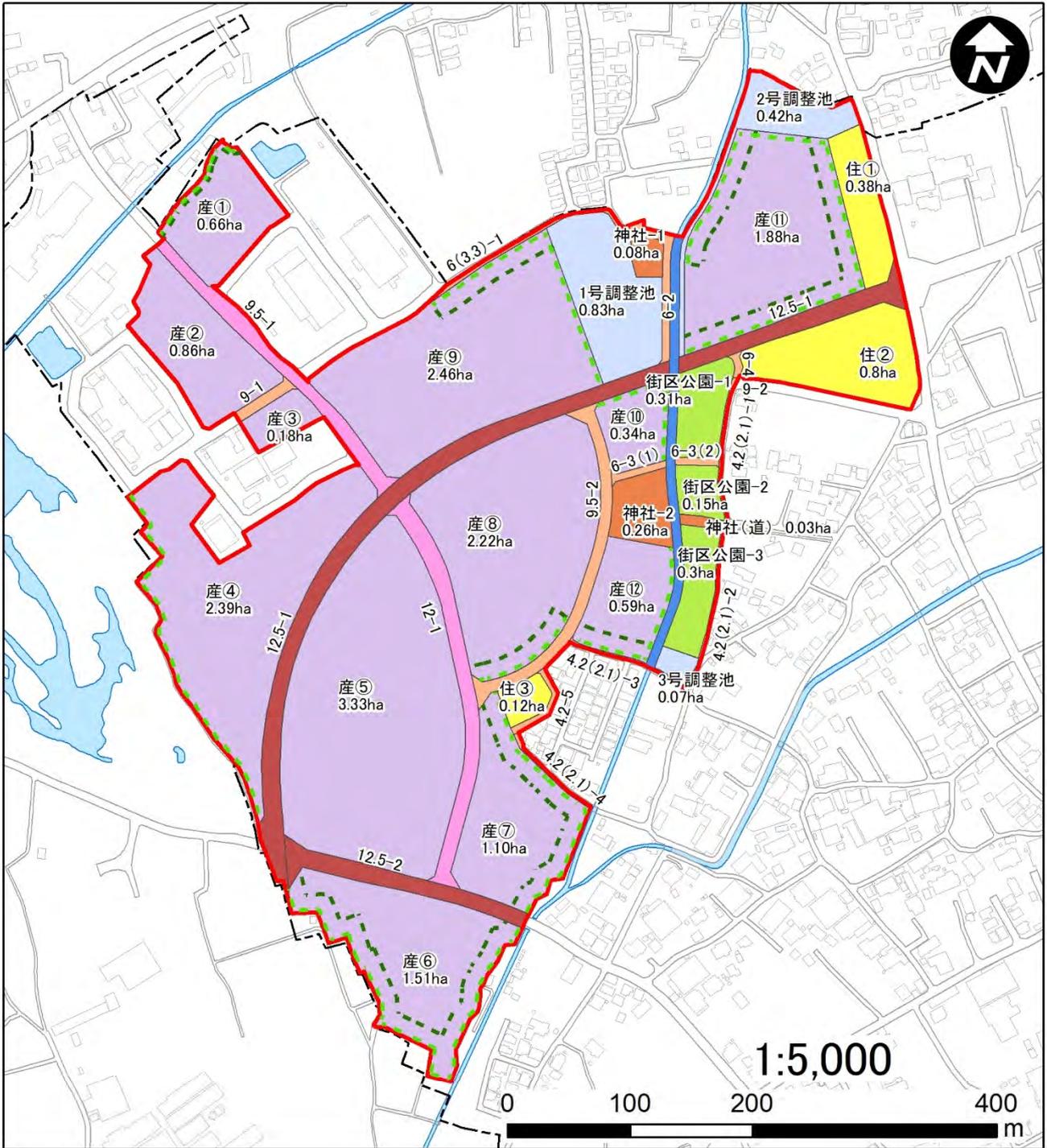
2.6.1 土地利用計画

現時点で想定している土地利用計画を表 2.6-1 及び図 2.6-1 に示す。

土地区画整理事業では、道路・公園などの公共施設を整備するとともに、土地の形状の整理や整地を行う。本事業では、産業系土地利用（約17.5ha）をとり、今後、企業数に応じて分割する。

表 2.6-1 土地利用計画

| 項目 | | 面積 (ha) | 割合 (%) |
|------|----------|---------|--------|
| 公共用地 | 幹線道路 | 1.4 | 5.7 |
| | 補助幹線道路 | 0.7 | 2.9 |
| | 区画道路 | 0.7 | 2.9 |
| | 河川 | 0.3 | 1.2 |
| | 公園 | 0.8 | 3.3 |
| | 調整池 | 1.3 | 5.3 |
| | 小計 | 5.2 | 21.3 |
| 民有地 | 産業系土地利用 | 17.5 | 71.7 |
| | 非産業系土地利用 | 1.3 | 5.3 |
| | 神社 | 0.4 | 1.7 |
| | 小計 | 19.2 | 78.7 |
| 合計 | | 24.4 | 100.0 |



凡例

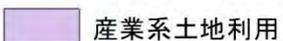
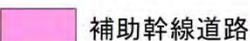
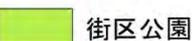
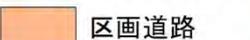
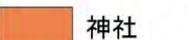
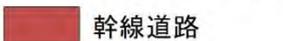
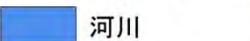
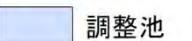
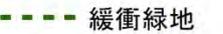
- | | | | |
|--|---|--|---|
|  計画地 |  産業系土地利用 |  補助幹線道路 |  街区公園 |
|  非産業系土地利用 |  区画道路 |  神社 | |
|  幹線道路 |  河川 |  調整池 | |
|  高木植栽帯 |  緩衝緑地 | | |

図 2.6-1 土地利用計画図

2.6.2 企業の業種

1) 企業の業種

現時点で予定される企業の業種を表 2.6-2 に示す。

表 2.6-2 企業の業種等 (予定)

| 区分 | 用地面積 (ha) | 企業の業種 |
|---------|-----------|----------|
| 産業系土地利用 | 17.5 | 製造業, 物流業 |

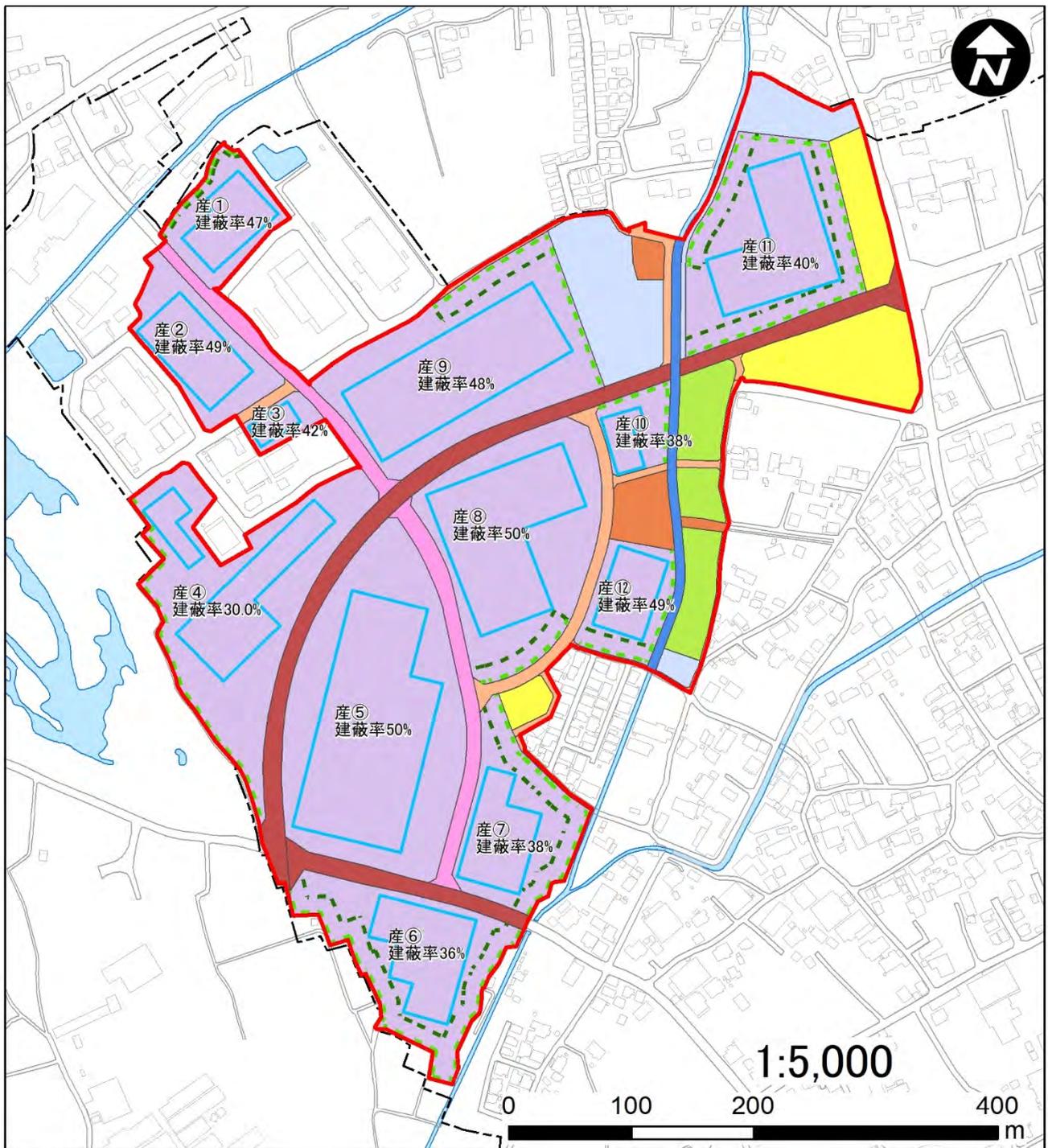
2) 建築計画

現時点で予定される企業の建築計画を表 2.6-3 に, 建物配置計画を図 2.6-2 に示す。

表 2.6-3 企業の建築計画 (予定)

| | 敷地面積 (㎡) | 建築面積 (㎡) | 延床面積 (㎡) | 階数 | 高さ (m) | | 1F 高さ (m) | 建ぺい率 建ぺい制限 60% | 容積率 容積制限 200% |
|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|----------|----------|--------------|----------------------|---------------------|
| | | | | | 高さ制限 20m | 高さ制限 31m | | | |
| | | | | | | | | | |
| 産業系 土地利用 | 産① | 6,600 | 3,100 | 9,300 | 3 | 16.5 | 5.5 | 47% | 141% |
| | 産② | 8,600 | 4,200 | 12,600 | 3 | 16.5 | 5.5 | 49% | 147% |
| | 産③ | 1,800 | 750 | 2,250 | 3 | 16.5 | 5.5 | 42% | 125% |
| | 産④ | 23,900 | 5,900 | 29,500 | 5 | 27.5 | 5.5 | 30% | 151% |
| | | | 1,300 | 6,500 | 5 | 27.5 | 5.5 | | |
| | 産⑤ | 33,300 | 16,700 | 50,100 | 3 | 16.5 | 5.5 | 50% | 150% |
| | 産⑥ | 15,100 | 5,400 | 21,600 | 4 | 22.0 | 5.5 | 36% | 143% |
| | 産⑦ | 11,000 | 4,200 | 21,000 | 5 | 27.5 | 5.5 | 38% | 191% |
| | 産⑧ | 22,200 | 11,000 | 44,000 | 4 | 22.0 | 5.5 | 50% | 198% |
| | 産⑨ | 24,600 | 11,800 | 47,200 | 4 | 22.0 | 5.5 | 48% | 192% |
| | 産⑩ | 3,400 | 1,300 | 6,500 | 5 | 27.5 | 5.5 | 38% | 191% |
| | 産⑪ | 18,800 | 7,600 | 30,400 | 4 | 22.0 | 5.5 | 40% | 162% |
| 産⑫ | 5,900 | 2,900 | 11,600 | 4 | 22.0 | 5.5 | 49% | 197% | |

注) 高さ制限 20m の地域は ■ で, 31m の地域は ■ で塗りつぶした。



凡例

- | | | | | |
|----------|---------|--------|------|------|
| 計画地 | 産業系土地利用 | 補助幹線道路 | 街区公園 | 計画建物 |
| 非産業系土地利用 | 区画道路 | 神社 | | |
| 幹線道路 | 河川 | 調整池 | | |
- 高木植栽帯 - - - 緩衝緑地

図 2.6-2 企業の建物配置計画

2.6.3 造成計画

1) 造成計画

改変区域図を図 2.6-3 に示す。掘削土量約 82,400m³、盛土量約 68,600m³で、基本的に計画地内で発生する掘削等の残土は、計画地内の盛土に再利用する計画である。また、計画地外に搬出する土量は約 13,800 m³であるが、これは「2.6.10 工事計画 5) 林運動場廃棄物対策工事」に示す対策工事土量である。

造成にあたっては、以下に示す点に留意していく。

(1) 防災上の安全性・法面の安定

宅地へ道路からの雨水流入がないよう、原則として宅地は道路より高く計画する。

(2) 地盤高の土地利用計画との調整

地区界沿いや河川沿い等、存置建物敷地の現況高と計画高に高低差が生じる場合は、擁壁の設置を検討する。

(3) 現況保存取り扱い

林神社と稲荷神社については、現況保存を前提として取り扱う。

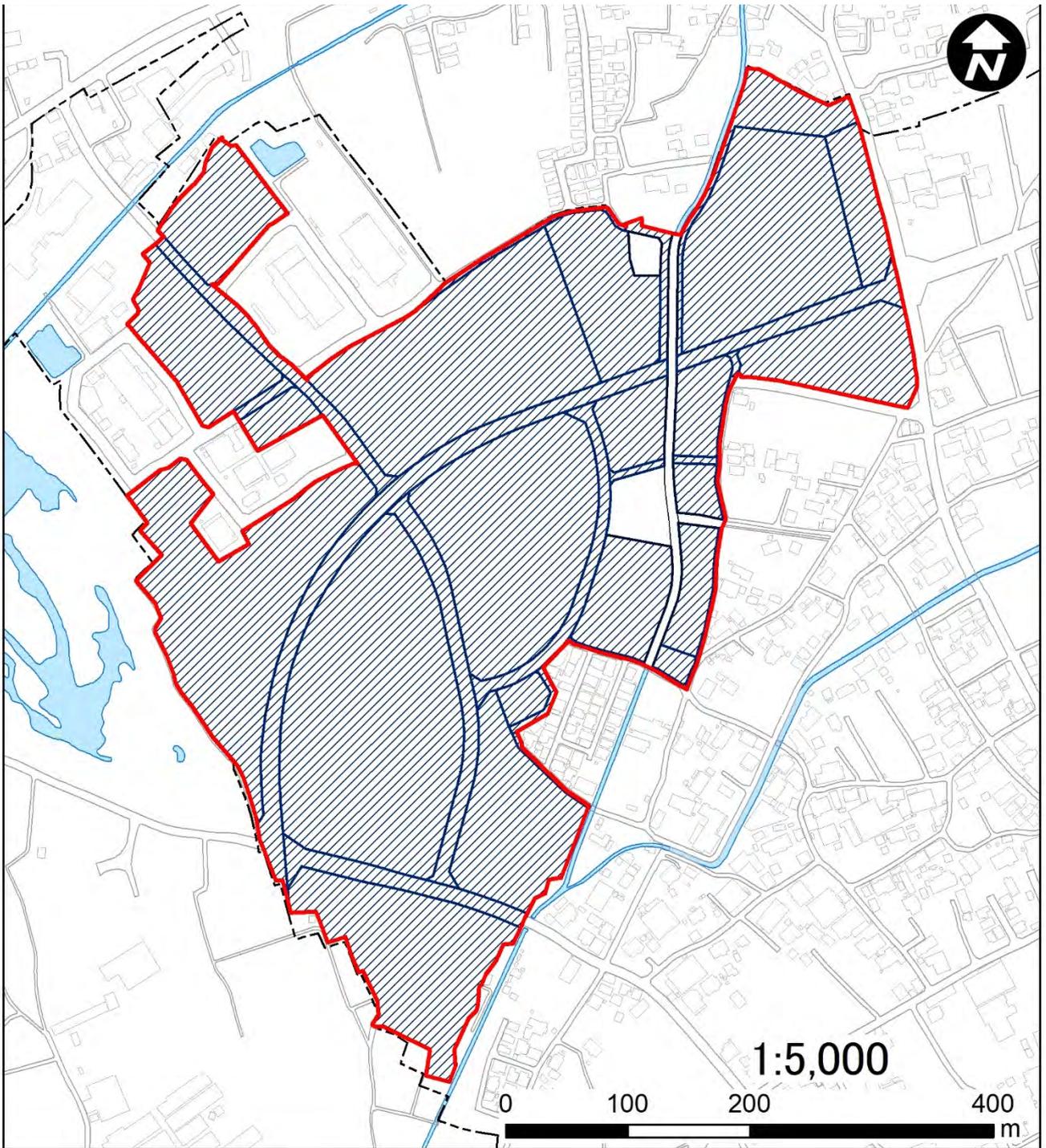
(4) 表土の保全及び活用

茶畑をはじめ、計画地内には農地が多いことから、表土の一部を仮置きするなどして保全し、公園や緑地の植栽土等に活用する。

2) 防災計画

防災計画図を図 2.6-4 に示す。防災計画については、計画地の地形、造成計画等を考慮して以下に示す点に留意していく。

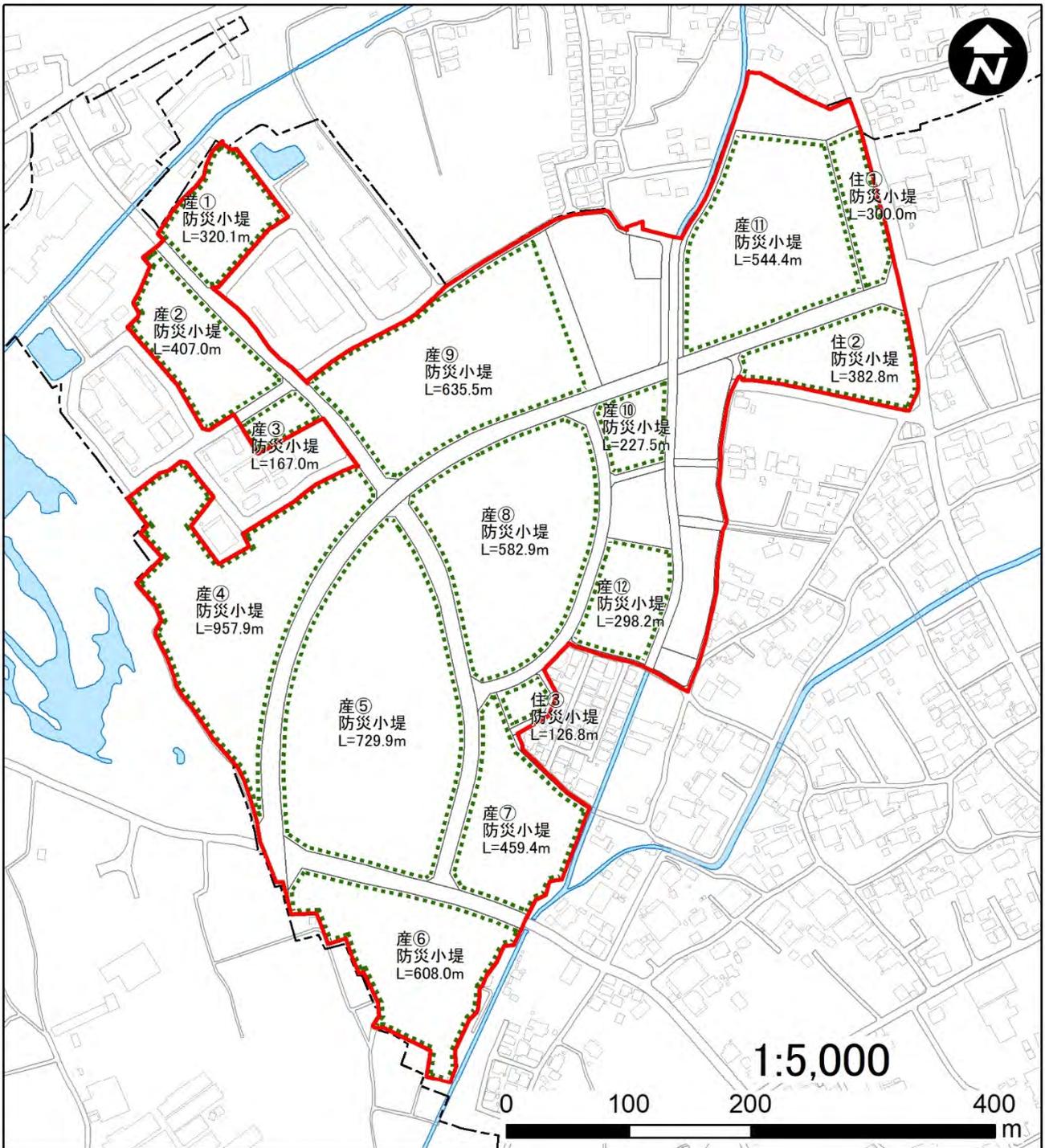
- ・造成工事にあたっては、防災の観点から、調整池設置工事を先行する。
- ・計画地外への土砂の流出を防止するため、防災小堤を設置する。
- ・工事施工箇所での排水については、調整池にて濁水を沈殿させ、谷川へ放流する。
- ・施工中の盛土表面を締固めし、降雨の滞水や浸食等が少なくなるようにする。
- ・盛土表面の転圧は、盛り土幅より広く余盛して、十分に転圧を行う。



凡例

□ 計画地 ▨ 改变区域

图 2.6-3 改变区域图



凡例

計画地
 防災小堤

图 2.6-4 防災計画图

2.6.4 施設計画

1) 道路

道路計画図を図 2.6-5 に示す。上藤沢・林・宮寺間新設道路を幹線とする地区内道路網の形成を図る。

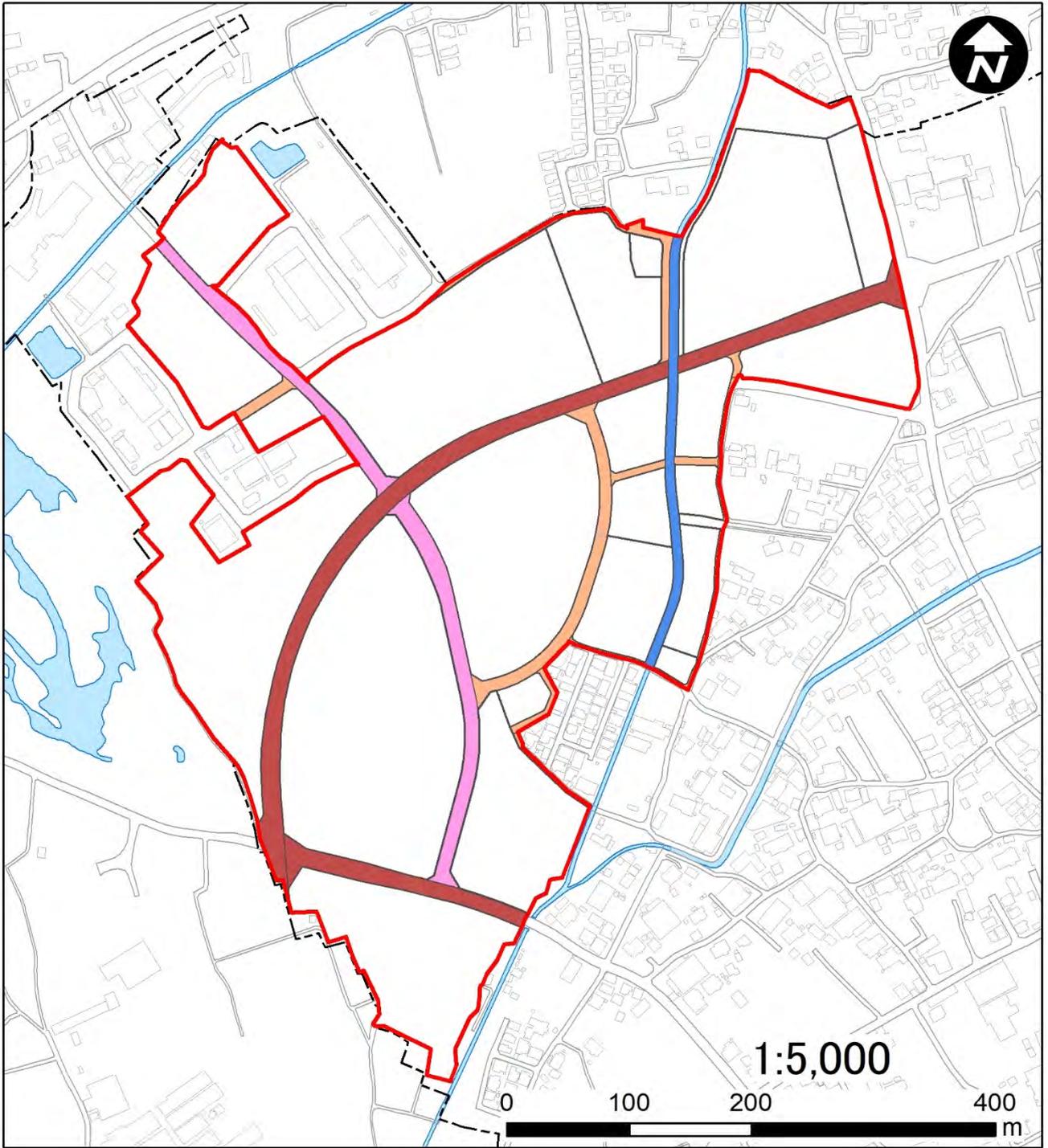
2) 公園・緑地

(1) 公園

公園配置計画図を図 2.6-6 に示す。公園・緑地は、住宅地との距離に留意して配置するとともに、地区面積の3%以上を確保する計画として、街区公園を3箇所整備する。

(2) 緑地

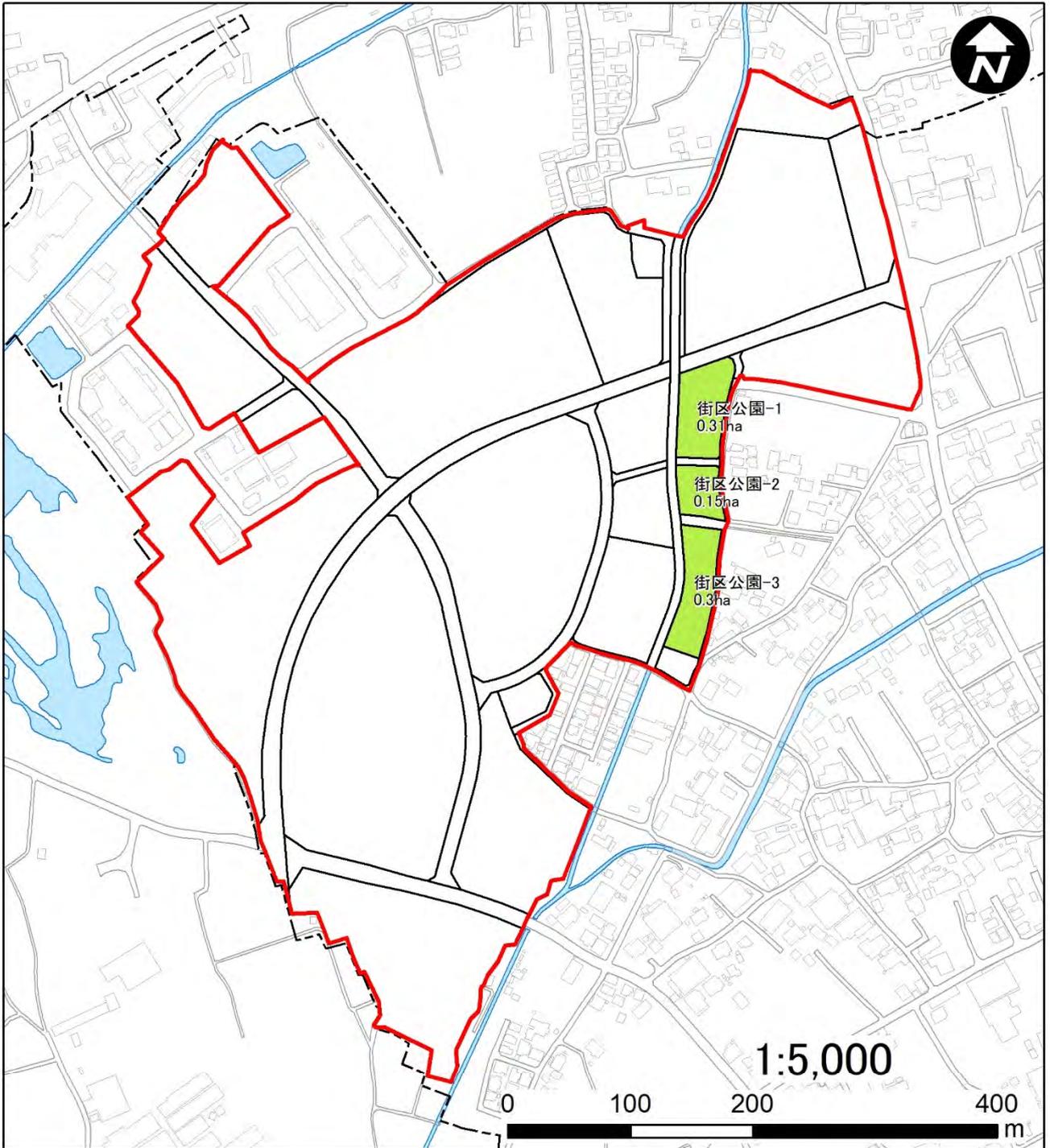
緑地配置計画図を図 2.6-7 に示す。周辺環境との調和や騒音・振動等による環境悪化をもたらさないよう、地区の境界や用途の境界に緩衝帯（緩衝緑地）を設置する。また、産業地の外周に高木植栽空間（高木植栽帯）を配置する。



凡例

- | | | | | | |
|---|-----|---|--------|---|----|
|  | 計画地 |  | 幹線道路 |  | 河川 |
| | |  | 補助幹線道路 | | |
| | |  | 区画道路 | | |

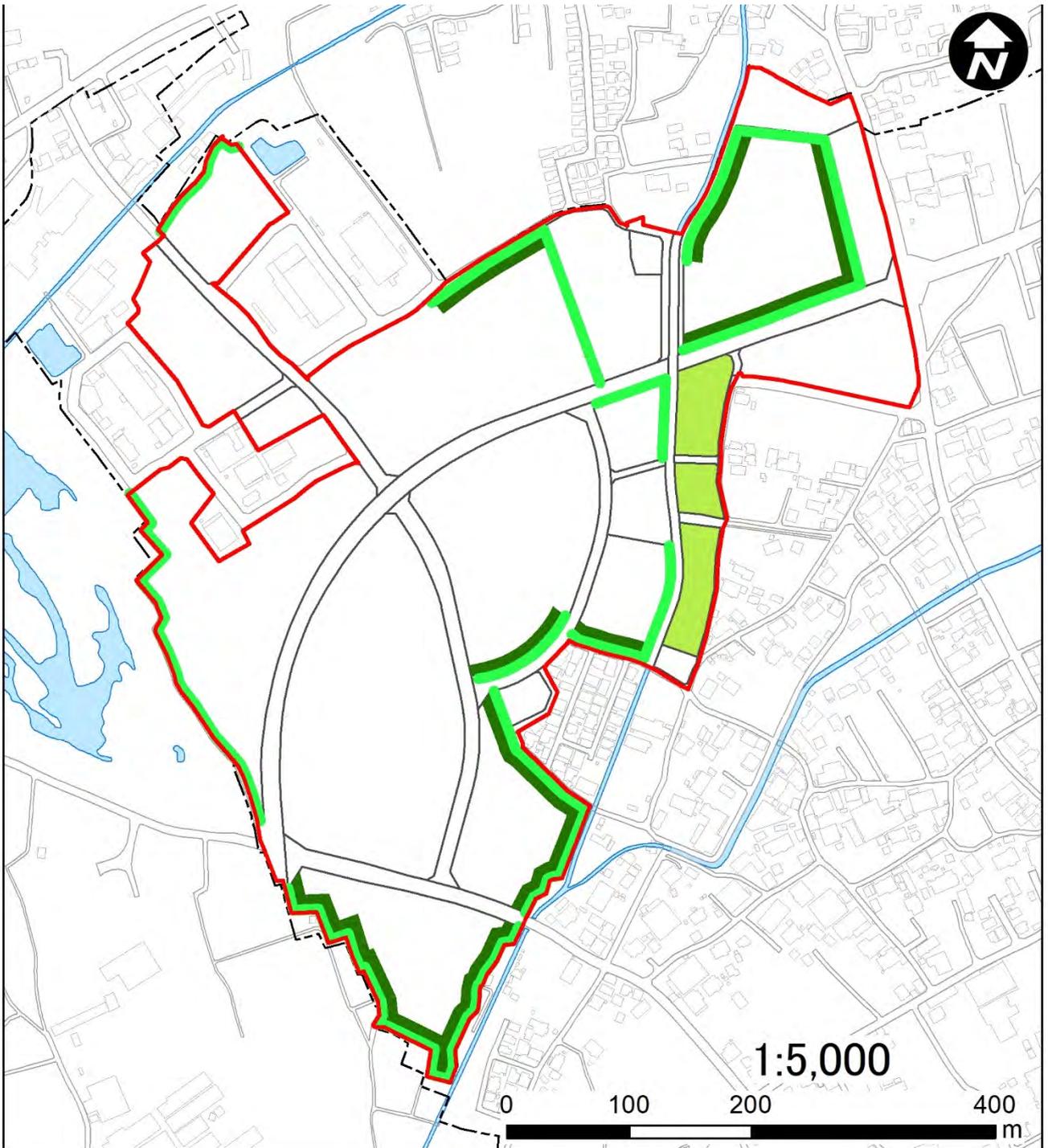
図 2.6-5 道路計画図



凡例

- 計画地
- 街区公園

图 2.6-6 公園配置計画図



凡例

- 計画地
- 街区公園
- 緩衝緑地
- 高木植栽帯

図 2.6-7 緑地配置計画図

2.6.5 供給施設計画

1) 給水

本事業の土地利用計画・道路整備計画と合わせて、上水管渠の移設及び新設を行い、供給する計画である。

2) ガス

ガス供給業者と協議し、将来的には都市ガスの供給も視野に入れた計画である。

3) 電力・電話

電力・電話会社と協議し、移設及び新設を行い、供給する計画である。

2.6.6 処理施設計画

1) 汚水排水

計画地は荒川右岸流域下水道区域に属し、荒川流域別下水道整備総合計画との調整を行い、供用時には公共下水道に接続する計画である。

2) 雨水排水

雨水排水については、計画地内の計画道路に雨水管やボックスカルバートを設置し、排水区域ごとに設ける調整池によって流出抑制を図り、谷川へ放流する計画である。

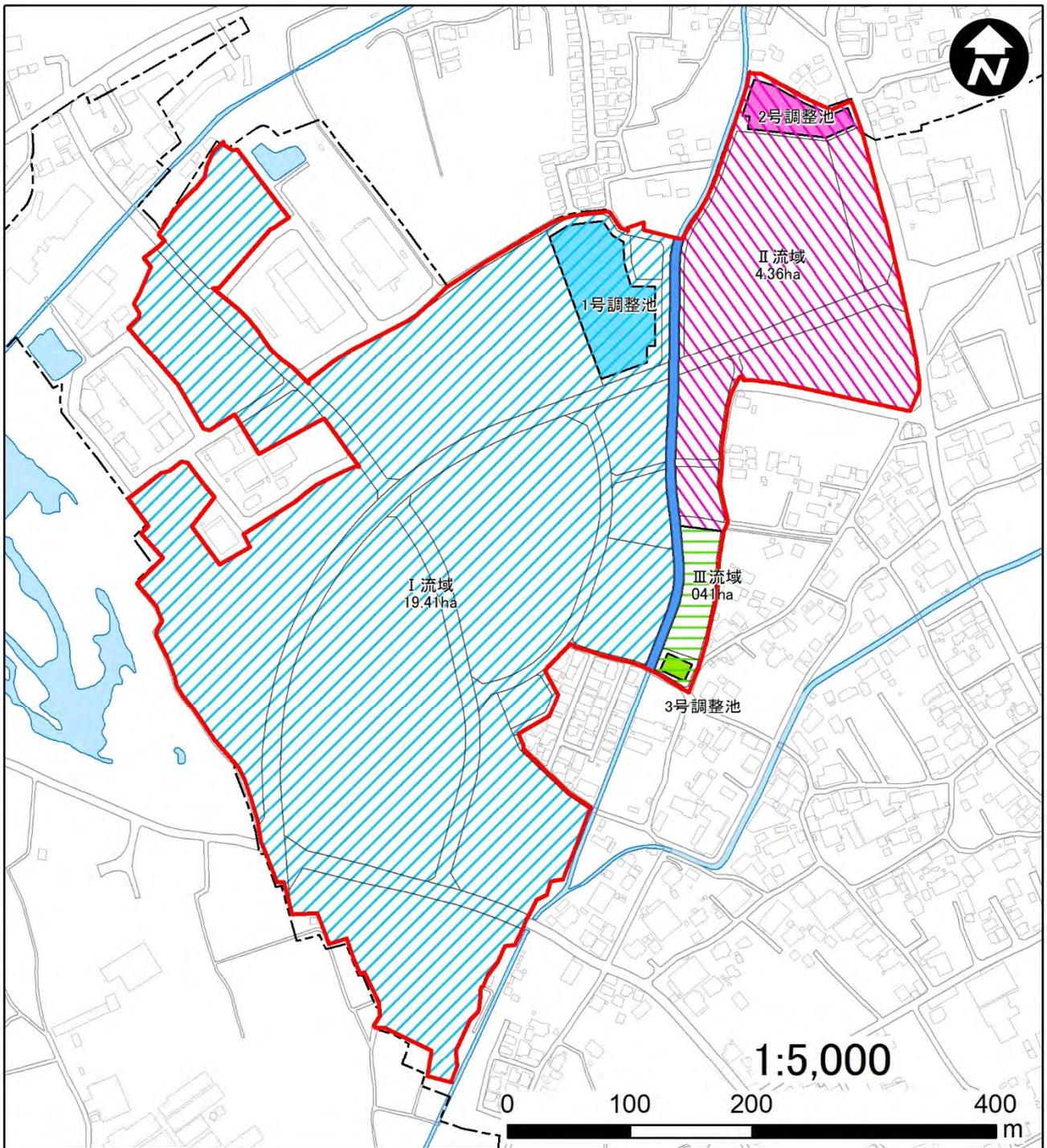
3) 調整池

調整池流域図を図 2.6-8 に示す。計画地を縦断する谷川を境に2つの排水区域（Ⅰ流域、Ⅱ流域）を設定し、排水区域ごとにそれぞれの最低標高点に調整池を設置する。なお、排水方法は、調整池からポンプにより吐水槽に汲み上げ、吐水槽から放流管により許容放流量以下で谷川へ自然排水する計画である。さらに、谷川より東側流域のうち南西部（Ⅲ流域）については、雨水流出抑制施設として浸透施設を設置し、許容放流量以下となるように調整し谷川に接続する計画である。

各調整池の諸元を表 2.6-4 に示す。各調整池は、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例-申請・届出の手引き」に基づき、調整池計画容量は必要対策量を満たし、最大放流量は放流先の許容放流量以下とする構造としている。さらに、昨今の集中豪雨に耐えうる調整池であることを確認するため、平成28年8月22日の台風9号及び令和元年10月12日の台風19号の降雨量を想定し、貯留量が不足していないことを確認しているとともに、これらの調整池を整備することで、計画地から谷川・不老川への雨水排水量は、現況より流出抑制効果が十分発揮されることを確認している。

表 2.6-4 調整池の諸元

| 調整池 | 流域面積 | 調整池計画容量 | 調整池面積 (計画水位) | 池底面積 | 計画水深 | 最大放流量 |
|-------|---------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-------|--------------------------|
| 1号調整池 | 19.41ha | 16,602.1m ³ | 6,042.9m ² | 5,412.6m ² | 2.9m | 0.112/ m ³ s |
| 2号調整池 | 4.36ha | 3,822.4m ³ | 1,919.5m ² | 1,561.6m ² | 2.2m | 0.024/ m ³ s |
| 3号調整池 | 0.41ha | 184.0m ³ | 330.0m ² | 330.0m ² | 0.59m | 0.0027/ m ³ s |



凡例

- 計画地
- I 流域
- II 流域
- III 流域
- 河川

図 2.6-8 調整池流域図

2.6.7 廃棄物処理計画

産業系においては、各進出企業にて、個別に適正な処理を行う。住宅系においては、ゴミ集積所の移設及び新設を行い、適正な処理を行う。

2.6.8 交通計画

1) 主要な走行経路

供用時における関連車両の主要な走行経路を図 2.6-9 に示す。

供用後は、上藤沢・林・宮寺間新設道路（一部計画）を通じ国道 463 号及び県道所沢青梅線に至るルートアクセスルートとし、「(仮称) 大森調節池入口」交差点および「三ヶ島工業団地入口」交差点から県道川越入間線には出入りしない計画である。

2) 発生・集中交通量

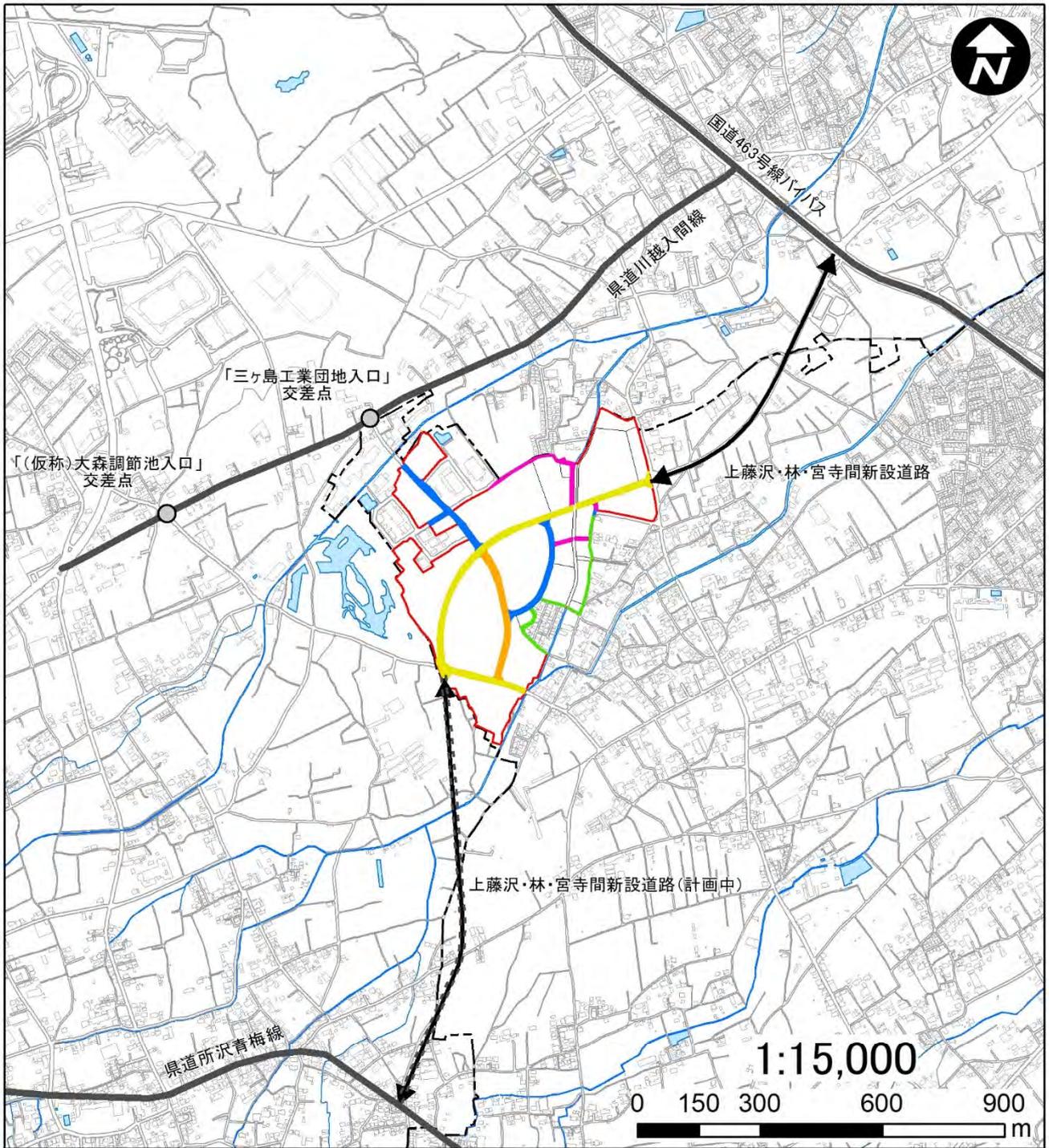
供用時における関連車両の発生・集中交通量を表 2.6-5 に示す。計画地全体の発生・集中交通量は、大型車 852 台/日、小型車 1,295 台/日の計 2,147 台/日となる計画である。

表 2.6-5 関連車両の発生・集中交通量（台/日）

| 土地利用 | 大型車 | 小型車 | 計 |
|------|-----|-------|-------|
| 産業系 | 852 | 1,266 | 2,118 |
| 非産業系 | 0 | 29 | 29 |
| 計 | 852 | 1,295 | 2,147 |

2.6.9 景観形成計画

埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針において設定されている「周辺環境との調和」、所沢市マチごとエコタウン推進計画（第 3 期所沢市環境基本計画）（2019～2028 年度）が掲げる「持続可能な環境づくり」や「共生を実現する環境づくり」といった基本理念を念頭に、所沢市公共施設緑化ガイドラインで定められている緑化の基準等を踏まえ、良好な景観整備を図るものとする。また、街なみ形成の手法としては、地区計画を基本とし、緑地空間を創出するための高木植栽空間の配置や敷地内緑化及び建築物の屋上緑化、壁面緑化等を推進し、緑豊かでうるおいのある市街地景観の形成を図るものとする。



凡例

- | | | | | | | | | | |
|---|-----|---|-----------|---|--------|---|--------|---|---------|
|  | 計画地 |  | 道路(12.5m) |  | 道路(9m) |  | 道路(4m) |  | 主要な走行経路 |
| | |  | 道路(12m) |  | 道路(6m) | | | | |

図 2.6-9 供用時における関連車両の主要な走行経路

2.6.10 工事計画

1) 工事工程

工事工程を表 2.6-6 に示す。工事期間は、令和 5 年度～令和 11 年度の約 7 年間に計画している。

表 2.6-6 工事工程

| 年度 | R05 | R06 | R07 | R08 | R09 | R10 | R11 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 準備工事 | ■ | | | | | | |
| 廃棄物対策工事 | ■ | ■ | | | | | |
| 調整池設置工事 | ■ | ■ | | ■ | | | |
| 土工事 | | ■ | ■ | ■ | | | |
| 用・排水工事 | | ■ | ■ | ■ | | | |
| 道路工事 | | | ■ | ■ | ■ | | |
| 公園工事 | | | | ■ | | | |
| 進出企業建設工事 | | | | ■ | ■ | ■ | ■ |

2) 工事概要

各工事の概要を以下に示す。

(1) 準備工事

工事着手にあたっての現地確認のほか、計画地内に存在する樹木の伐採など、造成工事を進める下準備を行う。また、土砂流出防止のための仮設沈砂池等の設置を行う。

(2) 廃棄物対策工事

林運動場の地中に埋設されている廃棄物の撤去・処分を行う。

(3) 調整池設置工事

土工事に先んじて、十分な調整容量を見込んだ調整池を設置する。

(4) 土工事

切盛土工、敷均・締固め、土砂運搬、法面整形等を行う。

(5) 用・排水工事

上水道管・ガス管の敷設、電柱及び架線（電力・通信）の設置を行う。また、U 字溝、管渠等の排水施設の敷設整備を行う。

(6) 道路工事

幹線道路・区画道路について、路床・路盤や表層アスファルト舗装工、植栽を行う。

(7) 公園工事

公園緑地施設設計に合わせた整地，園路，植栽等施設の整備を行う。

(8) 進出企業建設工事

各進出企業により，準備工事，杭工事，土工事，基礎工事，躯体工事，内外装・設備工事，外構工事が行われる。

3) 資材運搬等の車両運行計画

(1) 主要な走行経路

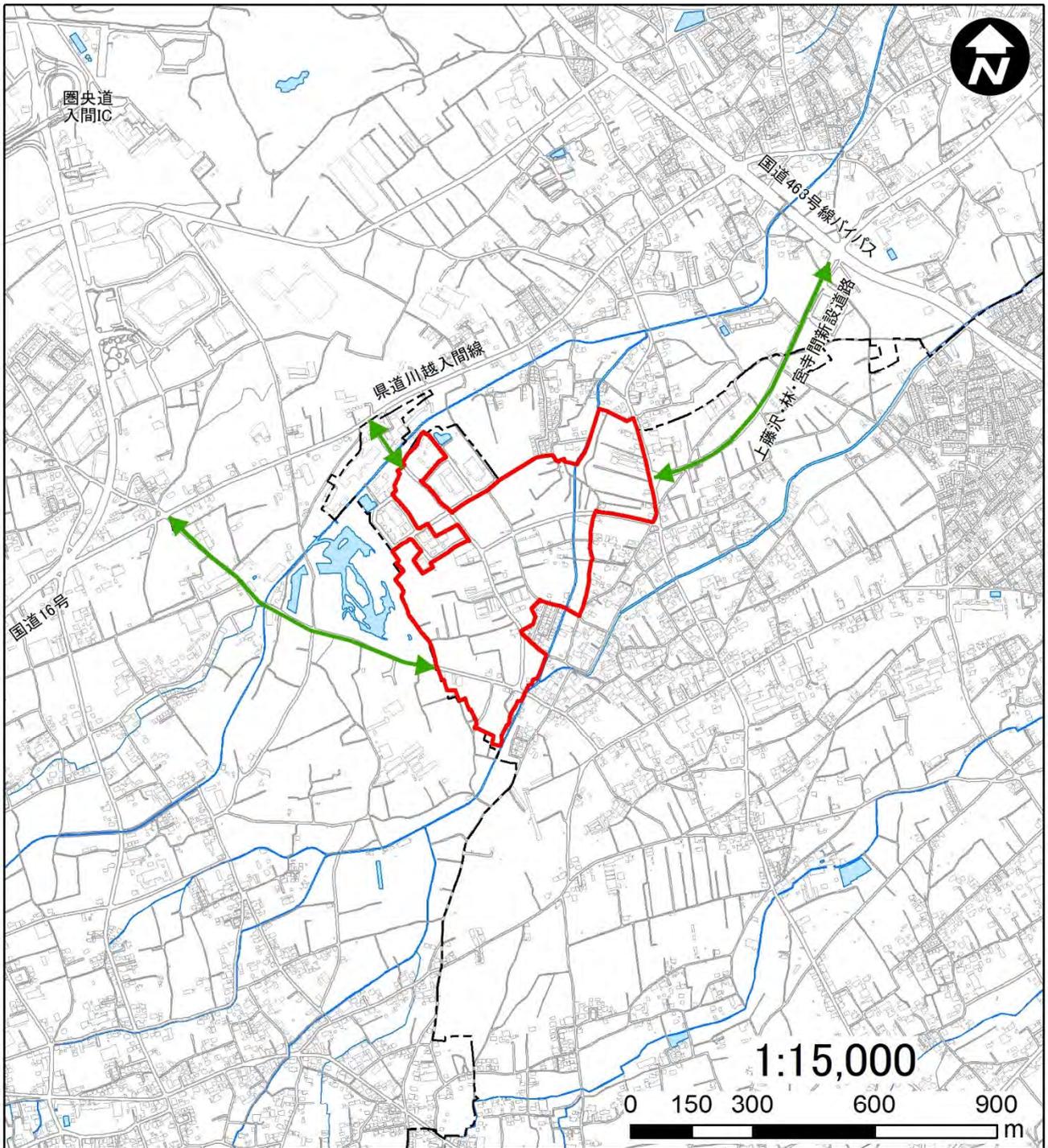
資材運搬等の車両の主要な走行経路を図 2.6-10 に示す。基本的に上藤沢・林・宮寺間新設道路を通じ国道 463 号に至るルートをメインアクセスルートとする。

(2) 走行台数

資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期は令和 8 年 10～12 月であり，1 日の走行台数は，大型車が片道 40 台/日，小型車が片道 30 台/日の計 70 台/日である。

4) 建設機械の稼働台数

建設機械の稼働台数が最大となる時期は令和 8 年 6 月であり，1 ヶ月の稼働台数は，1,482 台/月である。



凡例

計画地
 ↔ 主要な走行経路

図 2.6-10 資材運搬等の車両の主要な走行経路

5) 林運動場廃棄物対策工事

本事業の実施に際し、計画地に関する情報収集を進める中で、図 2.6-11 に示す計画地内の林運動場の一部が過去に廃棄物の埋立地であったという情報（昭和 51 年 1 月から昭和 52 年 9 月まで埋め立て。埋め立て後は、覆土 1 m の整地後、林運動場として運用。）があり、埋設された廃棄物の種類や深度、汚染の有無等を確認するため、調査（林運動場内 62 地点のボーリング、目視確認、廃棄物・土壌・9 地点の地下水の試料分析）を実施した結果、46 地点において廃棄物の埋設が確認され、その廃棄物は主に焼却灰であることが判明するとともに、一部の物質について基準値等を超過していることを確認した。

以上を踏まえ事業検討を行った結果、本事業の中で、廃棄物の除却や汚染への措置を適正に行っていく方針とした。

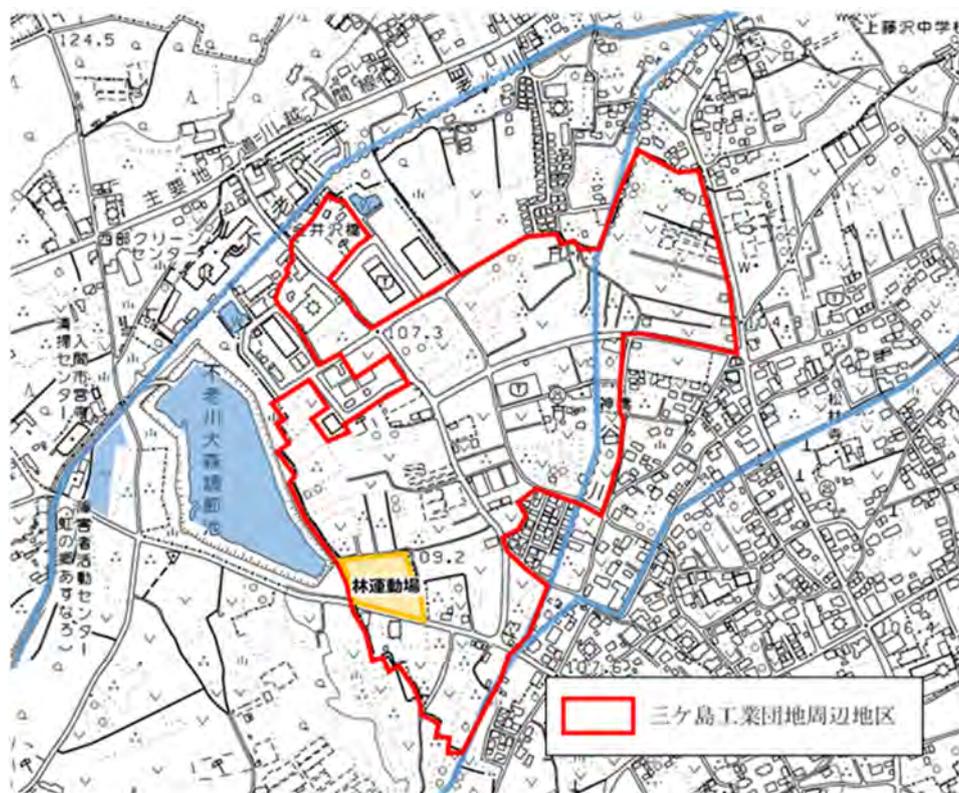


図 2.6-11 林運動場及び廃棄物埋立地の位置

廃棄物対策工事のフローを図 2.6-12 に示す。表土調査工及び試掘工により廃棄物範囲を確認したうえで、鋼矢板を設置し、設置範囲内の廃棄物を掘削除去、購入土にて埋め戻しを行い、鋼矢板撤去後、整地を行う。

掘削除去の際に生じる地下水に対しては、濁水処理設備を設置し、適宜水替えを行う。また、送気・吸気・活性炭吸着設備を設置し、作業中は換気を行う。

発生した廃棄物等については、処理業者により適切に処分する。

また、対策工事期間中は、観測井戸を設置し、地下水分析調査を行うとともに、敷地境界にて大気分析調査を行う等、対策工事に係る環境調査を実施する。

その他、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」（廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会）に準拠し、環境保全対策を実施する。

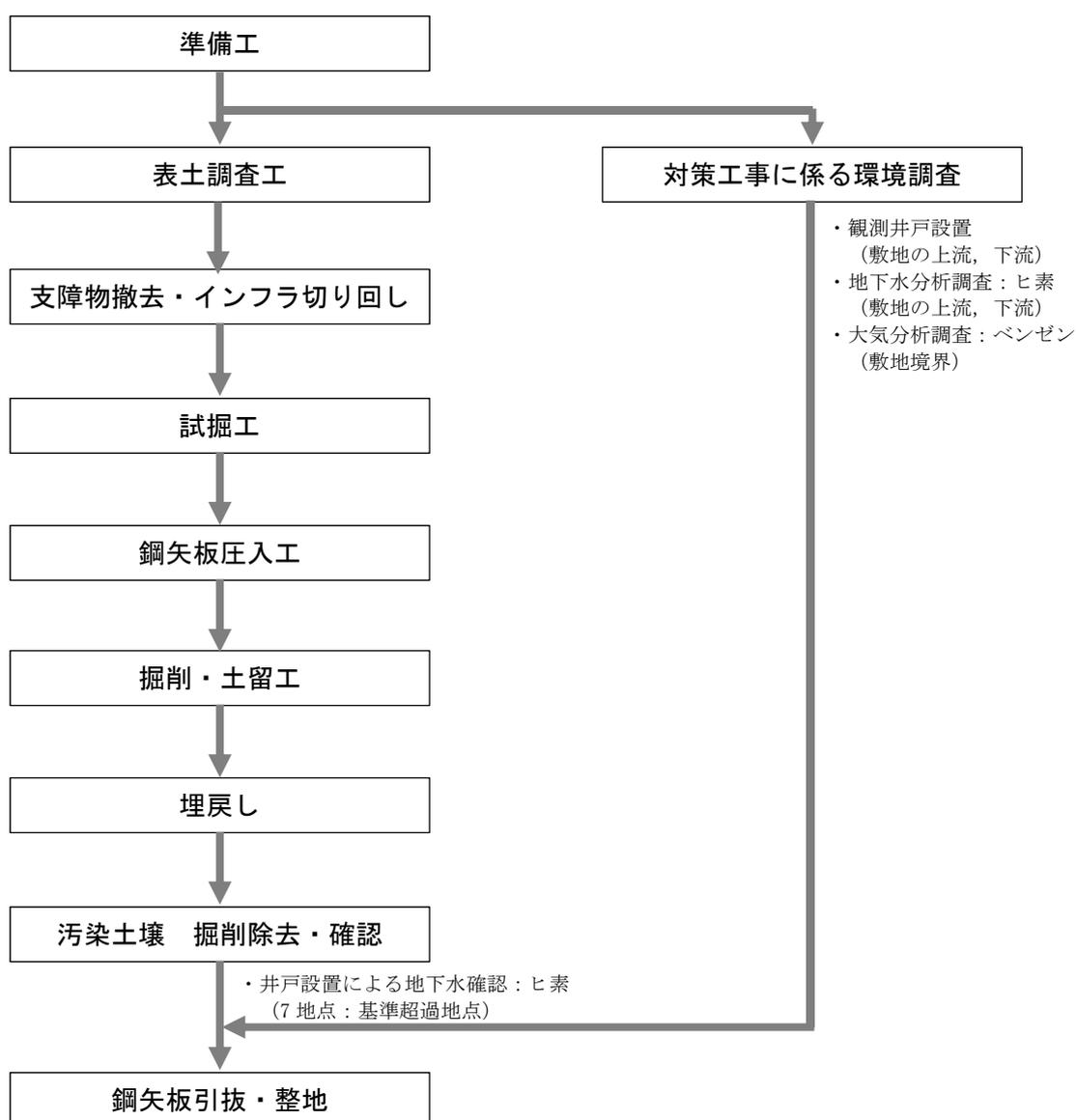


図 2.6-12 廃棄物対策工事のフロー

廃棄物対策工事により発生する主な廃棄物量等は、表 2.6-7 に示すとおり想定しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に基づき、産業廃棄物処理施設及び土壌汚染処理施設へ搬出し、適正に処分する計画である。

表 2.6-7 廃棄物対策工事により発生する主な廃棄物量等

| 項目 | 発生量 | 備考 |
|---------|---------|---------------------------------|
| 普通産業廃棄物 | 22,266t | V=12,370m ³ , 比重 1.8 |
| 特別産業廃棄物 | 1,134t | V=630m ³ , 比重 1.8 |
| 汚染土壌処理 | 1,440t | V=800m ³ , 比重 1.8 |

第3章. 関係地域

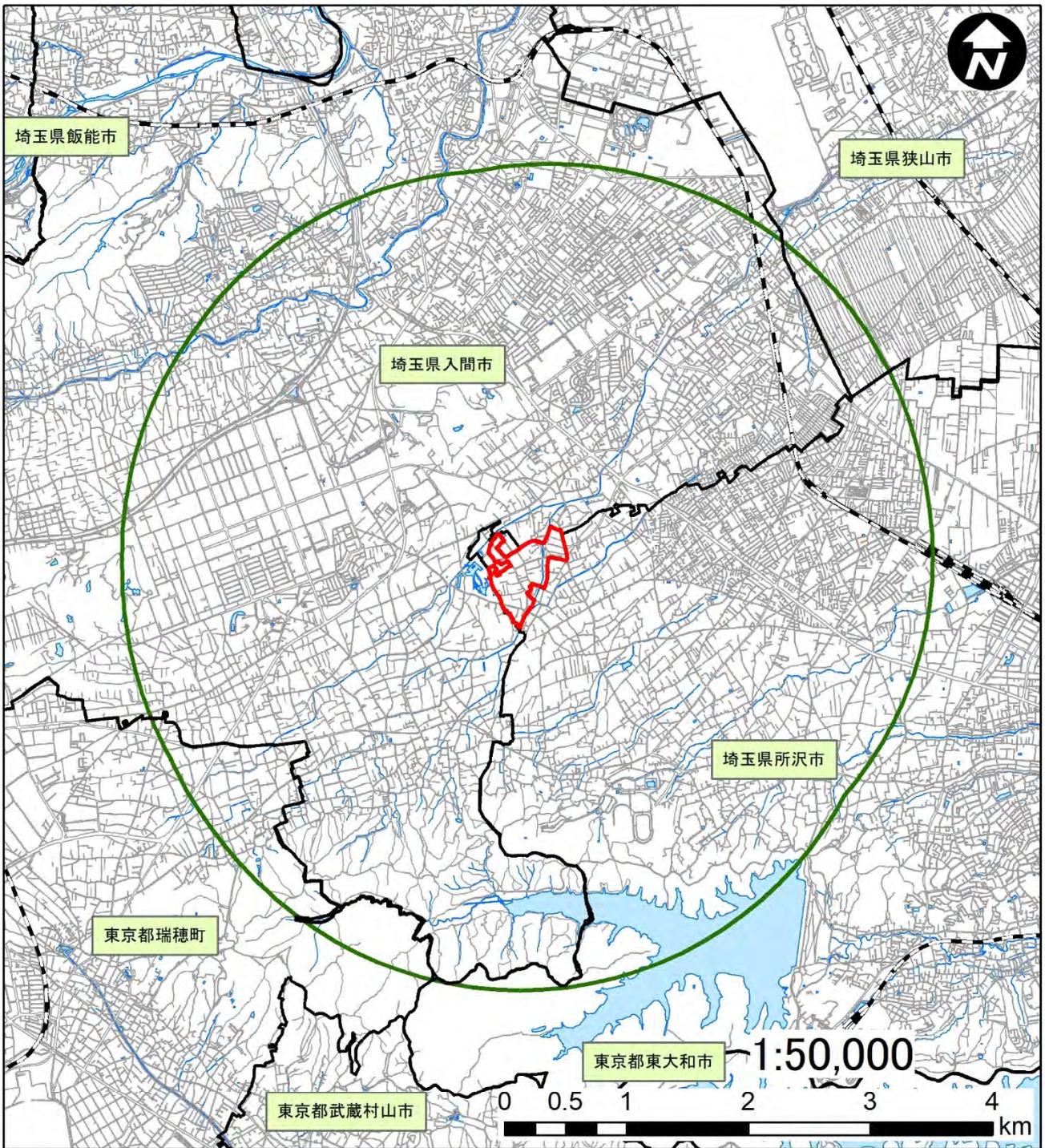
3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3 キロメートル以内の地域」を基準として設定するものとする。

3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 3.2-1 に示すとおりであり、以下の 3 市 1 町の一部が含まれる。

埼玉県所沢市，入間市，狭山市，東京都瑞穂町



凡例

- 計画地
- 計画地から3km

図 3.2-1 環境に影響を及ぼす地域

第4章. 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び知事の意見の概要と事業者の見解

4.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解は、表 4.1-1 に示すとおりである。

表 4.1-1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

| 項目 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|------|--|--|
| 事業計画 | 不老川は、たびたび洪水を引き起こしている。事業を進めるならば、①道路は、浸透性のある舗装にしていただきたい。②進出企業の敷地に基準以上の浸透ます等の設置、駐車場は舗装しないなどの制限をかけていただきたい。 | 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、調整池を新たに設置する計画である。 今後、調整池以外の雨水対策を土地区画整理組合と協議をしながら、検討する。 |
| | 公園や緑地を設けるなど湧水が枯れないように配慮してください。圏央道に行く車両は県道川越入間線にアクセスすることが充分考えられる。県道との交差点には、双方の道路に右折レーンを設けられるよう県や入間市と調整してください。 | 本事業では、湧水に影響を及ぼすような、大量の地下水を揚水する計画はない。 今後地下水位に関する調査を実施し、本事業による影響を予測・評価することにより、将来の土地利用について検討する。 アクセスルート以外の道路についても、既存の交通量等を踏まえ、必要に応じて道路管理者と協議を実施する。 また、自動車の走行に伴う大気質・騒音・振動について、新設道路のみならず、県道川越入間線も含めて調査・予測・評価を実施する。 |
| | この地域は北に不老川、南に林川・谷川に挟まれた河川の氾濫源の場所である。雨水に配慮した区域取りとなってなく残念である。 上藤沢・林・宮寺間新設道路を宮寺まで早期に着工し、その間に林地区全体の雨水等の流れを把握して雨水整備計画(調節池等)を練り、それから区画整理事業(工業)の計画を練るのが望ましい。 | 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、調整池を新たに設置する計画である。 計画地全域の雨水整備計画に関しては、上藤沢・林・宮寺間新設道路(幹線道路)や区画道路等、事業全体を把握し策定する。 今後、調整池以外の雨水対策を土地区画整理組合と協議をしながら、検討する。 |
| | 下流の藤沢地区に水害の影響が及ばないようにしてください。 周囲の環境に配慮して調節池を設置するのが基本である。 | 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、調整池を新たに設置する計画である。 今後、調整池以外の雨水対策を土地区画整理組合と協議をしながら、検討する。 |
| | | |

4.2 知事の意見と事業者の見解

知事の意見と事業者の見解は、表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | 知事意見 | 事業者の見解 |
|---|---|--|
| 事業計画について | 事業計画については、計画地内及び農地を主体とする周辺地域の環境に十分配慮し、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。 | 造成計画として、できる限り土工量を抑えることにより、建設機械及び工事用車両の台数の低減を図るとともに、調整池設置工事を先行することにより、工事施工箇所での排水については、調整池にて濁水を沈殿させるなど、環境負荷が低減される工事工程を検討した。 また、具体的な土地利用計画を定め、準備書第2章に記載した。 |
| | 上藤沢・林・宮寺間新設道路整備事業の進捗に伴い、交通量及び交通流が共に大きく変化すると予想されるため、その影響に十分に留意して調査、予測及び評価を行うこと。 | 存在・供用(自動車交通の発生)による大気質・騒音・振動への影響については、上藤沢・林・宮寺間新設道路整備事業の供用も想定したうえで、調査、予測及び評価を行った。 |
| 調査、予測及び評価について | 全般的事項 進出予定企業の業種を製造業、物流業としているが、事業内容をできる限り具体的に把握した上で、予測及び評価を行うこと。 なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、項目ごとに最大の負荷が見込まれる業種で予測及び評価を行うこと。 | 進出予定企業の業種を製造業、物流業としているが、現時点では事業内容に不明確な部分が残ることから、項目ごとに最大の負荷が見込まれる業種で予測及び評価を行った。 |
| | 騒音・振動 造成工事中及び供用後も大型車両の交通量の増加が見込まれるため、林神社北東部の住宅地を対象とする調査地点を追加する等、十分に留意して調査、予測及び評価を行うこと。 | 林神社北東部の住宅地を対象に、道路交通騒音・振動の調査地点を追加し、予測及び評価を行った。 |
| | 水質・動植物・生態系 工事による土砂流出等の水生生物の生息環境への影響が予想される。希少種に限らず、身近な生物にも配慮して予測及び評価を進めること。 また、底生生物の生息環境調査として、河川底質の状況を把握すること。 | 動植物については、希少種に限らず、動植物相として身近な生物も考慮して予測及び評価を行った。 また、底生生物調査地点において、河川底質の調査を追加し、底生生物の生息環境を把握した。 |
| | | 緑地の減少により、生物の狭山湖等からの移動経路(ネットワーク)が分断されるおそれがあるため、地域の概況を広域で把握し、生態系の評価を行うこと。 |
| 計画地周辺で活動する環境保全団体等から情報収集を行い、予測及び評価に活かすとともに、環境保全に努めること。 | 計画地に隣接する大森調節池の動植物等について、環境保全団体から情報を収集し、予測及び評価に活用した。 | |

| 項目 | | 知事意見 | 事業者の見解 |
|---------------|------------|--|---|
| 調査、予測及び評価について | 景観 | 各神社の参道を視軸とした撮影ポイントを設置し、景観変化の影響について予測すること。 | 景観については、林神社及び稲荷神社の参道を視軸とした場所に調査地点を追加し、景観変化の影響について予測及び評価を行った。 |
| | | 住民が日常的に慣れ親しんだ茶畑の景観について、茶畑がなくなった時点での景観像に対する予測を行うこと。 | 景観の各調査地点においてフォトモンタージュを作成し、現況写真との比較により、茶畑も含め景観変化の影響について予測及び評価を行った。 |
| | 自然とのふれあいの場 | 既存のウォーキング団体や日常的な散策者等に、散歩等の利用実態について調査し、ふれあいの場への影響を評価すること。 | 自然とのふれあいの場については、現状の散歩ルート等を勘案し、現地調査地点を2地点設定し、歩行者等の数をカウントするとともに、アンケート及びヒアリングを行い、散歩等の利用実態を把握したうえで、予測及び評価を行った。 |
| | 史跡・文化財 | 計画地の地形等を考慮すると、埋蔵文化財が広く存在する可能性があるため、包蔵地外も含めて調査を行うこと。 また、試掘においては、旧石器時代の遺物がある可能性があるため、関東ローム層内についても確認を行うこと。 | 埋蔵文化財については、事前に試掘等の調査を行い、可能な限り埋め戻して保存を図った上で、保存が難しい場所は、記録保存を図る。 なお、調査、保全に当たっては、周知の埋蔵文化財包蔵地の周囲の確認も含め、事業着手前に所沢市教育委員会と協議を行い、指導を受けながら適切に実施するものとする。 |

第5章. 環境影響評価の調査項目及び調査方法

5.1 環境影響要因の把握

「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」）を抽出した。

工事中における環境影響要因としては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事が挙げられ、供用時における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生が挙げられる。本事業の実施に伴う環境影響要因を表 5.1-1 に示す。

表 5.1-1 環境の保全の見地からの意見を有した者の意見の概要と事業者の見解

| 影響を及ぼす時期 | 影響要因の区分 | 環境影響要因 |
|----------|---------|--------------------------------------|
| 工事中 | 工事 | 建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事 |
| 供用時 | 存在・供用 | 造成地の存在 施設の存在 施設の稼働 自動車交通の発生 |

5.2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「工業団地・流通業務施設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

本事業においては、表 5.2-1 に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の17項目を選定した。

本事業における環境影響評価項目として選定した理由または選定しない理由も表 5.2-1 に示した。

表 5.2-1 (2) 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

| 調査・予測・評価の項目 | 環境影響要因 | 工事 | | | 存在・供用 | | | | 選定の可否 | 選定した理由または選定しない理由 | | |
|---|-----------------------------|------------------------|-------------|--------|--------|-------|-------|----------|-------|------------------|--|--|
| | | 建設機械の稼働 | 資材運搬等の車両の走行 | 造成等の工事 | 造成地の存在 | 施設の存在 | 施設の稼働 | 自動車交通の発生 | | | | |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目 | 動物 | 保全すべき種 | ○ | | | ○ | | | | ○ | 工事 工事の実施に伴う保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられる。 | |
| | 植物 | 保全すべき種 | | | ○ | ○ | | | | ○ | 存在 造成地の存在に伴う保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられる。 | |
| | | 植生及び保全すべき群落 | | | ○ | ○ | | | | ○ | 工事 造成等の工事に伴う保全すべき種及びその生育環境への影響が考えられる。 | |
| | | 緑の量 | | | | × | | | | × | 存在 造成地の存在に伴う植生及び保存すべき群落への影響が考えられる。 | |
| | 生態系 | 地域を特徴づける生態系 | | | | ○ | | | | ○ | 工事 計画地及びその周辺は市街化調整区域であり、都市的地域ではない。また、本事業においては、既存工業団地内の緑地と合わせて、施行区域面積の3%を公園・緑地として確保した計画である。 | |
| 人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目 | 景観 | 景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源） | | | | ○ | ○ | | | ○ | 存在 造成地の存在、施設の存在に伴う景観資源への影響が考えられる。 | |
| | | 眺望景観 | | | | | ○ | | | ○ | 存在 造成地の存在、施設の存在に伴う眺望景観の変化による影響が考えられる。 | |
| | 自然とのふれあいの場 | 自然とのふれあいの場 | | | ○ | ○ | ○ | △ | | ○ | 工事 工事の実施に伴う自然とのふれあいの場への影響が考えられる。 | |
| | 史跡・文化財 | 指定文化財等 | | | | × | | | | | × | 存在 計画地には指定文化財等は存在しない。 |
| | | 埋蔵文化財 | | | | ○ | | | | | ○ | 存在 計画地には埋蔵文化財包蔵地が存在し、造成地の存在に伴う埋蔵文化財への影響が考えられる。 |
| | 日照障害 | 日影の状況 | | | | | ○ | | | ○ | 存在 施設の存在に伴う周辺地域への日照障害の影響が考えられる。 | |
| | 電波障害 | 電波受信状況 | | | | | ○ | | | ○ | 存在 施設の存在に伴う周辺地域への電波障害の影響が考えられる。 | |
| | 風害 | 局所的な風の発生状況 | | | | | | | | - | - | - |
| | 光害 | 人工光又は工作物による反射光 | | | | | | | | - | - | - |
| | 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目 | 廃棄物等 | 廃棄物 | | | ○ | | | ○ | | ○ | 工事 造成等の工事に伴う廃棄物の発生による影響が考えられる。 |
| 残土 | | | | | ○ | | | | | ○ | 工事 施設の稼働に伴う廃棄物の発生による影響が考えられる。 | |
| 雨水及び処理水 | | | | | | | | ○ | | ○ | 工事 造成等の工事に伴う残土の発生による影響が考えられる。 | |
| 温室効果ガス等 | | 温室効果ガス | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | 工事 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の発生による影響が考えられる。 |
| | オゾン層破壊物質 | | | | | | | × | | × | 供用 施設の稼働、自動車交通の発生に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の発生による影響が考えられる。本事業では、フロン等のオゾン層破壊物質を大量に発生させる企業の誘致計画は無い。 | |
| 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目 | 放射線の量 | 放射線の量 | × | × | × | | | | | × | 工事 計画地及びその周辺の空間放射線量測定結果によると、対策基準値（毎時0.23マイクロシーベルト）を下回っている。 | |

凡例 ○：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「標準的に選定した項目」であり、選定した項目
 △：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「事業特性、地域特性により選定した項目」であり、事業特性、地域特性により選定した項目
 ×：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「標準的に選定した項目」または、「事業特性、地域特性により選定した項目」であるが、現時点で不要と考えられる項目
 ◎：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「標準的に選定した項目」または、「事業特性、地域特性により選定した項目」ではないが、事業特性、地域特性により選定した項目

5.3 調査方法等

選定した環境影響評価項目について、表 5.3-1～表 5.3-14 に示す手法で現地調査を行った。なお、土壌、廃棄物等、温室効果ガス等については、現地調査は行わないこととした。

表 5.3-1 大気質調査方法

| 調査項目 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|--|---|---|--|---|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| 二酸化窒素 | 「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法とした。 | 1. 調査地域 対象事業により大気汚染物質濃度に一定程度以上の変化が想定される地域とし、計画地及びその周辺とした。 | 年間の大気状況が把握できる時期とし、各季 1 回、計 4 回とした。 | 現地調査結果と比較検討を行うため、下記の既存測定データの 1 時間値を現地調査と同一期間、収集、整理した。 |
| 二酸化硫黄 | | | | |
| 浮遊粒子状物質 | 「大気汚染に係る環境基準について」に定める方法とした。 | 2. 調査地点 計画地内で、周辺の発生源や建築物からの影響が小さく、当該地域の大気質、気象の条件を代表した地点として、計画地内 1 地点とした。 | <ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物及び二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素は、7 日間測定とした。 ・粉じんは、1 ヶ月測定とした。 ・有害物質は、1 日 24 時間測定とした。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境大気常時測定結果（一般局）入間、所沢市北野、（自排局）入間、所沢市和ヶ原 |
| 微小粒子状物質 | | | | |
| 炭化水素 （非メタン炭化水素） | 「環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について」に定める方法とした。 | | | |
| 粉じん（降下ばいじん） | ダストジャー法とした。 | | | - |
| 有害物質 | ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン | | | - |
| | ダイオキシン類 | | | - |
| | 塩化水素 | | | - |
| 地上気象 ・風向・風速 ・日射量 ・放射収支量 ・気温・湿度 | 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）及び「環境大気常時監視マニュアル第 4 版」に定める方法とした。 | | 年間の気象状況が把握できる時期とし、1 年間通年測定とした。 | 下記の既存測定データの 1 時間値を過去 10 ヶ年分収集、整理した。 <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁観測結果（所沢地域気象観測所、熊谷地方気象台） ・環境大気常時測定結果（一般局）入間、所沢市北野、（自排局）入間、所沢市和ヶ原 |
| 断面交通量 | （騒音・低周波音の「断面交通量」と同じとした。） | | | |

表 5.3-2 騒音・低周波音調査方法

| 調査項目 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|------------------------------------|---------------------------------------|---|----------------------------------|---|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| 一般環境騒音 (L_{A5} , L_{Aeq}) | 「騒音に係る環境基準について」に準拠した。 | 1. 調査地域 対象事業により騒音レベルに一定程度以上の変化が想定される地域とし、計画地内及びその周辺とした。 | 平日の代表的な日及び休日の代表的な日、各1日(24時間)とした。 | 下記の既存測定データを収集、整理した。 ・埼玉県騒音調査結果 |
| 道路交通騒音 (L_{Aeq}) | | 2. 調査地点 計画地の騒音の状況を代表した箇所のうち、住居地域や学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した2地点とした。 | | |
| 低周波音 | 低周波音の測定方法に関するマニュアル(平成12年10月環境省)に準拠した。 | 1. 調査地域 対象事業により騒音レベルに一定程度以上の変化が想定される地域とし、計画地界周辺とした。 2. 調査地点 計画地の低周波音の状況を代表した箇所のうち、住居地域や学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した2地点とした。 | 平日の代表的な日及び休日の代表的な日、各1日(24時間)とした。 | - |
| 断面交通量 | 車種別・方向別交通量、走行速度、道路構造等を記録した。 | 1. 調査地域 対象事業により騒音レベルに一定程度以上の変化が想定される地域とし、計画地界周辺とした。 2. 調査地点 道路交通騒音と同地点とした。 | 道路交通騒音測定と同時とした。 | 下記の既存測定データを収集、整理した。 ・H27年度道路交通センサス |

表 5.3-3 振動調査方法

| 調査内容 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|------------------------|---|--|----------------------------|------|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| 環境振動 (L_{10}) | 「振動規制法施行規則」に準拠し24時間測定した。 | 1. 調査地域 対象事業により振動レベルに一定程度以上の変化が想定される地域とし、計画地内とした。 | 平日の代表的な日及び休日の代表的な日、各1日とした。 | - |
| 道路交通振動 (L_{10}) | | 2. 調査地点 住居地域や学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した2地点とした。 | | |
| 断面交通量 | (騒音の「交通量」と同じとした。) | | | |
| 地盤卓越振動数 | 大型車単独通過時10台を対象に振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数(地盤卓越振動数)を測定した。 | 道路交通振動の調査地点と同様した。 | 道路交通振動の調査時間内に実施した。 | - |

表 5.3-4 悪臭調査方法

| 調査項目 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|---------------|----------------------------------|--|--|------|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| 臭気指数 | 「悪臭防止法」に定める方法に準拠した。 | 1. 調査地域 対象事業により悪臭(臭気)に一定程度以上の変化が想定される地域とし、計画地敷地境界周辺とした。 | 悪臭の発生しやすい時期を考慮し、風が弱く、気温が高く、悪臭の影響が出やすい夏季と、風が強い時期として冬季を選定した。 | — |
| 気象 (風向・風速) | 「地上気象観測指針」に定める方法に準拠し、風向・風速を測定した。 | 2. 調査地点 住居地域や学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した5地点とした。 | | — |

表 5.3-5 水質調査方法

| 調査内容 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|---------------------|-------------------------------|---|--|--|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| 浮遊物質量(SS) | 「水質汚濁に係る環境基準について」に準拠した。 | 1. 調査地域 対象事業により水質に一定程度以上の変化が想定される地域とし、計画地からの工事中の濁水放流先である不老川、谷川、林川と、計画地に隣接した大森調節池とした。 2. 調査地点 不老川、谷川ともに、計画地からの濁水の流入が考えられる計画地下流端1地点(⑤)、排水の影響のない3地点(①, ②, ③)、谷川の林川分流後1地点(④)、林川の谷川分流後1地点(⑥)及び計画地に隣接する大森調節池内1地点(⑦)の計7地点とした。 | 年間を通じた水質及び流量等の現状を把握し得る期間とし、平常時年4回及び降雨時2回とした。 | 下記の既存測定データを収集、整理した。 ・公共用水域水質測定結果(不老川:入曽橋)他 |
| 流速, 流量, 流路断面, 水温 | 「国土交通省河川砂防技術基準 調査編」に準拠した。 | | | 下記の既存測定データを収集、整理した。 ・調査時の降雨量 気象庁観測結果(所沢観測所, 飯能観測所) |
| 土壌特性 | 調査地点より土壌を採取し、室内試験(沈降試験)を実施した。 | 計画地内の1地点(⑧)とした。 | 現地調査期間中1回とした。 | — |

表 5.3-6 水象調査方法

| 調査内容 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|----------------|--|--|--|--|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| 河川等の流量, 流速及び水位 | (水質の「流速, 流量, 流路断面」と同じとした。) | | | |
| 地下水の水位及び水脈 | 地下水の分布については、ボーリング調査により把握した。また、地下水の水位等については、自記水位計により把握した。 | 1. 調査地域 計画地内とした。 2. 調査地点 計画地内の地下水水位, 流動方向を把握したために、計画地内3地点とした。 | 年間を通じた地下水水位等の現状を把握し得る期間として1年間の連続観測とし、点検については年12回(各月1回)とした。 | 下記の既存資料を収集、整理した。 ・地形図 ・地形分類図 ・表層地質図 等 |
| 降水量 | — | — | — | 下記の既存測定データを収集、整理した。 ・調査時の降水量 気象庁観測結果(所沢観測所, 飯能観測所) |

表 5.3-7 動物調査方法

| 調査内容 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|-----------|--|---|---|--|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| 哺乳類 | 任意踏査 捕獲調査 センサーカメラ調査 バットディテクタによるコウモリ調査 | 1. 調査地域 対象事業により哺乳類に対する影響が想定される地域とし、計画地及び周辺 200m の範囲とした。 2. 調査地点 調査地域全域とした。小型哺乳類を対象としたトラップ、カメラは 2 か所に設置した。 | 春・夏・秋・冬の 4 季、 トラップ法は春及び秋に実施した。 | 下記の既存資料を収集、整理した ・ 埼玉県レッドデータブック 2018 ・ 環境省レッドリスト 2020 |
| 鳥類 | 一般鳥類 任意踏査 ラインセンサス 定点調査 | 1. 調査地域 対象事業により鳥類に対する影響が想定される地域とし、計画地及び周辺 200m の範囲、猛禽類は 2km の範囲とした。 2. 調査地点 調査地域全域とした。ラインセンサスは主に農地を通るルートと河川敷を通るルート、定点調査は調査地域を見渡せる 2 地点程度設定した。猛禽類定点は、営巣等の利用が想定される地域が見渡せる 3 地点程度を設定した。 | 春渡り・繁殖期・夏・ 秋渡り・越冬の年 5 回 とした。 2 月～8 月に月 1 回と した。 | |
| | 猛禽類 定点観察 任意踏査 | | | |
| 爬虫類 | 任意踏査 | 1. 調査地域 対象事業により両生類・爬虫類に対する影響が想定される地域とし、計画地及び周辺 200m の範囲とした。 2. 調査地点 調査地域全域とした。 | 年 3 回(春, 夏, 秋の 3 季)及びアカカエル 産卵期 1 回とした。 | |
| 両生類 | | | | |
| 昆虫類 | 任意採取 トラップ調査 | 1. 調査地域 対象事業により昆虫類に対する影響が想定される地域とし、計画地及び周辺 200m の範囲とした。 2. 調査地点 調査地域全域とした。ライトトラップ、ベイトトラップは 2 地点に設置した。 | 春・夏・秋の 3 季とし た。 | |
| 魚類 | 捕獲調査 | 1. 調査地域 対象事業により水生生物の生息状況に一定程度以上の変化が想定される地域とし、不老川、谷川、大森調節池とした。 2. 調査地点 調査地域のうち、不老川、谷川ともに、計画地からの濁水の流入が考えられる計画地下流端 1 地点 (⑤)、排水の影響のない 3 地点 (①, ②, ③)、谷川の林川分流後 1 地点 (④)、林川の谷川分流後 1 地点 (⑥) 及び計画地に隣接する大森調節池内 1 地点 (⑦) の計 7 地点とした。 | 春・夏・秋の 3 季とし た。 | |
| 底生生物 等 | 採集調査 | 1. 調査地域 対象事業により水生生物の生育生息状況に一定程度以上の変化が想定される地域とし、不老川、谷川、大森調節池とした。 2. 調査地点 調査地域のうち、不老川、谷川ともに、計画地からの濁水の流入が考えられる計画地下流端 1 地点 (⑤)、排水の影響のない 3 地点 (①, ②, ③)、谷川の林川分流後 1 地点 (④)、林川の谷川分流後 1 地点 (⑥) 及び計画地に隣接する大森調節池内 1 地点 (⑦) の計 7 地点とした。 | 春・夏・冬の 3 季とし た。 | |

表 5.3-8 植物調査方法

| 調査内容 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|------|----------|---|------------------------------|--|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| 植物相 | 目視観察 | 1. 調査地域 対象事業により植物相に対する影響が想定される地域とし、計画地及び周辺 200m の範囲とした。 2. 調査地点 調査地域全域とした | 春、夏、秋の 3 季とした。 | 下記の既存測定データを収集、整理した。 ・埼玉県レッドデータブック 2018 ・環境省レッドリスト 2020 |
| 植生 | 植物社会学的手法 | 1. 調査地域 対象事業により植生に対する影響が想定される地域とし、計画地及び周辺 200m の範囲とした。 2. 調査地点 調査地域全域とした。コドラートは植生区分ごとに 1 地点以上設定した。 | 植物の生育が盛んで、かつ種の確認率が高い夏季に実施した。 | |

表 5.3-9 生態系調査方法

| 調査内容 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|----------------|--|---|------------------|------|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| 地域を特徴づける生態系の区分 | 動物及び植物の調査結果を用い、さらに既存の文献又は資料を引用し、これを解析することにより行った。 | 1. 調査地域 調査地域は、植物及び動物の調査範囲に準じ、計画地及び周辺 200m の範囲とした。 2. 調査地点 調査地域全域とした。 | 動物及び植物の調査期間に準じた。 | - |
| 指標種による生態系の構造 | | | | - |

表 5.3-10 景観調査方法

| 調査内容 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|------------|----------------------|--|--------------------|--|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| 景観資源の状況 | 現地踏査、聞き取り調査、写真撮影による。 | 1. 調査地域 調査地域は、眺望に対する影響が想定される地域とし、植生、地形等を考慮し設定した。 2. 調査地点 調査地域のうち、眺望点として、周辺の集落・景観資源等を考慮し設定した。 | 季節変化を把握する為、4 季とした。 | 下記の既存測定データを収集、整理した。 ・地形図 ・観光情報 |
| 主要な眺望地点の状況 | 現地踏査、写真撮影による。 | 1. 調査地域 調査地域は、景観資源に対する影響が想定される地域とし、植生、地形等を考慮し設定した。 2. 調査地点 調査地域のうち、周辺の集落で計画地を視認できる地点、周辺の景観資源や散策コース上に設定した。 | 季節変化を把握した為、4 季とした。 | |
| 主要な眺望景観の状況 | 現地踏査、写真撮影による。 | 1. 調査地域 対象事業により景観に対する一定程度以上の影響が想定される地域とし、植生、地形、建物等を考慮し設定した。 2. 調査地点 調査地点は、調査地域の景観の状況を適切かつ効果的に把握し得る地点とし、可視分析等に基づき抽出した。 | 季節変化を把握した為、4 季とした。 | |

表 5.3-11 自然とのふれあいの場調査方法

| 調査内容 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|---------------|--------------------------------|---|-------------------|--|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| 自然とのふれあいの場の状況 | 現地踏査、カウント調査、アンケート及びヒアリング調査とした。 | 1. 調査地域 対象事業により自然とのふれあい活動の場に対して一定程度以上の影響が想定される地域とし、地形・地質、植物、動物、景観等の調査範囲を勘案し、適切に設定した。 2. 調査地点 動植物、景観等の結果を踏まえ調査地域を適切に把握できる地点とした。 | 季節変化を把握する為、4季とした。 | 下記の既存測定データを収集、整理した。 ・観光情報 ・公園位置図 |

表 5.3-12 史跡・文化財調査方法

| 調査内容 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|----------|--------------------------------------|---|---------|-------------------------------------|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| 埋蔵文化財の状況 | 現地踏査及び文献調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析をした。 | 1. 調査地域 対象事業により埋蔵文化財の損傷等の影響が想定される地域とし、計画地全域とした。 2. 調査地点 埋蔵文化財の存在が想定される地点とした。 | 適宜実施した。 | 下記の既存資料を収集・整理した ・埋蔵文化財包蔵地分布図 |

表 5.3-13 日照障害調査方法

| 調査内容 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|----------------------------------|-------------------------------|--|----------------------------|---|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| 日影に影響を生じさせている地形・工作物の状況 | 地形図、都市計画図等の既存資料及び現地踏査により整理した。 | 1. 調査地域 施設の存在により、日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とした。 2. 調査地点 施設の存在により、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握したことができる地点を適宜設定した。 | 日影の影響が最も大きくなる冬至日前後 1 回とした。 | 下記の既存資料を収集・整理した ・地形図 ・土地利用現況図 ・日影規制図 |
| 日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地等土地利用の状況 | 地形図、都市計画図等の既存資料及び現地踏査により整理した。 | | | |

表 5.3-14 電波障害調査方法

| 調査内容 | 現地調査 | | | 文献調査 |
|-------------|--|---|-----------------|--|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | |
| テレビ電波の送受信状況 | 「建造物による受信障害調査要綱（地上デジタル放送）」（平成 17 年（社）日本 CATV 技術協会）に定める測定方法に準拠した。 | 1. 調査地域 施設の存在により、テレビ電波の影響が及ぶおそれがあると認められる地域とした。 | 現地調査期間中 1 回とした。 | 下記の既存資料を収集・整理した。 ・テレビ電波送信諸元 ・地形図 ・土地利用現況図 |
| テレビ電波の受信実態 | | 2. 調査地点 施設の存在により、テレビ電波の影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とした。 | | |
| 地形、建物等の状況 | （日照障害の「日照に影響を生じさせている地形・工作物の状況」と同じとした。） | | | |

5.4 調査の実施時期

選定した項目について、表 5.4-1 に示す日程で現地調査を行った。

表 5.4-1 調査時期及び回数

| 項目 | 平成31年 | | | | 令和元年 | | | | | | | | 令和2年 | | | |
|------------------|----------------------------------|----|----|----|------|----|----|----|-----|-----|-----|----|------|----|----|----|
| | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
| 大気質 | No _x , SPM, PM2.5, HC | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 5/25~31 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 7/22~28 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 10/24~30 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 1/20~26 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 1/7~2/4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 4/1~5/1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 5/29~30 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 7/23~24 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 10/24~25 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 1/20~21 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 5/25~31 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 7/22~28 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 10/24~30 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 1/20~26 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 5/25~1年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 騒音 | 一般環境騒音, 道路交通騒音 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 11/27 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 低周波音 | 低周波音, 断面交通量 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 12/1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 振動 | 環境振動, 道路交通振動 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 11/27 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 悪臭 | 臭気指数 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 8/8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水質 | SS, pH, 流速, 流量, 遡路断面, 水温, 土壌特性 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 5/30 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水象 | 地下水の水位及び水脈 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 6/3~1年 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 動物 | 哺乳類 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 5/22, 23 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 6/3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 7/1, 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 9/24 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 10/15, 16 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 1/27, 30 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 5/14, 15 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 5/22, 23 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 6/3, 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 7/1, 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 9/24, 25 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 2/25~27 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 3/22~24 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 4/29 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 5/15~17 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 6/12~14 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 7/17~19 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 8/7~9 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 5/26, 27 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 6/3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 7/7, 13 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 10/21, 27 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 2/22, 24 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 5/24 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 7/11, 12 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 10/10, 11 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 5/30, 31 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 7/9, 10 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 10/31 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 11/1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 5/30, 31 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 2/17, 18 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 植物 | 植物相 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 5/23, 24 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 6/17, 18 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 8/1, 2, 26, 27 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 9/1, 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 8/27, 28 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 9/2, 3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生態系 | 地域を特徴づける生態系の区分指標種による生態系の構造 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 動物調査と同時実施 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 景観 | 景観資源, 眺望景観 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ● 8/26 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 11/17 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 1/30 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 3/25 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 3/25 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 12/24~25 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 1/21 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 4/16~22 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 8/26 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 11/17 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 1/30 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 3/25 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 4/16~22 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 8/26 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 11/17 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 1/30 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 3/25 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 4/16~22 | | | | | | | | | | | | | | | | |

第6章. 予測・評価の概要

6.1 大気質

表6.1-1 (1) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | |
|---|--|----------------------------|-----------------------------|---|-------------------------|
| 大気質 | 1) 工事(建設機械の稼働)による影響(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) | | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | | |
| | 予測の結果, 工事(建設機械の稼働)による大気汚染物質の排出により, 周辺環境(大気質)への影響が考えられるが, 以下に示す環境保全措置を講ずることで, 大気汚染物質の発生源対策に努めていく。 | | | | |
| | このことから, 工事(建設機械の稼働)による大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)への影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。 | | | | |
| | 工事(建設機械の稼働)による影響に対する環境保全措置 | | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 実施内容 | 建設機械は, 排出ガス対策型を使用するように努める。 | 建設機械のアイドリングストップを徹底するように努める。 | 計画的かつ効率的な工事計画を検討し, 建設機械の集中稼働を避けるように努める。 | 建設機械の整備, 点検を徹底するように努める。 |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| | 効果 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | |
| 他の環境への影響 | なし | 騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | | |
| 予測地点における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.03281~0.03801ppm, 浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.0461~0.0472mg/m ³ であり, いずれも整合を図るべき基準や目標を満たしている。 | | | | | |
| このことから, 工事(建設機械の稼働)による大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)への影響は, 整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。 | | | | | |
| 工事(建設機械の稼働)による二酸化窒素の評価(日平均値の年間98%値) | | | | | |
| 単位: ppm | | | | | |
| | 予測地点 | 将来予測濃度 | | 環境基準 | |
| | | 年平均値 | 日平均値 | | |
| | 最大付加濃度出現位置 | 0.02178 | 0.03801 | 0.04~0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下 | |
| | 住宅地① | 0.01968 | 0.03539 | | |
| | 住宅地② | 0.01762 | 0.03281 | | |
| 注)「日平均値」欄は, 日平均値の年間98%値を示す。 | | | | | |
| 工事(建設機械の稼働)による浮遊粒子状物質の評価(日平均値の年間2%除外値) | | | | | |
| 単位: mg/m ³ | | | | | |
| | 予測地点 | 将来予測濃度 | | 環境基準 | |
| | | 年平均値 | 日平均値 | | |
| | 最大付加濃度出現位置 | 0.0193 | 0.0472 | 0.10mg/m ³ 以下 | |
| | 住宅地① | 0.0189 | 0.0466 | | |
| | 住宅地② | 0.0186 | 0.0461 | | |
| 注)「日平均値」欄は, 日平均値の年間2%除外値を示す。 | | | | | |

表6.1-1 (2) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | |
|---|---|---------------------------------|--|----------------------------|---------------------------|--|--|
| 大気質 | 2) 工事(資材運搬等の車両の走行)による影響(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) | | | | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | | | | |
| | <p>予測の結果、工事(資材運搬等の車両の走行)による大気汚染物質の排出により、道路沿道(大気質)への影響が考えられるが、以下に示した環境保全措置を講ずることで、大気汚染物質の発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから、工事(資材運搬等の車両の走行)による大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)への影響は、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> | | | | | | |
| | 工事(資材運搬等の車両の走行)による影響に対する環境保全措置 | | | | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 実施内容 | 資材運搬等の車両は、排出ガス規制適合車を使用するように努める。 | 資材運搬等の車両のアイドリングストップ等、エコドライブの励行を徹底するように努める。 | 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底するように努める。 | 資材運搬等の車両は、走行速度を抑制するよう努める。 | 資材運搬等の車両の計画的、かつ効率的な運行計画を検討し、車両による搬入が一時的に集中しないように努める。 | 資材運搬等の車両は、周辺道路での待機による渋滞を発生させないよう、計画地内で待機させることに努める。 |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| | 効果 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | 騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動の影響が緩和される。 | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | | | | |
| <p>予測地点における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.027190~0.028309ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.045156~0.045249mg/m³であり、いずれも整合を図るべき基準や目標を満たしている。</p> <p>このことから、工事(資材運搬等の車両の走行)による大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)への影響は、整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p>なお、事業計画の熟度が高まったことにより、予測地点⑤、⑦、⑧には資材運搬等の車両は走行しない想定である。</p> | | | | | | | |

表6.1-1 (3) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要

大気質

工事(資材運搬等の車両の走行)による二酸化窒素の評価(日平均値の年間98%値)

単位: ppm

| 予測地点 | 予測方向 | 将来予測濃度 | | 環境基準 |
|------|------|----------|----------|-----------------------------|
| | | 年平均値 | 日平均値 | |
| ③ | 南側 | 0.013847 | 0.028106 | 0.04~0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下 |
| | 北側 | 0.014010 | 0.028309 | |
| ④ | 南側 | 0.013781 | 0.028025 | |
| | 北側 | 0.013913 | 0.028188 | |
| ⑤ | 東側 | 0.013112 | 0.027190 | |
| | 西側 | 0.013115 | 0.027194 | |
| ⑥ | 西側 | 0.013140 | 0.027224 | |
| | 東側 | 0.013129 | 0.027211 | |
| ⑦ | 東側 | 0.013236 | 0.027344 | |
| | 西側 | 0.013285 | 0.027405 | |
| ⑧ | 東側 | 0.013203 | 0.027304 | |
| | 西側 | 0.013242 | 0.027352 | |
| ⑨ | 西側 | 0.013357 | 0.027495 | |
| | 東側 | 0.013285 | 0.027405 | |
| ⑩ | 南側 | 0.013184 | 0.027279 | |
| | 北側 | 0.013153 | 0.027241 | |

注) 「日平均値」欄は、日平均値の年間98%値を示す。

予測地点⑤, ⑦, ⑧には資材運搬等の車両は走行しない想定である。

工事(資材運搬等の車両の走行)による浮遊粒子状物質の評価(日平均値の年間2%除外値)

単位: mg/m³

| 予測地点 | 予測方向 | 将来予測濃度 | | 環境基準 |
|------|------|----------|----------|--------------------------|
| | | 年平均値 | 日平均値 | |
| ③ | 南側 | 0.018057 | 0.045233 | 0.10mg/m ³ 以下 |
| | 北側 | 0.018067 | 0.045249 | |
| ④ | 南側 | 0.018053 | 0.045227 | |
| | 北側 | 0.018061 | 0.045239 | |
| ⑤ | 東側 | 0.018010 | 0.045156 | |
| | 西側 | 0.018010 | 0.045157 | |
| ⑥ | 西側 | 0.018011 | 0.045158 | |
| | 東側 | 0.018010 | 0.045157 | |
| ⑦ | 東側 | 0.018018 | 0.045169 | |
| | 西側 | 0.018021 | 0.045175 | |
| ⑧ | 東側 | 0.018016 | 0.045165 | |
| | 西側 | 0.018018 | 0.045170 | |
| ⑨ | 西側 | 0.018027 | 0.045184 | |
| | 東側 | 0.018022 | 0.045176 | |
| ⑩ | 南側 | 0.018016 | 0.045166 | |
| | 北側 | 0.018014 | 0.045162 | |

注) 「日平均値」欄は、日平均値の年間2%除外値を示す。

予測地点⑤, ⑦, ⑧には資材運搬等の車両は走行しない想定である。

表6.1-1 (4) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | |
|--|---|---|---|---------------------------------------|---|-------------------|--|
| 大 気 質 | 3) 工事(造成等の工事)による影響(粉じん等) | | | | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | | | | |
| | 予測の結果、工事(造成等の工事)による大気質(粉じん等)の影響が考えられるが、以下に示す環境保全措置を講ずることで、粉じん等の発生源対策に努めていく。 | | | | | | |
| | このことから、工事(造成等の工事)による大気質(粉じん等)の影響は、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。 | | | | | | |
| | 工事(造成等の工事)による影響(粉じん等)に対する環境保全措置 | | | | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 実施内容 | 強風時には土作業を控えるとともに、造成箇所や建設機械の稼働範囲及び資材運搬等の車両の仮設道路に適宜散水を行うように努める。 | 工事区域出口に洗浄用ホースを設置する等、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払い落としや、場内の清掃等を徹底するように努める。 | 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるよう努める。 | 土砂の運搬時には、必要に応じて資材運搬等の車両の荷台をシートで被覆するよう努める。 | 必要に応じて、仮囲いを設置する。 | 必要に応じて、造成地をシートにより被覆するなど、裸地からの粉じん等の飛散を防止する。 |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| | 効果 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | なし | なし | |
| 他の環境への影響 | なし | なし | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | なし | 騒音の影響が緩和される。 | 濁水の発生の低減が見込まれる。 | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | | | | |
| 予測地点における降下ばいじん量の予測結果は1.5~4.7t/km ² /月であり、整合を図るべき基準や目標を満たしている。 | | | | | | | |
| このことから、工事(造成等の工事)による大気質(粉じん等)への影響は、整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。 | | | | | | | |
| 工事(造成等の工事)による粉じん等の評価 | | | | | | | |
| 単位：t/km ² /月 | | | | | | | |
| 予測地点 | 降下ばいじん量予測結果 | | | | 整合を図るべき基準や目標 | | |
| | 秋季 (令和7年 10~11月) | 冬季 (令和8年 1~2月) | 春季 (令和8年 4~5月) | 夏季 (令和8年 6月) | | | |
| | 最大付加濃度出現位置 | 3.7 | 4.2 | 3.6 | | 4.7 | |
| | 住宅地① | 3.1 | 3.7 | 2.5 | | 2.8 | |
| 住宅地② | 1.5 | 1.8 | 1.7 | 2.9 | 10t/km ² /月以下 | | |

表6.1-1 (5) 環境影響評価の概要

| 大 気 質 | 4) 存在・供用(施設の稼働)による影響(二酸化窒素, 二酸化硫黄, 浮遊粒子状物質, その他の大気質に係る有害物質等) | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----------------------------|------|---|------|------------|---------|---------------------|-----------------------------|------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>予測の結果, 存在・供用(施設の稼働)による大気汚染物質の排出により, 周辺環境(大気質)への影響が考えられるが, 以下に示す環境保全措置を講ずることで, 大気汚染物質の発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから, 存在・供用(施設の稼働)による大気質(二酸化窒素, 二酸化硫黄, 浮遊粒子状物質, その他の大気質に係る有害物質等)への影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>存在・供用(施設の稼働)による影響(二酸化窒素, 二酸化硫黄, 浮遊粒子状物質, その他の大気質に係る有害物質等)に対する環境保全措置</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>保全措置の種類</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>進出企業に対しては大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに, 必要に応じて排ガス処理施設の設置等による公害の未然防止に努めるよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>存在・供用時</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>事業者</td> </tr> </table> | 保全措置の種類 | 事業者 | 実施主体 | 進出企業に対しては大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに, 必要に応じて排ガス処理施設の設置等による公害の未然防止に努めるよう指導する。 | 実施内容 | 存在・供用時 | 実施時期 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 効果 | なし | 効果の不確実性 | なし | 他の環境への影響 | 事業者 | |
| | 保全措置の種類 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施主体 | 進出企業に対しては大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに, 必要に応じて排ガス処理施設の設置等による公害の未然防止に努めるよう指導する。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施内容 | 存在・供用時 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施時期 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果 | なし | | | | | | | | | | | | | | |
| 効果の不確実性 | なし | | | | | | | | | | | | | | | |
| 他の環境への影響 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>予測地点における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.02763~0.02805ppm, 二酸化硫黄の日平均値の年間2%除外値は0.0141~0.0211ppm, 浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.0491~0.0514mg/m³, 非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間平均値は0.26~0.31ppmCであり, いずれも整合を図るべき基準や目標を満たしている。</p> <p>このことから, 存在・供用(施設の稼働)による大気質(二酸化窒素, 二酸化硫黄, 浮遊粒子状物質, その他の大気質に係る有害物質等)への影響は, 整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>存在・供用(施設の稼働)による二酸化窒素の評価(日平均値の年間98%値)</p> <p style="text-align: right;">単位: ppm</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大付加濃度出現位置</td> <td>0.01380</td> <td>0.02805</td> <td rowspan="3">0.04~0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>住宅地①</td> <td>0.01347</td> <td>0.02763</td> </tr> <tr> <td>住宅地②</td> <td>0.01353</td> <td>0.02771</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「日平均値」欄は, 日平均値の年間98%値を示す。</p> | 予測地点 | 将来予測濃度 | | 環境基準 | 年平均値 | 日平均値 | 最大付加濃度出現位置 | 0.01380 | 0.02805 | 0.04~0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下 | 住宅地① | 0.01347 | 0.02763 | 住宅地② | 0.01353 | 0.02771 |
| 予測地点 | | 将来予測濃度 | | | 環境基準 | | | | | | | | | | | |
| | 年平均値 | 日平均値 | | | | | | | | | | | | | | |
| 最大付加濃度出現位置 | 0.01380 | 0.02805 | 0.04~0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下 | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅地① | 0.01347 | 0.02763 | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅地② | 0.01353 | 0.02771 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>存在・供用(施設の稼働)による二酸化硫黄の評価(日平均値の年間2%除外値)</p> <p style="text-align: right;">単位: ppm</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大付加濃度出現位置</td> <td>0.0109</td> <td>0.0211</td> <td rowspan="3">0.04ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>住宅地①</td> <td>0.0073</td> <td>0.0141</td> </tr> <tr> <td>住宅地②</td> <td>0.0077</td> <td>0.0150</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「日平均値」欄は, 日平均値の年間2%除外値を示す。</p> | 予測地点 | 将来予測濃度 | | 環境基準 | 年平均値 | 日平均値 | 最大付加濃度出現位置 | 0.0109 | 0.0211 | 0.04ppm 以下 | 住宅地① | 0.0073 | 0.0141 | 住宅地② | 0.0077 | 0.0150 |
| 予測地点 | | 将来予測濃度 | | | 環境基準 | | | | | | | | | | | |
| | 年平均値 | 日平均値 | | | | | | | | | | | | | | |
| 最大付加濃度出現位置 | 0.0109 | 0.0211 | 0.04ppm 以下 | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅地① | 0.0073 | 0.0141 | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅地② | 0.0077 | 0.0150 | | | | | | | | | | | | | | |

表6.1-1 (6) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要

大気質

存在・供用(施設の稼働)による浮遊粒子状物質の評価(日平均値の年間2%除外値)

単位: mg/m³

| 予測地点 | 将来予測濃度 | | 環境基準 |
|------------|--------|--------|--------------------------|
| | 年平均値 | 日平均値 | |
| 最大付加濃度出現位置 | 0.0219 | 0.0514 | 0.10mg/m ³ 以下 |
| 住宅地① | 0.0204 | 0.0491 | |
| 住宅地② | 0.0206 | 0.0494 | |

注)「日平均値」欄は、日平均値の年間2%除外値を示す。

存在・供用(施設の稼働)による非メタン炭化水素の評価(午前6時から9時までの3時間平均値)

単位: ppmC

| 予測地点 | 将来予測濃度 | | 指針値 |
|------------|--------|--------|----------------------------|
| | 年平均値 | 3時間平均値 | |
| 最大付加濃度出現位置 | 0.29 | 0.31 | 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲以下 |
| 住宅地① | 0.26 | 0.28 | |
| 住宅地② | 0.25 | 0.26 | |

5) 存在・供用(自動車交通の発生)による影響(二酸化窒素, 浮遊粒子状物質, 炭化水素)

(1) 回避・低減に係る評価

予測の結果, 存在・供用(自動車交通の発生)による大気汚染物質の排出により, 道路沿道(大気質)への影響が考えられるが, 以下に示す環境保全措置を講ずることで, 大気汚染物質の発生源対策に努めていく。

このことから, 存在・供用(自動車交通の発生)による大気質(二酸化窒素, 浮遊粒子状物質, 炭化水素)への影響は, 実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。

存在・供用(自動車交通の発生)による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|---------------------------|--|--|---------------------------------------|---|---|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 最新排出ガス規制適合車の使用に努めるよう指導する。 | ディーゼル車については, 埼玉県生活環境保全条例に基づく排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底するよう指導する。 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう, 計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両の整備, 点検を徹底するよう指導する。 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップ等, エコドライブの励行を徹底するよう指導する。 | 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進, 送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう指導する。 |
| 実施時期 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 |
| 効果 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 |

表6.1-1 (7) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | |
|---|---|----------|----------|----------|--|
| 大 気 質 | (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | |
| | <p>予測地点における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.027145~0.028607ppm, 浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.045152~0.045285mg/m³, 非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間平均値は0.188215~0.188515ppmCであり, いずれも整合を図るべき基準や目標を満たしている。</p> <p>このことから, 存在・供用(自動車交通の発生)による大気質(二酸化窒素, 浮遊粒子状物質, 炭化水素)への影響は, 整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p>なお, 事業計画の熟度が高まったことにより, 予測地点③, ④, ⑤, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩には関連車両は走行しない想定である。</p> | | | | |
| | <p>存在・供用(自動車交通の発生)による二酸化窒素の評価(日平均値の年間98%値)</p> <p style="text-align: right;">単位: ppm</p> | | | | |
| | 予測地点 | 予測方向 | 将来予測濃度 | | 環境基準 0.04~0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下 |
| | | | 年平均値 | 日平均値 | |
| | ③ | 南側 | 0.014050 | 0.028359 | |
| | | 北側 | 0.014249 | 0.028607 | |
| | ④ | 南側 | 0.013934 | 0.028214 | |
| | | 北側 | 0.014087 | 0.028406 | |
| | ⑤ | 東側 | 0.013081 | 0.027150 | |
| | | 西側 | 0.013082 | 0.027152 | |
| | ⑥ | 西側 | 0.013271 | 0.027388 | |
| | | 東側 | 0.013252 | 0.027365 | |
| | ⑦ | 東側 | 0.013203 | 0.027303 | |
| | | 西側 | 0.013241 | 0.027350 | |
| ⑧ | 東側 | 0.013241 | 0.027351 | | |
| | 西側 | 0.013287 | 0.027408 | | |
| ⑨ | 西側 | 0.013430 | 0.027586 | | |
| | 東側 | 0.013345 | 0.027481 | | |
| ⑩ | 南側 | 0.013088 | 0.027160 | | |
| | 北側 | 0.013076 | 0.027145 | | |
| 新設① | 北側 | 0.013157 | 0.027246 | | |
| | 南側 | 0.013171 | 0.027263 | | |
| 新設② | 西側 | 0.013158 | 0.027247 | | |
| | 東側 | 0.013139 | 0.027223 | | |
| <p>注)「日平均値」欄は, 日平均値の年間98%値を示す。 予測地点③, ④, ⑤, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩には関連車両は走行しない想定である。</p> | | | | | |

表6.1-1 (8) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要

大気質

存在・供用(自動車交通の発生)による浮遊粒子状物質の評価(日平均値の年間2%除外値)

単位: mg/m³

| 予測地点 | 予測方向 | 将来予測濃度 | | 環境基準 |
|------|------|----------|----------|--------------------------|
| | | 年平均値 | 日平均値 | |
| ③ | 南側 | 0.018076 | 0.045265 | 0.10mg/m ³ 以下 |
| | 北側 | 0.018089 | 0.045285 | |
| ④ | 南側 | 0.018069 | 0.045252 | |
| | 北側 | 0.018078 | 0.045267 | |
| ⑤ | 東側 | 0.018007 | 0.045152 | |
| | 西側 | 0.018007 | 0.045152 | |
| ⑥ | 西側 | 0.018023 | 0.045177 | |
| | 東側 | 0.018021 | 0.045174 | |
| ⑦ | 東側 | 0.018016 | 0.045166 | |
| | 西側 | 0.018019 | 0.045170 | |
| ⑧ | 東側 | 0.018022 | 0.045175 | |
| | 西側 | 0.018025 | 0.045180 | |
| ⑨ | 西側 | 0.018033 | 0.045195 | |
| | 東側 | 0.018028 | 0.045185 | |
| ⑩ | 南側 | 0.018009 | 0.045154 | |
| | 北側 | 0.018008 | 0.045152 | |
| 新設① | 北側 | 0.018015 | 0.045164 | |
| | 南側 | 0.018016 | 0.045166 | |
| 新設② | 西側 | 0.018015 | 0.045164 | |
| | 東側 | 0.018013 | 0.045161 | |

注)「日平均値」欄は、日平均値の年間98%値を示す。

予測地点③, ④, ⑤, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩には関連車両は走行しない想定である。

存在・供用(自動車交通の発生)による非メタン炭化水素の評価
(午前6時から9時までの3時間平均値)

単位: ppmC

| 予測地点 | 予測方向 | 将来予測濃度 | | 指針値 |
|------|------|----------|----------|-------------------------------|
| | | 年平均値 | 3時間平均値 | |
| ③ | 南側 | 0.180270 | 0.188467 | 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲以下 |
| | 北側 | 0.180316 | 0.188515 | |
| ④ | 南側 | 0.180248 | 0.188443 | |
| | 北側 | 0.180284 | 0.188482 | |
| ⑤ | 東側 | 0.180036 | 0.188220 | |
| | 西側 | 0.180037 | 0.188221 | |
| ⑥ | 西側 | 0.180091 | 0.188278 | |
| | 東側 | 0.180086 | 0.188272 | |
| ⑦ | 東側 | 0.180073 | 0.188259 | |
| | 西側 | 0.180084 | 0.188271 | |
| ⑧ | 東側 | 0.180074 | 0.188260 | |
| | 西側 | 0.180086 | 0.188272 | |
| ⑨ | 西側 | 0.180131 | 0.188320 | |
| | 東側 | 0.180109 | 0.188297 | |
| ⑩ | 南側 | 0.180035 | 0.188219 | |
| | 北側 | 0.180031 | 0.188215 | |
| 新設① | 北側 | 0.180056 | 0.188241 | |
| | 南側 | 0.180060 | 0.188245 | |
| 新設② | 西側 | 0.180058 | 0.188243 | |
| | 東側 | 0.180052 | 0.188237 | |

注) 予測地点③, ④, ⑤, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩には関連車両は走行しない想定である。

6.2 騒音・低周波音

表6.2-1 (1) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | |
|--|--|----------------------------|---|-----------------------------|-------------------------------------|-------------------------|--|
| 騒音・低周波音 | 1) 工事(建設機械の稼働)による影響(騒音) | | | | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | | | | |
| | 予測の結果, 工事(建設機械の稼働)による騒音の発生により, 周辺環境(騒音)への影響が考えられるが, 以下に示す環境保全措置を講ずることで, 騒音の発生源対策に努めていく。このことから, 工事(建設機械の稼働)による騒音の影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。 | | | | | | |
| | 工事の実施(建設機械の稼働)による影響に対する環境保全措置 | | | | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 実施内容 | 建設機械は, 低騒音型を使用するように努める。 | 計画的, かつ効率的な工事計画を検討し, 建設機械の集中稼働を避けるように努める。 | 建設機械のアイドリングストップを徹底するように努める。 | 建設機械は, 不要なクラクションを行わないよう作業員に周知・徹底する。 | 建設機械の整備, 点検を徹底するように努める。 | 建設機械の設置位置を民家等の保全対象から可能な限り離すように努めるとともに, 必要に応じ, 仮囲い等の防音対策を講じる。 |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| | 効果 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の伝搬の低減が見込まれる。 |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | 大気質, 振動, 温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質, 温室効果ガス等の影響が緩和される。 | なし | 大気質, 振動, 温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 粉じん等の飛散の影響が緩和される。 | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | | | | |
| 工事(建設機械の稼働)による騒音の予測結果(L_{A5} : 90%レンジ上端値)は, 以下に示すとおり, 敷地境界において76~82dBであり, 整合を図るべき基準や目標を満たしている。このことから, 工事(建設機械の稼働)による騒音の影響は, 整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。 | | | | | | | |
| 工事(建設機械の稼働)による騒音の評価(L_{A5} : 90%レンジ上端値) | | | | | | | |
| 工種 | ユニット | 騒音レベル予測結果[dB] | | | 規制基準 [dB] | | |
| | | 建設機械の稼働 (ユニットから5m) | 暗騒音 | 合成騒音 | | | |
| 廃棄物対策工事 | 掘削工(土砂掘削) | 77 | 45 | 77 | 85 | | |
| | 土留・仮締切工(鋼矢板(油圧圧入引き抜き工)) | 76 | 45 | 76 | | | |
| | 盛土工(路体, 路床) | 82 | 45 | 82 | | | |
| 調整池工事 | 掘削工(土砂掘削) | 77 | 45 | 77 | | | |
| | 盛土工(路体, 路床) | 82 | 45 | 82 | | | |
| | 土留・仮締切工(鋼矢板(油圧圧入引き抜き工)) | 76 | 45 | 76 | | | |
| | コンクリート工 | 79 | 45 | 79 | | | |
| 土工事 | 掘削工(土砂掘削) | 77 | 45 | 77 | | | |
| | 用・排水工事 | 掘削工(土砂掘削) | 77 | 45 | | 77 | |
| 用・排水工事 | 盛土工(路体, 路床) | 82 | 45 | 82 | | | |
| | 土留・仮締切工(鋼矢板(油圧圧入引き抜き工)) | 76 | 45 | 76 | | | |
| | コンクリート工 | 79 | 45 | 79 | | | |
| | 道路工事 | 掘削工(土砂掘削) | 77 | 45 | | 77 | |
| 舗装工事 | アスファルト舗装(上層・下層路盤) | 77 | 45 | 77 | | | |
| | アスファルト舗装(表層・基層) | 80 | 45 | 80 | | | |
| 公園工事 | 掘削工(土砂掘削) | 77 | 45 | 77 | | | |
| | 盛土工(路体, 路床) | 82 | 45 | 82 | | | |
| 進出企業建築工事 | 掘削工(土砂掘削) | 77 | 45 | 77 | | | |
| | 場所打杭工(オールケーシング工) | 81 | 45 | 81 | | | |
| | アスファルト舗装(上層・下層路盤) | 77 | 45 | 77 | | | |
| | アスファルト舗装(表層・基層) | 80 | 45 | 80 | | | |

表6.2-1 (2) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|--|--|---------------------------|----------------------------|---|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|---|--|--|---------------------------|----------------------------|---|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|----|----|----|----|----|----|----------|--------------------------|-----------------------|----|--------------------------|--------------------------|------------------|
| 騒音・低周波音 | <p>2) 工事(資材運搬等の車両の走行)による影響(騒音)</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果、工事(資材運搬等の車両の走行)による騒音の発生により、道路沿道(騒音)への影響が考えられるが、以下に示した環境保全措置を講ずることで、騒音の発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから、工事(資材運搬等の車両の走行)による騒音の影響は、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">工事の実施(資材運搬等の車両の走行)による影響に対する環境保全措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">保全措置の種類</th> <th style="width: 15%;">低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>資材運搬等の車両の計画的、かつ効率的な運行計画を検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。</td> <td>資材運搬等の車両のアイドリングストップ等、エコドライブの励行を徹底するように努める。</td> <td>資材運搬等の車両は、不要なクラクションを行わないよう作業員に周知・徹底する。</td> <td>資材運搬等の車両は、走行速度を抑制するよう努める。</td> <td>資材運搬等の車両の整備、点検を徹底するように努める。</td> <td>資材運搬等の車両は、周辺道路での待機による渋滞を発生させないよう、事業実施区域内で待機させることに努める。</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>工事中</td> <td>工事中</td> <td>工事中</td> <td>工事中</td> <td>工事中</td> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>騒音の発生の低減が見込まれる。</td> <td>騒音の発生の低減が見込まれる。</td> <td>騒音の発生の低減が見込まれる。</td> <td>騒音の発生の低減が見込まれる。</td> <td>騒音の発生の低減が見込まれる。</td> <td>騒音の発生の低減が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。</td> <td>大気質、温室効果ガス等の影響が緩和される。</td> <td>なし</td> <td>大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。</td> <td>大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。</td> <td>大気質、振動の影響が緩和される。</td> </tr> </tbody> </table> | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 実施内容 | 資材運搬等の車両の計画的、かつ効率的な運行計画を検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 | 資材運搬等の車両のアイドリングストップ等、エコドライブの励行を徹底するように努める。 | 資材運搬等の車両は、不要なクラクションを行わないよう作業員に周知・徹底する。 | 資材運搬等の車両は、走行速度を抑制するよう努める。 | 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底するように努める。 | 資材運搬等の車両は、周辺道路での待機による渋滞を発生させないよう、事業実施区域内で待機させることに努める。 | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 効果 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | なし | なし | 他の環境への影響 | 大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | なし | 大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、振動の影響が緩和される。 |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施内容 | 資材運搬等の車両の計画的、かつ効率的な運行計画を検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 | 資材運搬等の車両のアイドリングストップ等、エコドライブの励行を徹底するように努める。 | 資材運搬等の車両は、不要なクラクションを行わないよう作業員に周知・徹底する。 | 資材運搬等の車両は、走行速度を抑制するよう努める。 | 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底するように努める。 | 資材運搬等の車両は、周辺道路での待機による渋滞を発生させないよう、事業実施区域内で待機させることに努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | なし | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 他の環境への影響 | 大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | なし | 大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、振動の影響が緩和される。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>予測の結果、予測地点⑨、⑩で環境基準を満たさないが、現況ですでに環境基準を満たしておらず、資材運搬等の車両による騒音レベルの増加分は0.3~0.4dBである。さらに、以下に示した環境保全措置を講ずることで、騒音の発生の抑制に努めていく。</p> <p>このことから、工事(資材運搬等の車両の走行)による騒音の影響は、整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p>なお、予測地点⑦、⑧における等価騒音レベルは、環境基準を満たしていないが、資材運搬等の車両の走行は想定されない地点である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

表6.2-1 (3) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要

騒音・低周波音

工事(資材運搬等の車両の走行)による騒音の評価 (L_{Aeq} : 等価騒音レベル)
(単位: dB)

| 予測地点 | 時間区分 | 現況等価騒音レベル(1) | 騒音レベル予測結果 | | 環境基準 | 要請限度 |
|------------------|------|--------------|----------------|----------------------------|------|------|
| | | | 等価騒音レベルの増加分(2) | 工事中の等価騒音レベル(3) =(1)+(2) | | |
| ③ 県道川越入間線 | 昼間 | 68 (68.0) | 0.1 | 68 (68.1) | 70 | 75 |
| ④ 県道川越入間線 | 昼間 | 69 (69.4) | 0.1 | 70 (69.5) | 70 | 75 |
| ⑤ 所沢市道 4-11 号線 | 昼間 | 63 (63.1) | - | 63 (63.1) | 65 | 75 |
| ⑥ 入間市道カン 63 号線 | 昼間 | 63 (62.7) | 0.4 | 63 (63.1) | 65 | 75 |
| ⑦ 所沢市道 4-11 号線 | 昼間 | 68 (67.6) | - | 68 (67.6) | 65 | 75 |
| ⑧ 所沢市道 4-707 号線 | 昼間 | 67 (67.4) | - | 67 (67.4) | 65 | 75 |
| ⑨ 入間市道 D230 号線 | 昼間 | 69 (68.8) | 0.3 | 69 (69.1) | 65 | 75 |
| ⑩ 所沢市道 4-1033 号線 | 昼間 | 66 (65.6) | 0.4 | 66 (66.0) | 65 | 75 |

注) 時間区分 昼間は 6:00~22:00

は、環境基準を満たしていないことを示す。

予測地点⑤, ⑦, ⑧には資材運搬等の車両は走行しない想定である。

3) 存在・供用(施設の稼働)による影響(騒音)

(1) 回避・低減に係る評価

予測の結果, 存在・供用(施設の稼働)による騒音の発生により, 周辺環境(騒音)への影響が考えられるが, 以下に示す環境保全措置を講ずることで, 騒音の発生源対策に努めていく。

このことから, 存在・供用(施設の稼働)による騒音の影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。

存在・供用(施設の稼働)による影響(騒音)に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 |
|----------|--|
| 実施主体 | 事業者 |
| 実施内容 | 進出企業に対し, 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに, 必要に応じて防音対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう指導する。 |
| 実施時期 | 存在・供用時 |
| 効果 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし |
| 他の環境への影響 | なし |

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

予測地点における騒音レベルは41~52dB, 暗騒音と合成した騒音レベルは46~53dBであり, 整合を図るべき基準や目標を満たしている。

このことから, 存在・供用(施設の稼働)による騒音の影響は, 整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。

存在・供用(施設の稼働)による騒音の評価 (L_{A5} : 90%レンジ上端値)

| 予測地点 | 騒音レベル予測結果[dB] | | | 規制基準 [dB] |
|---------|---------------|-----|------|---|
| | 施設の稼働 | 暗騒音 | 合成騒音 | |
| 最大値出現地点 | 52 | 45 | 53 | 朝 : 65dB 昼間 : 70dB 夕 : 65dB 夜 : 60dB |
| 住宅地① | 45 | | 48 | |
| 住宅地② | 41 | | 46 | |

表6.2-1 (4) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | |
|---|---|--|---------------------------------------|---|---|
| 騒音・低周波音 | 4) 存在・供用(自動車交通の発生)による影響(騒音) | | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | | |
| | <p>予測の結果, 存在・供用(自動車交通の発生)による騒音の発生により, 道路沿道(騒音)への影響が考えられるが, 以下に示す環境保全措置を講ずることで, 騒音の発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから, 存在・供用(自動車交通の発生)による騒音への影響は, 実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。</p> | | | | |
| | 存在・供用(自動車交通の発生)による影響に対する環境保全措置 | | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 実施内容 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう, 計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両の整備, 点検を徹底するよう指導する。 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップ等, エコドライブの励行を徹底するよう指導する。 | 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進, 送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう指導する。 |
| | 実施時期 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 |
| | 効果 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | 大気質・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | | |
| <p>予測の結果, 予測地点⑥, 新設①, 新設②における等価騒音レベルは, 昼間 63~65dB, 夜間 56~58dB で, 整合を図るべき基準や目標を満たしている。</p> <p>このことから, 存在・供用(自動車交通の発生)による騒音の影響は, 整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p>なお, 予測地点③, ④, ⑦, ⑧, ⑨における等価騒音レベルは, 環境基準を満たしていないが, 事業に伴う関連車両の走行は想定されない地点である。</p> | | | | | |

表6.2-1 (5) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | |
|--------------------------|--|-----------|--------------|----------------------|----------------|--------------------------|------|------|
| 騒音・低周波音 | 存在・供用(自動車交通の発生)による騒音の評価 (L_{Aeq} : 等価騒音レベル) | | | | | | | |
| | (単位: dB) | | | | | | | |
| | 予測地点 | 時間区分 | 現況等価騒音レベル(1) | 将来基礎交通量による等価騒音レベル(2) | 騒音レベル予測結果 | | 環境基準 | 要請限度 |
| | | | | | 等価騒音レベルの増加分(3) | 供用後の等価騒音レベル(4) = (2)+(3) | | |
| | ③ 県道川越入間線 | 昼間 | 68 (68.0) | 69 (69.2) | - | 69 (69.2) | 70 | 75 |
| | | 夜間 | 66 (65.8) | 67 (67.4) | - | 67 (67.4) | 65 | 70 |
| | ④ 県道川越入間線 | 昼間 | 69 (69.4) | 71 (70.6) | - | 71 (70.6) | 70 | 75 |
| | | 夜間 | 66 (66.0) | 67 (67.3) | - | 67 (67.3) | 65 | 70 |
| | ⑤ 所沢市道 4-11 号線 | 昼間 | 63 (63.1) | 62 (62.2) | - | 62 (62.2) | 65 | 75 |
| | | 夜間 | 56 (55.6) | 56 (55.6) | - | 56 (55.6) | 60 | 70 |
| ⑥ 入間市道カン 63 号線 | 昼間 | 63 (62.7) | 64 (63.6) | 1.8 | 65 (65.4) | 65 | 75 | |
| | 夜間 | 54 (54.0) | 55 (55.3) | 2.9 | 58 (58.2) | 60 | 70 | |
| ⑦ 所沢市道 4-11 号線 | 昼間 | 68 (67.6) | 67 (67.2) | - | 67 (67.2) | 65 | 75 | |
| | 夜間 | 60 (60.1) | 60 (59.9) | - | 60 (59.9) | 60 | 70 | |
| ⑧ 所沢市道 4-707 号線 | 昼間 | 67 (67.4) | 68 (67.5) | - | 68 (67.5) | 65 | 75 | |
| | 夜間 | 60 (60.3) | 61 (60.9) | - | 61 (60.9) | 60 | 70 | |
| ⑨ 入間市道 D230 号線 | 昼間 | 69 (68.8) | 70 (70.1) | - | 70 (70.1) | 65 | 75 | |
| | 夜間 | 63 (62.9) | 64 (64.2) | - | 64 (64.2) | 60 | 70 | |
| ⑩ 所沢市道 4-1033 号線 | 昼間 | 66 (65.6) | 64 (63.8) | - | 64 (63.8) | 65 | 75 | |
| | 夜間 | 56 (56.3) | 55 (54.8) | - | 55 (54.8) | 60 | 70 | |
| 新設① 上藤沢・林・宮寺間 新設道路 | 昼間 | - | 61 (61.2) | 2.7 | 64 (63.9) | 65 | 75 | |
| | 夜間 | - | 53 (52.6) | 3.8 | 56 (56.4) | 60 | 70 | |
| 新設② 上藤沢・林・宮寺間 新設道路 | 昼間 | - | 61 (61.3) | 1.9 | 63 (63.2) | 65 | 75 | |
| | 夜間 | - | 53 (52.7) | 2.8 | 56 (55.5) | 60 | 70 | |

注) 時間区分 昼間は6:00~22:00, 夜間は22:00~6:00
 は、環境基準を満たしていないことを示す。
 予測地点③, ④, ⑤, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩には関連車両は走行しない想定である。

5) 存在・供用(施設の稼働)による影響(低周波音)

(1) 回避・低減に係る評価

予測の結果, 存在・供用(施設の稼働)による低周波音の発生により, 周辺環境(低周波音)への影響が考えられるが, 以下に示す環境保全措置を講ずることで, 低周波音の発生源対策に努めていく。

このことから, 存在・供用(施設の稼働)による低周波音の影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。

存在・供用(施設の稼働)による影響(低周波音)に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 |
|----------|--|--|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 各設備機器の堅固な取り付け, 適正な維持・管理を行い, 低周波音の発生防止に努めるよう指導する。 | 屋上に設置する設備機器(ルーフファン等)については, なるべく民家側には設置しないように, 配置計画を指導する。 |
| 実施時期 | 存在・供用時 | 存在・供用時 |
| 効果 | 騒音(低周波音)の発生の低減が見込まれる。 | 騒音(低周波音)の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし |

表6.2-1 (6) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | |
|------------|--|-----------------|-----|-----|--------------------|
| 騒音・低周波音 | (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | |
| | 予測地点における低周波音（G特性音圧レベル）は71dBであり，整合を図るべき基準や目標を満たしている。 | | | | |
| | このことから，存在・供用（施設の稼働）による低周波音の影響は，整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。 | | | | |
| | 存在・供用（施設の稼働）による低周波音の評価（G特性音圧レベル） | | | | |
| | | 低周波音レベル予測結果[dB] | | | 整合を図るべき基準等 [dB] |
| 予測地点 | 施設の稼働 | バックグラウンド | 合成音 | | |
| 最大値出現地点 | 46 | 71 | 71 | 100 | |
| 住宅地① | 43 | | 71 | | |
| 住宅地② | 40 | | 71 | | |

6.3 振動

表6.3-1 (1) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | |
|--|---|----------------------------|---|-------------------------|----------|--|
| 振動 | 1) 工事(建設機械の稼働)による影響 | | | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | | | |
| | <p>予測の結果, 工事(建設機械の稼働)による振動の発生により, 周辺環境(振動)への影響が考えられるが, 以下に示す環境保全措置を講ずることで, 振動の発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから, 工事(建設機械の稼働)による振動の影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> | | | | | |
| | 工事の実施(建設機械の稼働)による影響に対する環境保全措置 | | | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | | |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | | |
| | 実施内容 | 建設機械は, 低振動型を使用するように努める。 | 計画的, かつ効率的な工事計画を検討し, 建設機械の集中稼働を避けるように努める。 | 建設機械の整備, 点検を徹底するように努める。 | | |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | | |
| | 効果 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | | |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | | |
| 他の環境への影響 | なし | 大気質, 騒音, 温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質, 騒音, 温室効果ガス等の影響が緩和される。 | | | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | | | |
| <p>工事(建設機械の稼働)による振動の予測結果(L_{10}: 80%レンジ上端値)は, 以下に示すとおり, 敷地境界において53~63dBであり, 整合を図るべき基準や目標を満たしている。</p> <p>このことから, 工事(建設機械の稼働)による振動の影響は, 整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> | | | | | | |
| 工事(建設機械の稼働)による振動の評価(L_{10} : 80%レンジ上端値) | | | | | | |
| 工種 | ユニット | 振動レベル予測結果[dB] | | | 規制基準[dB] | |
| | | 建設機械の稼働 (ユニットから5m) | 暗振動 | 合成振動 | | |
| 廃棄物対策工事 | 掘削工(土砂掘削) | 53 | <25 | 53 | 75 | |
| | 土留・仮締切工 (鋼矢板(油圧圧入引き抜き工)) | 62 | <25 | 62 | | |
| | 盛土工(路体, 路床) | 63 | <25 | 63 | | |
| 調整池工事 | 掘削工(土砂掘削) | 53 | <25 | 53 | | |
| | 盛土工(路体, 路床) | 63 | <25 | 63 | | |
| | 土留・仮締切工 (鋼矢板(油圧圧入引き抜き工)) | 62 | <25 | 62 | | |
| 土工事 | 掘削工(土砂掘削) | 53 | <25 | 53 | | |
| 用・排水工事 | 掘削工(土砂掘削) | 53 | <25 | 53 | | |
| | 盛土工(路体, 路床) | 63 | <25 | 63 | | |
| | 土留・仮締切工 (鋼矢板(油圧圧入引き抜き工)) | 62 | <25 | 62 | | |
| 道路工事 | 掘削工(土砂掘削) | 53 | <25 | 53 | | |
| 舗装工事 | アスファルト舗装(上層・下層路盤) | 59 | <25 | 59 | | |
| | アスファルト舗装(表層・基層) | 56 | <25 | 56 | | |
| 公園工事 | 掘削工(土砂掘削) | 53 | <25 | 53 | | |
| | 盛土工(路体, 路床) | 63 | <25 | 63 | | |
| 進出企業建築工事 | 掘削工(土砂掘削) | 53 | <25 | 53 | | |
| | 場所打杭工(オールケーシング工) | 63 | <25 | 63 | | |
| | アスファルト舗装(上層・下層路盤) | 59 | <25 | 59 | | |
| | アスファルト舗装(表層・基層) | 56 | <25 | 56 | | |
| 注) 暗振動は, 現地調査結果がすべて振動レベル計の測定下限値 25dB 未満であることから, <25 としている。 | | | | | | |

表6.3-1 (2) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | |
|---|--|---|---------------------------|----------------------------|---|
| 振動 | 2) 工事(資材運搬等の車両の走行)による影響 | | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | | |
| | <p>予測の結果、工事(資材運搬等の車両の走行)による振動の発生により、道路沿道(振動)への影響が考えられるが、以下に示した環境保全措置を講ずることで、振動の発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから、工事(資材運搬等の車両の走行)による振動の影響は、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> | | | | |
| | 工事の実施(資材運搬等の車両の走行)による影響に対する環境保全措置 | | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 実施内容 | 資材運搬等の車両の計画的、かつ効率的な運行計画を検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 | 資材運搬等の車両は、走行速度を抑制するよう努める。 | 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底するように努める。 | 資材運搬等の車両は、周辺道路での待機による渋滞を発生させないよう、事業実施区域内で待機させることに努める。 |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| | 効果 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | 大気質、騒音、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、騒音、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、騒音、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、騒音の影響が緩和される。 | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | | |
| <p>予測の結果、工事中の振動レベルが昼間27～41dB、夜間25未満～40dBであり、整合を図るべき基準や目標を満たしている。</p> <p>このことから、工事(資材運搬等の車両の走行)による振動の影響は、整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p>なお、事業計画の熟度が高まったことにより、予測地点⑤、⑦、⑧には資材運搬等の車両は走行しない想定である。</p> | | | | | |

表6.3-1 (3) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要

振動

工事(資材運搬等の車両の走行)による振動の評価 (L₁₀: 80%レンジ上端値)

(単位: dB)

| 予測地点 | 時間区分 | 予測時間帯 | 現況 振動レベル (1) | 振動レベル予測結果 | | 要請限度 |
|------|----------------|---------|--------------------|----------------------|------------------------------|------|
| | | | | 振動レベル の増加分 (2) | 工事中の 振動レベル (3)=(1)+(2) | |
| | | | | ③ | 県道川越入間線 | |
| | | 夜間 7時台 | 40 (40.3) | 0.1 | 40 (40.4) | 60 |
| ④ | 県道川越入間線 | 昼間 15時台 | 40 (40.2) | 0.2 | 40 (40.4) | 65 |
| | | 夜間 7時台 | 39 (38.9) | 0.1 | 39 (39.0) | 60 |
| ⑤ | 所沢市道 4-11 号線 | 昼間 8時台 | 32 (32.4) | - | 32 (32.4) | 65 |
| | | 夜間 7時台 | 36 (35.5) | - | 36 (35.5) | 60 |
| ⑥ | 入間市道カン 63 号線 | 昼間 9時台 | 31 (31.0) | 1.9 | 33 (32.9) | 65 |
| | | 夜間 7時台 | 31 (31.1) | 0.3 | 31 (31.4) | 60 |
| ⑦ | 所沢市道 4-11 号線 | 昼間 11時台 | 48 (47.9) | - | 48 (47.9) | 65 |
| | | 夜間 7時台 | 43 (43.3) | - | 43 (43.3) | 60 |
| ⑧ | 所沢市道 4-707 号線 | 昼間 18時台 | 40 (40.3) | - | 40 (40.3) | 65 |
| | | 夜間 7時台 | 40 (39.7) | - | 40 (39.7) | 60 |
| ⑨ | 入間市道 D230 号線 | 昼間 11時台 | 40 (39.8) | 0.7 | 41 (40.5) | 65 |
| | | 夜間 7時台 | 39 (38.8) | 0.2 | 39 (39.0) | 60 |
| ⑩ | 所沢市道 4-1033 号線 | 昼間 8時台 | 26 (26.1) | 0.9 | 27 (27.0) | 65 |
| | | 夜間 7時台 | <25 (20.7) | 0.3 | <25 (21.0) | 60 |

- 注) 1. 時間区分 昼間は8:00~19:00, 夜間は19:00~8:00
2. 予測時間帯は, 各時間区分で予測結果が最大となる時間帯とした。
3. 現況振動レベルは, 平日の現地調査結果とした。
4. <25 は, 25dB 未満であることを示す。
5. 予測地点⑤, ⑦, ⑧には資材運搬等の車両は走行しない想定である。

3) 存在・供用(施設の稼働)による影響

(1) 回避・低減に係る評価

予測の結果, 存在・供用(施設の稼働)による振動の発生により, 周辺環境(振動)への影響が考えられるが, 以下に示す環境保全措置を講ずることで, 振動の発生源対策に努めていく。

このことから, 存在・供用(施設の稼働)による振動の影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。

存在・供用(施設の稼働)による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 |
|----------|--|
| 実施主体 | 事業者 |
| 実施内容 | 進出企業に対し, 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに, 必要に応じて防振対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう指導する。 |
| 実施時期 | 存在・供用時 |
| 効果 | 振動の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし |
| 他の環境への影響 | なし |

表6.3-1 (4) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|--------------------------------------|--|----------------|--------------|--------------|-----|------|---------|---|--------------------------------------|--|----------------|--------|--------|--------|------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|----|----|----|----------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 振動 | <p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>予測地点における振動レベルは35～52dBであり、整合を図るべき基準や目標を満たしている。</p> <p>このことから、存在・供用(施設の稼働)による振動への影響は、整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">存在・供用(施設の稼働)による振動の評価(L₁₀:80%レンジ上端値)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">振動レベル予測結果[dB]</th> <th rowspan="2">規制基準 [dB]</th> </tr> <tr> <th>施設の稼働</th> <th>暗振動</th> <th>合成振動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大値出現地点</td> <td>52</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"><25</td> <td>52</td> <td rowspan="3">昼間：65 夜間：60</td> </tr> <tr> <td>住宅地①</td> <td>42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>住宅地②</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 暗振動は、現地調査結果がすべて振動レベル計の測定下限値 25dB 未満であることから、<25 としている。</p> | 予測地点 | 振動レベル予測結果[dB] | | | 規制基準 [dB] | 施設の稼働 | 暗振動 | 合成振動 | 最大値出現地点 | 52 | <25 | 52 | 昼間：65 夜間：60 | 住宅地① | 42 | 42 | 住宅地② | 35 | 35 | | | | | | | | | |
| | 予測地点 | | 振動レベル予測結果[dB] | | | | 規制基準 [dB] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 施設の稼働 | 暗振動 | 合成振動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 最大値出現地点 | 52 | <25 | 52 | 昼間：65 夜間：60 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住宅地① | 42 | | 42 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住宅地② | 35 | | 35 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>4) 存在・供用(自動車交通の発生)による影響</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果、存在・供用(自動車交通の発生)による振動の発生により、道路沿道(振動)への影響が考えられるが、以下に示す環境保全措置を講ずることで、振動の発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから、存在・供用(自動車交通の発生)による振動への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">存在・供用(自動車交通の発生)による影響に対する環境保全措置</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保全措置の種類</th> <th>低減</th> <th>低減</th> <th>低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。</td> <td>進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検を徹底するよう指導する。</td> <td>進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>存在・供用時</td> <td>存在・供用時</td> <td>存在・供用時</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>振動の発生の低減が見込まれる。</td> <td>振動の発生の低減が見込まれる。</td> <td>振動の発生の低減が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。</td> <td>大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。</td> <td>大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。</td> </tr> </tbody> </table> | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 実施内容 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検を徹底するよう指導する。 | 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう指導する。 | 実施時期 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 効果 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | 他の環境への影響 | 大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施内容 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検を徹底するよう指導する。 | 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう指導する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施時期 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 効果 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 他の環境への影響 | 大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>予測の結果、供用後の振動レベルが昼間 <25～46dB、夜間 <25～43dBであり、整合を図るべき基準や目標を満たしている。</p> <p>このことから、存在・供用(自動車交通の発生)による振動の影響は、整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p>なお、事業計画の熟度が高まったことにより、予測地点③、④、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩には関連車両は走行しない想定である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

表6.3-1 (4) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要

振動

存在・供用(自動車交通の発生)による振動の評価 (L₁₀: 80%レンジ上端値)

(単位: dB)

| 予測地点 | 時間区分 | 予測時間帯 | 現況振動レベル (1) | 将来基礎交通量による振動レベル (2) | 振動レベル予測結果 | | 要請限度 |
|-------------------|------|-------|----------------|------------------------|------------------|--------------------------|------|
| | | | | | 振動レベルの増加分 (3) | 供用後の振動レベル (4)=(2)+(3) | |
| ③ 県道川越入間線 | 昼間 | 9時台 | 39 (39.4) | 41 (40.7) | - | 41 (40.7) | 65 |
| | 夜間 | 7時台 | 40 (40.3) | 42 (41.6) | - | 42 (41.6) | 60 |
| ④ 県道川越入間線 | 昼間 | 15時台 | 40 (40.2) | 41 (41.3) | - | 41 (41.3) | 65 |
| | 夜間 | 7時台 | 39 (38.9) | 40 (40.1) | - | 40 (40.1) | 60 |
| ⑤ 所沢市道 4-11 号線 | 昼間 | 8時台 | 32 (32.4) | 31 (31.2) | - | 31 (31.2) | 65 |
| | 夜間 | 7時台 | 36 (35.5) | 34 (33.5) | - | 34 (33.5) | 60 |
| ⑥ 入間市道カン 63 号線 | 昼間 | 9時台 | 31 (31.0) | 33 (32.6) | 3.3 | 36 (35.9) | 65 |
| | 夜間 | 7時台 | 31 (31.1) | 32 (32.3) | 2.9 | 35 (35.2) | 60 |
| ⑦ 所沢市道 4-11 号線 | 昼間 | 11時台 | 48 (47.9) | 46 (46.0) | - | 46 (46.0) | 65 |
| | 夜間 | 7時台 | 43 (43.3) | 43 (42.9) | - | 43 (42.9) | 60 |
| ⑧ 所沢市道 4-707 号線 | 昼間 | 18時台 | 40 (40.3) | 41 (40.7) | - | 41 (40.7) | 65 |
| | 夜間 | 7時台 | 40 (39.7) | 40 (39.9) | - | 40 (39.9) | 60 |
| ⑨ 入間市道 D230 号線 | 昼間 | 11時台 | 40 (39.8) | 41 (41.3) | - | 41 (41.3) | 65 |
| | 夜間 | 7時台 | 39 (38.8) | 40 (40.3) | - | 40 (40.3) | 60 |
| ⑩ 所沢市道 4-1033 号線 | 昼間 | 8時台 | 26 (26.1) | <25 (23.6) | - | <25 (23.6) | 65 |
| | 夜間 | 7時台 | <25 (20.7) | <25 (18.5) | - | <25 (18.5) | 60 |
| 新設① 上藤沢・林・宮寺間新設道路 | 昼間 | 9時台 | - | 29 (29.1) | 5.5 | 35 (34.6) | 65 |
| | 夜間 | 7時台 | - | 29 (29.2) | 4.7 | 34 (33.8) | 60 |
| 新設② 上藤沢・林・宮寺間新設道路 | 昼間 | 9時台 | - | 29 (29.2) | 4.3 | 34 (33.5) | 65 |
| | 夜間 | 7時台 | - | 29 (29.3) | 3.5 | 33 (32.8) | 60 |

- 注) 1. 時間区分 昼間は8:00~19:00, 夜間は19:00~8:00
 2. 予測時間帯は, 各時間区分で予測結果が最大となる時間帯とした。
 3. 現況振動レベルは, 平日の現地調査結果とした。
 4. <25 は, 25dB 未満であることを示す。
 5. 予測地点③, ④, ⑤, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩には関連車両は走行しない想定である。

6.4 悪臭

表6.4-1 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|---|------------|------|-----|------|---|------|--------|----|-----------------|---------|----|----------|----|------|--------|------------|------------------------------|------------|------------|
| 悪臭 | <p>1) 存在・供用（施設の稼働）による影響</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果、存在・供用（施設の稼働）による悪臭の発生により、周辺環境（悪臭）への影響が考えられるが、以下に示す環境保全措置を講ずることで、悪臭の発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから、存在・供用（施設の稼働）による悪臭への影響は、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>保全措置の種類</th> <th>低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>進出企業に対し、悪臭防止法に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置する等の公害の未然防止に努めるよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>存在・供用時</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>悪臭の発生の低減が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>施設からの最大付加濃度は、臭気指数10未満であり、整合を図るべき基準や目標を満たしている。</p> <p>このことから、存在・供用（施設の稼働）による悪臭の影響は、整合を図るべき基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">存在・供用（施設の稼働）に伴う悪臭の評価</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>気象条件</th> <th>将来予測濃度</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風向：北西，風速：1.5m/s 大気安定度：A-B</td> <td>臭気指数 10 未満</td> <td>臭気指数 18 以下</td> </tr> </tbody> </table> | 保全措置の種類 | 低減 | 実施主体 | 事業者 | 実施内容 | 進出企業に対し、悪臭防止法に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置する等の公害の未然防止に努めるよう指導する。 | 実施時期 | 存在・供用時 | 効果 | 悪臭の発生の低減が見込まれる。 | 効果の不確実性 | なし | 他の環境への影響 | なし | 気象条件 | 将来予測濃度 | 整合を図るべき基準等 | 風向：北西，風速：1.5m/s 大気安定度：A-B | 臭気指数 10 未満 | 臭気指数 18 以下 |
| | 保全措置の種類 | 低減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施主体 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施内容 | 進出企業に対し、悪臭防止法に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置する等の公害の未然防止に努めるよう指導する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施時期 | 存在・供用時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果 | 悪臭の発生の低減が見込まれる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果の不確実性 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 他の環境への影響 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 気象条件 | 将来予測濃度 | 整合を図るべき基準等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 風向：北西，風速：1.5m/s 大気安定度：A-B | 臭気指数 10 未満 | 臭気指数 18 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

6.5 水質

表6.5-1 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | |
|--|---|---|------------------------------|------------------------------|
| 水質 | 1) 工事（造成等の工事）に伴う排水による公共用水域への影響 | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | |
| | <p>予測の結果、降雨時の工事（造成等の工事）に伴う濁水の発生により、公共用水域の水質への影響が考えられるが、以下に示す環境保全措置を講ずることで、公共用水域へ排出される濁水の低減に努める。</p> <p>このことから、降雨時の工事（造成等の工事）による公共用水域の水質の影響は、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> | | | |
| | 工事（造成等の工事）による水質への影響に対する環境保全措置 | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 実施内容 | 工事中に発生する濁水については、沈砂池に導き、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を公共用水域に放流する。 | 造成箇所は速やかに転圧を施し、降雨による流出を防止する。 | 必要に応じて仮土堤、仮柵等を設置し、土砂流出を防止する。 |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| | 効果 | 濁水の発生の低減が見込まれる。 | 濁水の発生の低減が見込まれる。 | 濁水の発生の低減が見込まれる。 |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | 粉じんの飛散の影響が緩和される。 | なし | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | |
| <p>予測の結果、降雨時の工事（造成等の工事）による調整池の排水口でのSS濃度は「埼玉県生活環境保全条例」における指定土木建設作業を行っている者が遵守すべき基準（許容限度）である日間平均150mg/Lを下回っている。</p> <p>このことから、工事（造成等の工事）による公共用水域の水質への影響は、基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> | | | | |
| 2) 工事（造成等の工事）に伴う地下水の水質への影響 | | | | |
| 工事（造成等の工事）による地下水の水質への影響の評価は「土壌」に示す。 | | | | |

6.6 水象

表6.6-1 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|---|--------------------------------|--|----|------|-----|-----|-----|------|------------------------------|--------------------------------|--|------|---------|---------|----------------|----|---|----------------------------|----------------------------|---------|----|----|----|----------|----|----|----|
| 水象 | <p>1) 存在(造成地の存在, 施設の存在)による河川等の流量, 流速及び水位への影響並びに存在・供用(造成地の存在)による地下水の水位及び水脈への影響</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>存在・供用(造成地の存在, 施設の存在)に伴う水象への影響については, 以下に示した環境保全措置を講じることで, 水象への影響の回避・低減に努める。</p> <p>その結果, 降雨時の洪水調節がなされ, 雨水を放流・還元することで下流河川・地下水流への影響を最小限にすることが可能と予測された。従って, 事業により実施可能な範囲で影響の低減が図られると評価する。</p> <p>存在・供用(造成地の存在, 施設の存在)による影響(河川等の流量, 流速及び水位)並びに存在・供用(造成地の存在)による影響(地下水の水位及び水脈)に対する環境保全措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保全措置の種類</th> <th>低減</th> <th>低減</th> <th>低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>適切な規模の防災調整池を設置し, 雨水の洪水調節を行う。</td> <td>雨水排水経路に浸透柵を設置し, 雨水の地下水浸透を促進する。</td> <td>進出企業に対して緑化を図るよう要請し, 生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>事業計画立案時</td> <td>事業計画立案時</td> <td>事業計画立案時(各進出企業)</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>降雨時の極端な表流水の流出を緩和し, 雨水を放流・還元することで, 下流河川・地下水流への影響を最小限にする。</td> <td>舗装による雨水の表流を緩和し, 地下浸透を促進する。</td> <td>舗装による雨水の表流を緩和し, 地下浸透を促進する。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>存在・供用(造成地の存在, 施設の存在)に伴う水象への影響について, 本事業では適切な規模の調整池を設け雨水流出を抑制することから, 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例と整合が図られていると評価する。</p> <p>また, 緑地の整備や雨水浸透柵等の設置等により地下水の涵養を図ることから, 埼玉県生活環境保全条例による地下水のかん養の努力義務と整合が図られていると評価する。</p> | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 実施内容 | 適切な規模の防災調整池を設置し, 雨水の洪水調節を行う。 | 雨水排水経路に浸透柵を設置し, 雨水の地下水浸透を促進する。 | 進出企業に対して緑化を図るよう要請し, 生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。 | 実施時期 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時(各進出企業) | 効果 | 降雨時の極端な表流水の流出を緩和し, 雨水を放流・還元することで, 下流河川・地下水流への影響を最小限にする。 | 舗装による雨水の表流を緩和し, 地下浸透を促進する。 | 舗装による雨水の表流を緩和し, 地下浸透を促進する。 | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | 他の環境への影響 | なし | なし | なし |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施内容 | 適切な規模の防災調整池を設置し, 雨水の洪水調節を行う。 | 雨水排水経路に浸透柵を設置し, 雨水の地下水浸透を促進する。 | 進出企業に対して緑化を図るよう要請し, 生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施時期 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時(各進出企業) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果 | 降雨時の極端な表流水の流出を緩和し, 雨水を放流・還元することで, 下流河川・地下水流への影響を最小限にする。 | 舗装による雨水の表流を緩和し, 地下浸透を促進する。 | 舗装による雨水の表流を緩和し, 地下浸透を促進する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 他の環境への影響 | なし | なし | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

6.7 土壌

表6.7-1 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|--|---|
| 土壌 | 1) 工事(造成等の工事)に伴う土壌及び地下水の水質への影響 | | | | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | | | | |
| | <p>予測の結果、廃棄物対策工事の実施により土壌及び地下水の水質への影響が考えられるが、以下に示す環境保全措置を講ずる計画であり、掘削土壌等が周辺に影響を及ぼさないよう十分配慮することで、影響は最小限に抑えられると予測する。</p> <p>このことから、工事（造成等の工事（廃棄物対策工事））による土壌及び地下水の水質への影響は、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> | | | | | | |
| | 工事(造成等の工事)に伴う土壌及び地下水の水質への影響に対する環境保全措置 | | | | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 実施内容 | 表土調査工及び試掘工により廃棄物範囲を確認したうえで、関係法令に基づき、産業廃棄物処理施設及び土壌汚染処理施設へ搬出し、適正に処分する。 | 埋め戻し等に使用する土壌は、計画地内の発生土を基本とし、汚染の無いことを確認したうえで埋め戻しを行う。 | 廃棄物等の掘削除去を実施する際には、掘削範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の土壌への汚染の拡散をできるかぎり防止するために、鋼矢板等の遮水工法を採用する。 | 掘削除去の際に生じる地下水に対しては、濁水処理設備を設置し、適宜水替えを行う。 | 掘削土壌等の運搬に際しては、ダンプトラックには過積載にならないよう十分注意を払い、荷台にはシート掛けを行い、土砂の飛散防止に努める。 | その他、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」（廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会）に準拠し、環境保全対策を実施する。 |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| | 効果 | 周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。 | 周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。 | 周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。 | 周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 | 周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。 |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし | なし | なし | なし | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | | | | |
| <p>廃棄物対策工事の実施により土壌及び地下水の水質への影響が考えられるが、上記に示す環境保全措置を講ずる計画であり、汚染土壌の掘削除去後のヒ素（地下水）について確認するとともに、対策工事に係る環境調査を実施し、ヒ素（地下水）及びベンゼン（大気）について監視を行っていく。</p> <p>このことから、工事（造成等の工事）による土壌及び地下水の水質への影響は、基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> | | | | | | | |

6.8 動物

表6.8-1 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | |
|--|--|--|------------------------------------|--|--|
| 動物 | 1) 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）による影響及び存在・供用（造成地の存在）による影響 | | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | | |
| | 予測の結果，工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）による影響及び存在・供用（造成地の存在）による影響は小さいと考えられる。また，以下に示す環境保全措置を講ずることで，さらなる動物への影響の低減に努めていく。 | | | | |
| | このことから，動物相や保全すべき種の自発的移動や計画地への回帰が促され，影響を低減できるものとする。よって事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避・低減が図られていると評価する。 | | | | |
| | なお，予測の不確実性に対しては，本事業の工事中モニタリングを実施し，対象種の保全状況を確認する。 | | | | |
| | 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）による影響及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置（陸域生物） | | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 代償 |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 実施内容 | 工事中の大气・水質・騒音・振動に係る環境保全措置を確実に実施する。 | 施工の際は，急激な改変を避け，周辺環境への個体の自発的な移動を促す。 | 工事期間中は動物相についてモニタリング調査を行い，事業による影響が認められる場合は追加の保全措置を検討する。 | 進出企業に対しては緑化を要請し，生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。 |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 事業計画立案時 |
| 効果 | 計画地及び周辺の動物種の生息に対する影響を軽減できる。 | 計画地の改変場所から隣接する残存環境への自発的な移動を促すことで，個体への影響を軽減できる。 | 動物相への影響を軽減できる。 | 事業実施により一旦逃避した草地・樹林性の昆虫類やこれらを餌とする鳥類の回帰が期待される。 | |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし | なし | |
| 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）による影響及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置（水生生物） | | | | | |
| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | | |
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | | |
| 実施内容 | 工事の進捗に合わせ，適切な場所に沈砂池を設置する。 | 沈砂池内の堆積土砂については，計画的に撤去を行い，下流への土砂の流出防止に努める。 | 工事中の水質に係る環境保全措置を確実に実施する。 | | |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | | |
| 効果 | 濁水の発生量を低減できる。 | 濁水の発生量を低減できる。 | 計画地及び周辺の水生動物の生息に対する影響を軽減できる。 | | |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | | |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし | | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | | |
| 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）の及び存在・供用（造成地の存在）による保全すべき種への影響について，生物の生息に配慮した公園の整備などの環境保全措置を実施することにより，保全すべき種が保全され，保全対象種の自発的移動や計画地への回帰が促されることから，基準，目標等と整合が図られていると評価する。 | | | | | |

6.9 植物

表6.9-1 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | |
|--|---|-------------------------------|---|--|---|
| 植物 | 1) 工事（造成等の工事）による影響及び存在・供用（造成地の存在）による影響 | | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | | |
| | <p>工事（造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）に伴う植物への影響については、以下に示す環境保全措置を講じることで、植物への影響の回避・低減に努める。改変地の多くは耕作地及び市街地のため、動植物の生育基盤となる自然度の高い植生の改変は少ない。また、確認された保全すべき種についても、逸出もしくは生育箇所が改変区域外であるため特別な配慮を必要としないと考えられることから、事業による影響は小さいと評価する。</p> <p>なお、減少する樹林地に対しては公園の植栽に樹木を用いるほか、進出企業と調整し、新たな樹林地を確保することで、事業により実施可能な範囲で影響の低減が図られると評価する。</p> | | | | |
| | <p>工事（造成等の工事）による影響及び 存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置</p> | | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 代償 |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 実施内容 | 工事中の大気・水質に係る環境保全措置を確実に実施する。 | 植生への影響を抑えるため、改変域を最小限にとどめとともに、周辺区域への踏み荒らしがないよう注意を払う。 | 土砂の搬入・搬出や車両の移動は最小限にとどめ移動により外来種が拡散しないように配慮する。 | 進出企業に対して緑化を図るよう要請し、生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。 |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事計画立案時, 工事中 | 工事計画立案時, 工事中 | 事業計画立案時 |
| | 効果 | 計画地及び周辺地域の植物種の生育に対する影響を軽減できる。 | 植生が保全されることで、動物の生息環境が保全できる。 | 外来種を拡散させないことで在来種が保全できる。 | 動植物の新たな生息空間の創出が期待される。 |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし | なし | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | | |
| <p>本調査で確認された保全すべき種のうち、ハンゲショウ、シラン、オミナエシの3種は現地の確認状況から逸出個体と考えられ、ササバギンランについては生育箇所が改変区域外であるため特別な配慮を必要としないと考えられる。</p> <p>また、減少する植生に対しては、公園の植栽に樹木を用いるほか、進出企業と調整し、新たな樹林地を確保することで事業対象区域の植生回復に寄与すると考えられる。</p> <p>以上のことから、基準や目標との整合性が図られていると評価する。</p> | | | | | |

表6.10-1 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | |
|------------|---|-----------------------------------|--|--|--|
| 生態系 | 1) 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）による影響及び存在・供用（造成地の存在）による影響 | | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | | |
| | <p>予測の結果，工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）による影響及び存在・供用（造成地の存在）による影響は小さいと考えられ，以下に示す環境保全措置を講ずることで，さらなる生態系への影響の低減に努める。</p> <p>このことから，指標種の自発的移動や計画地への回帰が促され，影響を低減できるものとする。よって事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>なお，予測の不確実性に対しては，本事業の工事中モニタリングを実施し，対象種の保全状況を確認する。</p> | | | | |
| | <p>工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）による影響及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置</p> | | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 代償 |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 実施内容 | 工事中の大気・水質・騒音・振動に係る環境保全措置を確実に実施する。 | 施工の際は，急激な変化を避け，周辺環境への個体の自発的な移動を促す。 | 工事期間中は指標種についてモニタリング調査を行い，事業による影響が認められる場合は追加の保全措置を検討する。 | 進出企業に対しては緑化を要請し，生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。 |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 事業計画立案時 |
| | 効果 | 計画地及び周辺の指標種の生息に対する影響を軽減できる。 | 計画地の改変場所から隣接する残存環境への自発的な移動を促すことで，個体への影響を軽減できる。 | 指標種への影響を軽減できる。 | 事業実施により一旦逃避した草地・樹林性の昆虫類やこれらを餌とする鳥類の回帰が期待される。 |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし | なし | |

表6.11-1 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|----|----|------|-----|-----|-----|-----|------|--------------------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------|------|---------|---------|---------|----------------|----|-------------------------|----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|---------|----|----|----|----|----------|----|----|----|----|
| 景観 | <p>1) 存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による景観資源及び眺望景観への影響</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果，存在・供用（造成地の存在，施設の存在）に伴う景観資源への影響については，計画地内に分布する茶畑については消滅するものの，計画地周辺に広く分布するものについては残存されるほか，林神社及びその社寺林，不老川及び谷川沿いの緑についても残存される。また，以下に示したとおり，公園や緑地の整備等の環境保全措置を講じることで，修景が図られる。</p> <p>また眺望景観への影響については，都市近郊にあって住宅等が多く立地することから，計画地から離れた眺望点では，計画地の計画建物が視野に占める割合は小さく，また住宅等の人口構造物に溶け込み大きな違和感はないと予測された。一方計画地に隣接する眺望点では，現況から変化し新たな工業団地の景観が形成されると予測された。この場合も，以下に示したとおり，公園や緑地の整備等の環境保全措置を講じることで，修景や遮蔽効果が期待され，現況の周辺に見られる緑の多い住宅地と調和のとれた景観が形成される。</p> <p>このことから，存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による景観資源及び眺望景観への影響は，実施可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による影響に対する環境保全措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>保全措置の種類</th> <th>低減</th> <th>低減</th> <th>低減</th> <th>低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>計画地の景観のポイントとなる林神社に隣接して公園を配置する。</td> <td>稲荷神社の参道方向を意識し，背後に調整池を配置する。</td> <td>住宅地が隣接する東側敷地境界に緩衝緑地を配置する。</td> <td>進出企業に対して緑化を図るよう要請する。</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>事業計画立案時</td> <td>事業計画立案時</td> <td>事業計画立案時</td> <td>事業計画立案時（各進出企業）</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>林神社を中心に連続性のある緑景観が創出される。</td> <td>計画建物との距離を確保することで圧迫感が軽減される。</td> <td>計画地全体の遮蔽効果が期待され，また緑による集計が図られる。</td> <td>計画建物に対する遮蔽効果や緑の多い景観形成が図られる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>存在・供用（造成地の存在，施設の存在）に伴う景観資源への影響については，計画地内に分布する茶畑については消滅するものの，計画地周辺に広く分布するものについては残存されるほか，林神社及びその社寺林，不老川及び谷川沿いの緑についても残存される。さらに，公園や緑地の整備により修景を図ることで，緑・景観資源の保全に努めている。</p> <p>また，眺望景観への影響については，特に現況との変化が比較的大きい計画地に隣接する眺望点に対して，前景に調整池を配置し建屋からの距離を保つことで圧迫感を軽減し，公園や緑地の整備等により現況の周辺に見られる緑の多い住宅地と調和のとれた景観の形成に努めている。</p> <p>したがって，存在・供用（造成地の存在，施設の供用）による景観資源及び眺望景観への影響は，基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 実施内容 | 計画地の景観のポイントとなる林神社に隣接して公園を配置する。 | 稲荷神社の参道方向を意識し，背後に調整池を配置する。 | 住宅地が隣接する東側敷地境界に緩衝緑地を配置する。 | 進出企業に対して緑化を図るよう要請する。 | 実施時期 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時（各進出企業） | 効果 | 林神社を中心に連続性のある緑景観が創出される。 | 計画建物との距離を確保することで圧迫感が軽減される。 | 計画地全体の遮蔽効果が期待され，また緑による集計が図られる。 | 計画建物に対する遮蔽効果や緑の多い景観形成が図られる。 | 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | 他の環境への影響 | なし | なし | なし | なし |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施内容 | 計画地の景観のポイントとなる林神社に隣接して公園を配置する。 | 稲荷神社の参道方向を意識し，背後に調整池を配置する。 | 住宅地が隣接する東側敷地境界に緩衝緑地を配置する。 | 進出企業に対して緑化を図るよう要請する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施時期 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時（各進出企業） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 効果 | 林神社を中心に連続性のある緑景観が創出される。 | 計画建物との距離を確保することで圧迫感が軽減される。 | 計画地全体の遮蔽効果が期待され，また緑による集計が図られる。 | 計画建物に対する遮蔽効果や緑の多い景観形成が図られる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

6.12 自然とのふれあいの場

表6.12-1 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|-----------------------------------|------------------------------|----|------|-----|-----|------|-----------------------------------|------------------------------|------|---------|---------|----|--------------------------|---------------------------|---------|----|----|----------|----|----|
| 自然とのふれあいの場 | <p>1) 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による自然とのふれあいの場及び自然とのふれあいの場の利用への影響</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果，工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）に伴う自然とのふれあいの場への影響については，一時的な影響にとどまると考えられ，以下に示す環境保全措置を実施することで，実行可能な範囲内で影響を低減する。</p> <p>また，存在・供用（造成地の存在）による自然とのふれあいの場への影響は，供用後は，林神社及びその社寺林，不老川及び谷川沿いの緑は保全されることから，実行可能な範囲内で影響を回避・低減できる。また，新たな自然とのふれあいの場が創出されることで当該地域の利用性が向上すると考えられる。</p> <p>このことから，工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による自然とのふれあいの場への影響は，実行可能な範囲内で回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事） 及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保全措置の種類</th> <th>低減</th> <th>低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>工事中の大気・騒音・振動・水質に係る環境保全措置を確実に実施する。</td> <td>工事中も引き続き通行が可能なよう，迂回ルートを確認する。</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>工事実施期間中</td> <td>工事実施期間中</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>利用者の大気・騒音・振動に係る影響を軽減できる。</td> <td>自然とのふれあいの場の利用性への影響を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 実施内容 | 工事中の大気・騒音・振動・水質に係る環境保全措置を確実に実施する。 | 工事中も引き続き通行が可能なよう，迂回ルートを確認する。 | 実施時期 | 工事実施期間中 | 工事実施期間中 | 効果 | 利用者の大気・騒音・振動に係る影響を軽減できる。 | 自然とのふれあいの場の利用性への影響を低減できる。 | 効果の不確実性 | なし | なし | 他の環境への影響 | なし | なし |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施内容 | 工事中の大気・騒音・振動・水質に係る環境保全措置を確実に実施する。 | 工事中も引き続き通行が可能なよう，迂回ルートを確認する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施時期 | 工事実施期間中 | 工事実施期間中 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果 | 利用者の大気・騒音・振動に係る影響を軽減できる。 | 自然とのふれあいの場の利用性への影響を低減できる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 他の環境への影響 | なし | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>本事業の実施により，新たに自動車，歩行者，自転車の幹線ルートや公園・緑地が整備される計画である。これにより，現在は主に散策・散歩のみである当該地域に市民の憩いの場が確保されるなどして，自然とのふれあいの場としての利用性が向上すると考えられる。</p> <p>したがって，工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による自然とのふれあいの場への影響は，基準や目標との整合性が図られていると評価する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

表6.13-1 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|----|------|-----|------|--|------|-------|----|---------------------|---------|--|----------|----|
| 史跡・文化財 | 1) 工事（造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による埋蔵文化財への影響 | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予測の結果，工事（造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）に伴い，改変区域に分布している埋蔵文化財包蔵地は，改変は免れない。しかし，以下に示した環境保全措置の実施により，可能な限り保存を図り，また保存が難しい場所においても記録保存を計る。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | このことから，工事（造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による埋蔵文化財への影響は，事業者が実施可能な範囲で低減が図られているものと評価する。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 工事（造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>保全措置の種類</th> <th>低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>事前に試掘等の調査を行い，可能な限り埋め戻して保存を図った上で，保存が難しい場所は，記録保存を図る。なお，調査，保全に当たっては，周知の埋蔵文化財包蔵地の周囲の確認も含め，事業着手前に所沢市教育委員会と協議を行い，指導を受けながら適切に実施するものとする。</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>工事实施前</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>最小限の影響に抑えることが可能である。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>きわめて重要な文化財として文化財指定し，保護すべきと評価される物件の存在が明らかになった場合，事業計画の変更があり得る。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> | 保全措置の種類 | 低減 | 実施主体 | 事業者 | 実施内容 | 事前に試掘等の調査を行い，可能な限り埋め戻して保存を図った上で，保存が難しい場所は，記録保存を図る。なお，調査，保全に当たっては，周知の埋蔵文化財包蔵地の周囲の確認も含め，事業着手前に所沢市教育委員会と協議を行い，指導を受けながら適切に実施するものとする。 | 実施時期 | 工事实施前 | 効果 | 最小限の影響に抑えることが可能である。 | 効果の不確実性 | きわめて重要な文化財として文化財指定し，保護すべきと評価される物件の存在が明らかになった場合，事業計画の変更があり得る。 | 他の環境への影響 | なし |
| | 保全措置の種類 | 低減 | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施主体 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施内容 | 事前に試掘等の調査を行い，可能な限り埋め戻して保存を図った上で，保存が難しい場所は，記録保存を図る。なお，調査，保全に当たっては，周知の埋蔵文化財包蔵地の周囲の確認も含め，事業着手前に所沢市教育委員会と協議を行い，指導を受けながら適切に実施するものとする。 | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施時期 | 工事实施前 | | | | | | | | | | | | | |
| 効果 | 最小限の影響に抑えることが可能である。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 効果の不確実性 | きわめて重要な文化財として文化財指定し，保護すべきと評価される物件の存在が明らかになった場合，事業計画の変更があり得る。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 他の環境への影響 | なし | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 基準又は目標との整合に係る評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法令に則り，所沢市教育委員会と協議を行って指導を受けながら調査及び保存を行うことで，基準や目標との整合性が図られているものと評価する。 | | | | | | | | | | | | | | | |

6.14 日照阻害

表6.14-1 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|--|--|----|------|-----|-----|------|--|--|------|---------|---------|----|----------------------------|----------------------------|---------|----|----|----------|----|----|
| 日照阻害 | <p>1) 存在・供用（施設の存在）による影響</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果, 進出企業の計画建物により, 一部の時間帯で計画地の外側に日影が生じるが, 以下に示す環境保全措置を講ずることで, 日影時間の短縮に努めていく。</p> <p>このことから, 存在・供用（施設の存在）による日影の影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">存在・供用（施設の存在）による影響に対する環境保全措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">保全措置の種類</th> <th style="width: 40%;">低減</th> <th style="width: 40%;">低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>計画地周辺の建物立地状況を十分把握し, 予測条件として示した建物配置や高さ等を参考に, 周辺への日影が増大しないよう, 建物配置の検討を進出企業に要請する。</td> <td>「所沢市街づくり条例」に定められる中高層建築物を建設する場合には, 適切な対応を図るよう進出企業に指導する。</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>事業計画立案時</td> <td>事業計画立案時</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>日照阻害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。</td> <td>日照阻害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>予測の結果, 進出企業の計画建物により, 一部の範囲で基準を満たしていないが, 上記に示したとおり, 周辺への日影に配慮した建物配置の検討を進出企業に要請する。</p> <p>このことから, 存在・供用（施設の存在）に伴う日照阻害の影響については, 基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 実施内容 | 計画地周辺の建物立地状況を十分把握し, 予測条件として示した建物配置や高さ等を参考に, 周辺への日影が増大しないよう, 建物配置の検討を進出企業に要請する。 | 「所沢市街づくり条例」に定められる中高層建築物を建設する場合には, 適切な対応を図るよう進出企業に指導する。 | 実施時期 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 | 効果 | 日照阻害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。 | 日照阻害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。 | 効果の不確実性 | なし | なし | 他の環境への影響 | なし | なし |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施内容 | 計画地周辺の建物立地状況を十分把握し, 予測条件として示した建物配置や高さ等を参考に, 周辺への日影が増大しないよう, 建物配置の検討を進出企業に要請する。 | 「所沢市街づくり条例」に定められる中高層建築物を建設する場合には, 適切な対応を図るよう進出企業に指導する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施時期 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果 | 日照阻害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。 | 日照阻害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 他の環境への影響 | なし | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

6.15 電波障害

表6.15-1 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | |
|---|---|--|--|--|
| 電波障害 | 1) 存在・供用（施設の存在）による影響 | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | |
| | <p>予測の結果，進出企業の計画建物により，電波障害の影響が考えられるが，以下に示す環境保全措置を講ずることで，電波障害の発生の抑制に努めていく。</p> <p>このことから，存在・供用（施設の存在）に伴う電波障害の影響は，実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> | | | |
| | 存在・供用（施設の存在）による影響に対する環境保全措置 | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 |
| | 実施主体 | 計画地周辺で計画建物による障害が生じた場合には，受信障害の改善方法，時期等について関係者と十分協議し，必要な対策を実施するよう指導する。 | 連絡窓口を明確にし，迅速な対応を図るよう進出企業に指導する。 | 「所沢市街づくり条例」「所沢市建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱」に定められる建造物等を建設する場合には，適切な対応を図るよう進出企業に指導する。 |
| | 実施内容 | 施設の存在時 | 施設の存在時 | 事業計画立案時 |
| | 実施時期 | 電波障害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。 | 電波障害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。 | 電波障害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。 |
| | 効果 | なし | なし | なし |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | 計画地周辺で計画建物による障害が生じた場合には，受信障害の改善方法，時期等について関係者と十分協議し，必要な対策を実施するよう指導する。 | 連絡窓口を明確にし，迅速な対応を図るよう進出企業に指導する。 | 「所沢市街づくり条例」「所沢市建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱」に定められる建造物等を建設する場合には，適切な対応を図るよう進出企業に指導する。 | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | |
| <p>予測の結果，計画建物により，電波障害の影響が考えられるが，上記に示したとおり，計画地周辺で計画建物による障害が生じた場合には，進出企業に対し，受信障害の改善方法，時期等について関係者と十分協議し，必要な対策を実施するよう指導していく。</p> <p>このことから，存在・供用（施設の存在）に伴う電波障害の影響については，基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> | | | | |

6.16 廃棄物等

表6.16-1 (1) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | |
|---|--|---|---|-------------------------------|
| 廃棄物等 | 1) 工事(造成等の工事)による影響(廃棄物, 残土) | | | |
| | (1) 回避・低減に係る評価 | | | |
| | <p>予測の結果, 工事(造成等の工事)による廃棄物・残土により, 周辺環境への影響が考えられるが, 以下に示した環境保全措置を講ずることで, 発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから, 工事(造成等の工事)による廃棄物・残土の影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> <p>なお, 林運動場の廃棄物対策工事により発生する廃棄物の計画地外搬出処理に関する環境保全措置は, 「土壌」に示すとおりである。</p> | | | |
| | 工事(造成等の工事)の影響に対する環境保全措置 | | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 実施内容 | 伐採樹木は, チップ化再利用に努める。 | 建築工事に伴い発生する廃棄物は, 進出企業に対し, 排出抑制, 分別, リサイクルの推進等, 廃棄物の適正処理に努めるよう, 進出企業に要請する。 | 建築工事に伴い発生する残土は, 再利用等適正処理に努める。 |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| | 効果 | 再生利用の促進が図られる。 | 発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。 | 発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。 |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | 温室効果ガス等への影響が緩和される。 | なし | なし | |
| (2) 基準や目標との整合性に係る評価 | | | | |
| <p>進出企業の建設工事に伴う廃棄物の総排出量は4,350.1tで, 全体の再資源化率は38.7%と予測した。また, 廃棄物削減の観点から, 造成工事に伴う廃棄物は分別を徹底し, 再資源化及び再利用等の促進を図るとともに, 再利用できないものは専門業者に委託し, 適切に処理する。</p> <p>残土は, 再利用等の促進を図るよう努める。</p> <p>したがって, 整合を図るべき基準と整合が図られていると評価する。</p> | | | | |
| 2) 存在・供用(施設の稼働)による影響(廃棄物, 雨水及び処理水) | | | | |
| (1) 回避・低減に係る評価 | | | | |
| <p>予測の結果, 存在・供用(施設の稼働)による廃棄物・雨水及び処理水により, 周辺環境への影響が考えられるが, 以下に示した環境保全措置を講ずることで, 発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから, 存在・供用(施設の稼働)による廃棄物・雨水及び処理水の影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> | | | | |
| 存在・供用(施設の稼働)による影響に対する環境保全措置 | | | | |
| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | | |
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | | |
| 実施内容 | 廃棄物は, 進出企業に対し, 排出抑制, 分別, リサイクルの推進等, 廃棄物の適正処理に努めるよう, 進出企業に要請する。 | 進出企業に対し, 雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。 雨水排水は, 雨水排水処理施設として, 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を要する調整池を計画地内に設置し, ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り, 谷川に放流する。 | | |
| 実施時期 | 供用時 | 供用時 | | |
| 効果 | 発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。 | 発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。 | | |
| 効果の不確実性 | なし | なし | | |
| 他の環境への影響 | なし | なし | | |

表 6.16-1 (2) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|--|
| 廃棄物等 | <p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>存在・供用（施設の稼働）に伴う廃棄物の総排出量は108,466 tで、再生利用率は11%と予測した。また、廃棄物量削減の観点から、存在・供用（施設の稼働）に伴う廃棄物は進出企業に対し、排出抑制、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理するよう指導する。</p> <p>また、進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請するとともに、雨水排水は調整池を計画地内に設置し、ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り、谷川に放流する。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準と整合が図られているものと評価する。</p> |

6.17 温室効果ガス等

表 6.17-1 (1) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|---|--|---------------------|---------------------|-----|---------------------------|---------------------------|---|--|--------|--------|-----|-----|------------------------------|---------------------|---------|-----|------|----------|----------------------|----------------------|-----|-----|
| 温室効果ガス等 | <p>1) 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行）による影響</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果，工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行）に伴う温室効果ガスの排出が考えられる。定量的に予測可能な環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は2.7%であるが，以下に示す環境保全措置を講ずることで，更に排出量の削減に努める。</p> <p>このことから，工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行）による温室効果ガス等の排出による影響は，実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行）による影響に対する環境保全措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">保全措置の種類</th> <th style="width: 45%;">低減</th> <th style="width: 40%;">低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し建設機械等の効率的な稼働を図り，稼働時間の短縮に努める。 ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める（バックホウについては採用率30%以上を目標とする。） ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・ 建設機械の整備・点検を徹底する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し資材運搬等の車両の効率的な稼働を図り，稼働時間の短縮に努める。 ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する（エコドライブ実践率80%以上を目標とする）。 ・ 資材運搬等の車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。 ・ 資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。 </td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>工事中</td> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。</td> <td>温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。</td> <td>大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。</td> </tr> </tbody> </table> | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し建設機械等の効率的な稼働を図り，稼働時間の短縮に努める。 ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める（バックホウについては採用率30%以上を目標とする。） ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・ 建設機械の整備・点検を徹底する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し資材運搬等の車両の効率的な稼働を図り，稼働時間の短縮に努める。 ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する（エコドライブ実践率80%以上を目標とする）。 ・ 資材運搬等の車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。 ・ 資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。 | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 効果 | 温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。 | 温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。 | 効果の不確実性 | なし | なし | 他の環境への影響 | 大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。 | 大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。 | | |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し建設機械等の効率的な稼働を図り，稼働時間の短縮に努める。 ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める（バックホウについては採用率30%以上を目標とする。） ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・ 建設機械の整備・点検を徹底する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し資材運搬等の車両の効率的な稼働を図り，稼働時間の短縮に努める。 ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する（エコドライブ実践率80%以上を目標とする）。 ・ 資材運搬等の車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。 ・ 資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施時期 | 工事中 | 工事中 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果 | 温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。 | 温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 他の環境への影響 | 大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。 | 大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行）による温室効果ガスの排出量の合計及び削減の程度を以下に示す。工事期間を通して，対策実施前が17,506t-CO₂，対策実施後が17,028t-CO₂，削減量は477t-CO₂となり，削減率は2.7%と予測する。</p> <p>予測可能な範囲内での環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は2.7%であり，整合を図るべき基準等としたCO₂排出量の低減には届かないものの，上記に示したとおり，建設機械の稼働時間の短縮に努める等の定性的な環境保全措置を講ずることにより，「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守できると考える。</p> <p>したがって，工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行）による温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の影響については，基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行）における 温室効果ガス排出量（二酸化炭素）及び削減の程度</p> <p style="text-align: right;">単位：t-CO₂/工事期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測項目</th> <th>二酸化炭素排出量 (対策実施前)</th> <th>二酸化炭素排出量 (対策実施後)</th> <th>対策実施による 二酸化炭素削減量</th> <th rowspan="2">削減率</th> </tr> <tr> <th>(t-CO₂/工事期間)</th> <th>(t-CO₂/工事期間)</th> <th>(t-CO₂/工事期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械の稼働による 温室効果ガス等の影響</td> <td>13,791</td> <td>13,685</td> <td>106</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>資材運搬等の車両の走行による 温室効果ガス等の影響</td> <td>3,715</td> <td>3,343</td> <td>371</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17,506</td> <td>17,028</td> <td>477</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table> | 予測項目 | 二酸化炭素排出量 (対策実施前) | 二酸化炭素排出量 (対策実施後) | 対策実施による 二酸化炭素削減量 | 削減率 | (t-CO ₂ /工事期間) | (t-CO ₂ /工事期間) | (t-CO ₂ /工事期間) | 建設機械の稼働による 温室効果ガス等の影響 | 13,791 | 13,685 | 106 | 0.8 | 資材運搬等の車両の走行による 温室効果ガス等の影響 | 3,715 | 3,343 | 371 | 10.0 | 合計 | 17,506 | 17,028 | 477 | 2.7 |
| | 予測項目 | | 二酸化炭素排出量 (対策実施前) | 二酸化炭素排出量 (対策実施後) | 対策実施による 二酸化炭素削減量 | | 削減率 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (t-CO ₂ /工事期間) | | (t-CO ₂ /工事期間) | (t-CO ₂ /工事期間) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設機械の稼働による 温室効果ガス等の影響 | 13,791 | 13,685 | 106 | 0.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資材運搬等の車両の走行による 温室効果ガス等の影響 | 3,715 | 3,343 | 371 | 10.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 17,506 | 17,028 | 477 | 2.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

表6.17-1 (2) 環境影響評価の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|---|--|------------------------|------|-----|-----|------|---|--|------|---------|---------|----|---------------------|---------------------|---------|----|----|----------|----|----------------------|------|---------------------|---------------------|---------------------|-----|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------|---------|--------|-----|---------------------------|--------|--------|-------|------|----|---------|---------|--------|-----|
| 温室効果ガス等 | <p>2) 存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガス等の影響</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果，存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）による温室効果ガスの排出が考えられる。定量的に予測可能な環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は施設の稼働9.5%，自動車交通の発生10.0%であるが，以下に示す環境保全措置を講ずることで，更に排出量の削減に努める。</p> <p>このことから，存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）による温室効果ガス等の排出による影響は，実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）に対する環境保全措置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>保全措置の種類</th> <th>低減</th> <th>低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し，各種法令，ガイドライン等に基づき適正に対策を施し，温室効果ガスの削減に努めるよう指導する（施設建設時の省エネルギー率9.5%）。 ・計画地内に緑地を配置するとともに，進出企業においても積極的な緑化を促し，二酸化炭素の吸収に努める。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・関連車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう，進出企業に指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう，進出企業に指導する（目標燃料使用量10%削減）。 </td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>事業計画立案時</td> <td>事業計画立案時</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。</td> <td>温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td>大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガスの排出量の合計及び削減の程度を以下に示す。対策実施前が年間234,014t-CO₂，対策実施後が年間211,711t-CO₂，削減量は年間22,303t-CO₂となり，削減率は9.5%と予測する。</p> <p>予測可能な範囲内での環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は施設の稼働9.5%，自動車交通の発生10.0%であり，整合を図るべき基準等とした「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」（令和2年3月）に掲げる令和12年度までに平成25年度比で26%削減には届かないものの，上記に示したとおり，進出企業に対し，設定した削減目標を達成するための取り組みを推進するよう要請する等，定性的な環境保全措置を講ずることにより，「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守できると考える。</p> <p>したがって，存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の影響については，基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）時における 温室効果ガス排出量（二酸化炭素）及び削減の程度</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測項目</th> <th>二酸化炭素排出量 （対策実施前）</th> <th>二酸化炭素排出量 （対策実施後）</th> <th>対策実施による 二酸化炭素削減量</th> <th rowspan="2">削減率</th> </tr> <tr> <th>(t-CO₂/年)</th> <th>(t-CO₂/年)</th> <th>(t-CO₂/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の稼働による 温室効果ガス等の影響</td> <td>219,810</td> <td>198,928</td> <td>20,882</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>自動車交通の発生による 温室効果ガス等の影響</td> <td>14,204</td> <td>12,783</td> <td>1,421</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>234,014</td> <td>211,711</td> <td>22,303</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table> | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し，各種法令，ガイドライン等に基づき適正に対策を施し，温室効果ガスの削減に努めるよう指導する（施設建設時の省エネルギー率9.5%）。 ・計画地内に緑地を配置するとともに，進出企業においても積極的な緑化を促し，二酸化炭素の吸収に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・関連車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう，進出企業に指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう，進出企業に指導する（目標燃料使用量10%削減）。 | 実施時期 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 | 効果 | 温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。 | 温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。 | 効果の不確実性 | なし | なし | 他の環境への影響 | なし | 大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。 | 予測項目 | 二酸化炭素排出量 （対策実施前） | 二酸化炭素排出量 （対策実施後） | 対策実施による 二酸化炭素削減量 | 削減率 | (t-CO ₂ /年) | (t-CO ₂ /年) | (t-CO ₂ /年) | 施設の稼働による 温室効果ガス等の影響 | 219,810 | 198,928 | 20,882 | 9.5 | 自動車交通の発生による 温室効果ガス等の影響 | 14,204 | 12,783 | 1,421 | 10.0 | 合計 | 234,014 | 211,711 | 22,303 | 9.5 |
| | 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施主体 | 事業者 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し，各種法令，ガイドライン等に基づき適正に対策を施し，温室効果ガスの削減に努めるよう指導する（施設建設時の省エネルギー率9.5%）。 ・計画地内に緑地を配置するとともに，進出企業においても積極的な緑化を促し，二酸化炭素の吸収に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・関連車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう，進出企業に指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう，進出企業に指導する（目標燃料使用量10%削減）。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施時期 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果 | 温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。 | 温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果の不確実性 | なし | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 他の環境への影響 | なし | 大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予測項目 | 二酸化炭素排出量 （対策実施前） | 二酸化炭素排出量 （対策実施後） | 対策実施による 二酸化炭素削減量 | 削減率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (t-CO ₂ /年) | (t-CO ₂ /年) | (t-CO ₂ /年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設の稼働による 温室効果ガス等の影響 | 219,810 | 198,928 | 20,882 | 9.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車交通の発生による 温室効果ガス等の影響 | 14,204 | 12,783 | 1,421 | 10.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 234,014 | 211,711 | 22,303 | 9.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第7章. 環境保全のための措置

7.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

7.1.1 環境保全措置の検討

本業務の実施にあたっては、計画地周辺に住宅地等の環境保全上配慮すべき施設が立地する地域であることを考慮し、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減すること、法令基準等に基づき設定した環境保全目標を達成することを目的として、工事中及び供用時の各段階において環境保全のための措置を検討した。

予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置は、以下に示すとおりである。

なお、各環境の保全のための措置の実施に伴い新たな環境影響は生じない。

また、事後調査時に、事業の実施による影響が確認もしくは想定された場合は、速やかに追加の保全措置を検討する。

7.2 大気質

7.2.1 工事（建設機械の稼働）による影響（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）

表 7.2-1 工事（建設機械の稼働）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|---------------------------|-----------------------------|--|------------------------|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 建設機械は、排出ガス対策型を使用するように努める。 | 建設機械のアイドリングストップを徹底するように努める。 | 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるように努める。 | 建設機械の整備、点検を徹底するように努める。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| 効果 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | 騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 |

7.2.2 工事（資材運搬等の車両の走行）による影響（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）

表 7.2-2 工事（資材運搬等の車両の走行）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|---------------------------------|--|----------------------------|----------------------------|---|--|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 資材運搬等の車両は、排出ガス規制適合車を使用するように努める。 | 資材運搬等の車両のアイドリングストップ等、エコドライブの励行を徹底するように努める。 | 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底するように努める。 | 資材運搬等の車両は、走行速度を抑制するように努める。 | 資材運搬等の車両の計画的、かつ効率的な運行計画を検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 | 資材運搬等の車両は、周辺道路での待機による渋滞を発生させないよう、計画地内で待機させることに努める。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| 効果 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | 騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動の影響が緩和される。 |

7.2.3 工事（造成等の工事）による影響（粉じん等）

表 7.2-3 工事（造成等の工事）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|--|---|--|--|-------------------|--|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 強風時には土工作業を控えるとともに、造成箇所や建設機械の稼働範囲及び資材運搬等の車両の仮設道路に適宜散水を行うように努める。 | 工事区域出口に洗浄用ホースを設置する等、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払い落としや、場内の清掃等を徹底するように努める。 | 計画的、かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるよう努める。 | 土砂の運搬時には、必要に応じて資材運搬等の車両の荷台をシートで被覆するように努める。 | 必要に応じて、仮囲いを設置する。 | 必要に応じて、造成地をシートにより被覆するなど、裸地からの粉じん等の飛散を防止する。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| 効果 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | なし | 騒音の影響が緩和される。 | 濁水の発生の低減が見込まれる。 |

7.2.4 存在・供用（施設の稼働）による影響（二酸化窒素，二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，その他の大気質に係る有害物質等）

表 7.2-4 存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置

| | |
|----------|--|
| 保全措置の種類 | 低減 |
| 実施主体 | 事業者 |
| 実施内容 | 進出企業に対しては大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による公害の未然防止に努めるよう指導する。 |
| 実施時期 | 存在・供用時 |
| 効果 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし |
| 他の環境への影響 | なし |

7.2.5 存在・供用（自動車交通の発生）による影響（二酸化窒素，浮遊粒子状物質，炭化水素）

表 7.2-5 存在・供用（自動車交通の発生）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|---------------------------|---|---|--------------------------------------|--|--|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 最新排出ガス規制適合車の使用に努めるよう指導する。 | ディーゼル車については、埼玉県生活環境保全条例に基づく排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底するよう指導する。 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検を徹底するよう指導する。 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップ等、エコドライブの励行を徹底するよう指導する。 | 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう指導する。 |
| 実施時期 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 |
| 効果 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 | 大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 |

7.3 騒音・低周波音

7.3.1 工事（建設機械の稼働）による影響（騒音）

表 7.3-1 工事（建設機械の稼働）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|------------------------|---|-----------------------------|------------------------------------|--------------------------|---|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 建設機械は、低騒音型を使用するように努める。 | 計画的、かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるように努める。 | 建設機械のアイドリングストップを徹底するように努める。 | 建設機械は、不要なクラクションを行わないよう作業員に周知・徹底する。 | 建設機械の整備、点検を徹底するように努める。 | 建設機械の設置位置を民家等の保全対象から可能な限り離すように努めるとともに、必要に応じて、仮囲い等の防音対策を講じる。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| 効果 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の伝搬の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | 大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | なし | 大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 粉じん等の飛散の影響が緩和される。 |

7.3.2 工事（資材運搬等の車両の走行）による影響（騒音）

表 7.3-2 工事（資材運搬等の車両の走行）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|---|--|--|----------------------------|----------------------------|---|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 資材運搬等の車両の計画的、かつ効率的な運行計画を検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 | 資材運搬等の車両のアイドリングストップ等、エコドライブの励行を徹底するように努める。 | 資材運搬等の車両は、不要なクラクションを行わないよう作業員に周知・徹底する。 | 資材運搬等の車両は、走行速度を抑制するように努める。 | 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底するように努める。 | 資材運搬等の車両は、周辺道路での待機による渋滞を発生させないよう、事業実施区域内で待機させることに努める。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| 効果 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | 大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | なし | 大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、振動の影響が緩和される。 |

7.3.3 存在・供用（施設の稼働）による影響（騒音）

表 7.3-3 存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置

| | |
|----------|--|
| 保全措置の種類 | 低減 |
| 実施主体 | 事業者 |
| 実施内容 | 進出企業に対し、騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう指導する。 |
| 実施時期 | 存在・供用時 |
| 効果 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし |
| 他の環境への影響 | なし |

7.3.4 存在・供用（自動車交通の発生）による影響（騒音）

表 7.3-4 存在・供用（自動車交通の発生）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|--|--------------------------------------|--|--|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両による搬入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検を徹底するよう指導する。 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップ等、エコドライブの励行を徹底するよう指導する。 | 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう指導する。 |
| 実施時期 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 |
| 効果 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 | 騒音の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | 大気質・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。 |

7.3.5 存在・供用（施設の稼働）による影響（低周波音）

表 7.3-5 存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 |
|----------|--|--|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう指導する。 | 屋上に設置する設備機器（ルーフファン等）については、なるべく民家側には設置しないように、配置計画を指導する。 |
| 実施時期 | 存在・供用時 | 存在・供用時 |
| 効果 | 騒音（低周波音）の発生の低減が見込まれる。 | 騒音（低周波音）の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし |

7.4 振動

7.4.1 工事（建設機械の稼働）による影響

表 7.4-1 工事（建設機械の稼働）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|------------------------|---|--------------------------|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 建設機械は、低振動型を使用するように努める。 | 計画的、かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるように努める。 | 建設機械の整備、点検を徹底するように努める。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| 効果 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | 大気質、騒音、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、騒音、温室効果ガス等の影響が緩和される。 |

7.4.2 工事（資材運搬等の車両の走行）による影響

表 7.4-2 工事（資材運搬等の車両の走行）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|---|---------------------------|----------------------------|--|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 資材運搬等の車両の計画的、かつ効率的な運行計画を検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 | 資材運搬等の車両は、走行速度を抑制するよう努める。 | 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底するように努める。 | 資材運搬等の車両は、周辺道路での待機による渋滞を発生させないように、事業実施区域内で待機させることに努める。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| 効果 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | 大気質、騒音、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、騒音、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、騒音、温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質、騒音の影響が緩和される。 |

7.4.3 存在・供用（施設の稼働）による影響

表 7.4-3 存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 |
|----------|--|
| 実施主体 | 事業者 |
| 実施内容 | 進出企業に対し、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう指導する。 |
| 実施時期 | 存在・供用時 |
| 効果 | 振動の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし |
| 他の環境への影響 | なし |

7.4.4 存在・供用（自動車交通の発生）による影響

表 7.4-4 存在・供用（自動車交通の発生）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|---|--------------------------------------|--|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 | 進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両の整備，点検を徹底するよう指導する。 | 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進，送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう指導する。 |
| 実施時期 | 存在・供用時 | 存在・供用時 | 存在・供用時 |
| 効果 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 | 振動の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | 大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 | 大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。 |

7.5 悪臭

7.5.1 存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置

表 7.5-1 存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 |
|----------|---|
| 実施主体 | 事業者 |
| 実施内容 | 進出企業に対し，悪臭防止法に定める規制基準を遵守させるとともに，必要に応じて脱臭設備を設置する等の公害の未然防止に努めるよう指導する。 |
| 実施時期 | 存在・供用時 |
| 効果 | 悪臭の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし |
| 他の環境への影響 | なし |

7.6 水質

7.6.1 工事（造成等の工事）による公共用水域への影響

表 7.6-1 工事（造成等の工事）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|---|------------------------------|-----------------------------|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 工事中に発生する濁水については、沈砂池に導き、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を公共用水域に放流する。 | 造成箇所は速やかに転圧を施し、降雨による流出を防止する。 | 必要に応じて仮土堤、仮柵を設置し、土砂流出を防止する。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| 効果 | 濁水の発生の低減が見込まれる。 | 濁水の発生の低減が見込まれる。 | 濁水の発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | 粉じんの飛散の影響が緩和される。 | なし |

7.7 水象

7.7.1 存在・供用（造成地の存在、施設の存在）による河川等の流量、流速及び水位への影響

表 7.7-1 存在・供用（造成地の存在、施設の存在）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|---|-------------------------------|---|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 適切な規模の防災調整池を設置し、雨水の洪水調節を行う。 | 雨水排水経路に浸透柵を設置し、雨水の地下水浸透を促進する。 | 進出企業に対して緑化を図るよう要請し、生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。 |
| 実施時期 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時（各進出企業） |
| 効果 | 降雨時の極端な表流水の流出を緩和し、雨水を放流・還元することで、下流河川・地下水流への影響を最小限にする。 | 舗装による雨水の表流を緩和し、地下浸透を促進する。 | 舗装による雨水の表流を緩和し、地下浸透を促進する。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし |

7.8 土壌

7.8.1 工事（造成等の工事）による影響

表 7.8-1 工事（造成等の工事）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|--|---|---|---|--|---|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 表土調査工及び試掘工により廃棄物範囲を確認したうえで、関係法令に基づき、産業廃棄物処理施設及び土壌汚染処理施設へ搬出し、適正に処分する。 | 埋め戻し等に使用する土壌は、計画地内の発生土を基本とし、汚染の無いことを確認したうえで埋め戻しを行う。 | 廃棄物等の掘削除去を実施する際には、掘削範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の土壌への汚染の拡散をできるかぎり防止するために、鋼矢板等の遮水工法を採用する。 | 掘削除去の際に生じる地下水に対しては、濁水処理設備を設置し、適宜水替えを行う。 | 掘削土壌等の運搬に際しては、ダンプトラックには過積載にならないよう十分注意を払い、荷台にはシート掛けを行い、土砂の飛散防止に努める。 | その他、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」（廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会）に準拠し、環境保全対策を実施する。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| 効果 | 周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。 | 周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。 | 周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。 | 周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。 | 粉じん等の飛散の低減が見込まれる。 | 周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし | なし | なし | なし |

7.9 動物

7.9.1 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響

表 7.9-1 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置（陸域生物）

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 代償 |
|----------|-----------------------------------|--|--|--|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 工事中の大気・水質・騒音・振動に係る環境保全措置を確実に実施する。 | 施工の際は，急激な改変を避け，周辺環境への個体の自発的な移動を促す。 | 工事期間中は動物相についてモニタリング調査を行い，事業による影響が認められる場合は追加の保全措置を検討する。 | 進出企業に対しては緑化を要請し，生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 事業計画立案時 |
| 効果 | 計画地及び周辺の動物種の生息に対する影響を軽減できる。 | 計画地の改変場所から隣接する残存環境への自発的な移動を促すことで，個体への影響を軽減できる。 | 動物相への影響を軽減できる。 | 事業実施により一旦逃避した草地・樹林性の昆虫類やこれらを餌とする鳥類の回帰が期待される。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし | なし |

表 7.9-2 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置（水生生物）

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|---------------------------|---|------------------------------|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 工事の進捗に合わせ，適切な場所に沈砂池を設置する。 | 沈砂池内の堆積土砂については，計画的に撤去を行い，下流への土砂の流出防止に努める。 | 工事中の水質に係る環境保全措置を確実に実施する。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| 効果 | 濁水の発生量を低減できる。 | 濁水の発生量を低減できる。 | 計画地及び周辺の水生動物の生息に対する影響を軽減できる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし |

7.10 植物

7.10.1 工事（造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響

表 7.10-1 工事（造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 代償 |
|----------|-------------------------------|---|--|---|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 工事中の大気・水質に係る環境保全措置を確実に実施する。 | 植生への影響を抑えるため、改変域を最小限にとどめとともに、周辺区域への踏み荒らしがないよう注意を払う。 | 土砂の搬入・搬出や車両の移動は最小限にとどめ移動により外来種が拡散しないように配慮する。 | 進出企業に対して緑化を図るよう要請し、生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事計画立案時、工事中 | 工事計画立案時、工事中 | 事業計画立案時 |
| 効果 | 計画地及び周辺地域の植物種の生育に対する影響を軽減できる。 | 植生が保全されることで、動物の生息環境が保全できる。 | 外来種を拡散させないことで在来種が保全できる。 | 動植物の新たな生息空間の創出が期待される。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし | なし |

7.11 生態系

7.11.1 工事（建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響

表 7.11-1 工事（建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 代償 |
|----------|-----------------------------------|--|--|--|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 工事中の大気・水質・騒音・振動に係る環境保全措置を確実に実施する。 | 施工の際は、急激な改変を避け、周辺環境への個体の自発的な移動を促す。 | 工事期間中は指標種についてモニタリング調査を行い、事業による影響が認められる場合は追加の保全措置を検討する。 | 進出企業に対しては緑化を要請し、生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 事業計画立案時 |
| 効果 | 計画地及び周辺の指標種の生息に対する影響を軽減できる。 | 計画地の改変場所から隣接する残存環境への自発的な移動を促すことで、個体への影響を軽減できる。 | 指標種への影響を軽減できる。 | 事業実施により一旦逃避した草地・樹林性の昆虫類やこれらを餌とする鳥類の回帰が期待される。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし | なし |

7.12 景観

7.12.1 存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による景観資源，眺望景観への影響

表 7.12-1 存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|--------------------------------|----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 計画地の景観のポイントとなる林神社に隣接して公園を配置する。 | 稲荷神社の参道方向を意識し、背後に調整池を配置する。 | 住宅地が隣接する東側敷地境界に緩衝緑地を配置する。 | 進出企業に対して緑化を図るよう要請する。 |
| 実施時期 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時（各進出企業） |
| 効果 | 林神社を中心に連続性のある緑景観が創出される。 | 計画建物との距離を確保することで圧迫感が軽減される。 | 計画地全体の遮蔽効果が期待され、また緑による集計が図られる。 | 計画建物に対する遮蔽効果や緑の多い景観形成が図られる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし | なし |

7.13 自然とのふれあいの場

7.13.1 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）及び存在（造成地の存在）による影響

表 7.13-1 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）及び存在（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 |
|----------|-----------------------------------|------------------------------|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 工事中の大気・騒音・振動・水質に係る環境保全措置を確実に実施する。 | 工事後も引き続き通行が可能なよう、迂回ルートを確保する。 |
| 実施時期 | 工事実施期間中 | 工事実施期間中 |
| 効果 | 利用者の大気・騒音・振動に係る影響を軽減できる。 | 自然とのふれあいの場の利用性への影響を低減できる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし |

7.14 史跡・文化財

7.14.1 工事（造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響

表 7.14-1 工事（造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置

| | |
|----------|--|
| 保全措置の種類 | 低減 |
| 実施主体 | 事業者 |
| 実施内容 | 事前に試掘等の調査を行い、可能な限り埋め戻して保存を図った上で、保存が難しい場所は、記録保存を図る。 なお、調査、保全に当たっては、周知の埋蔵文化財包蔵地の周囲の確認も含め、事業着手前に所沢市教育委員会と協議を行い、指導を受けながら適切に実施するものとする。 |
| 実施時期 | 工事実施前 |
| 効果 | 最小限の影響を抑えることが可能である。 |
| 効果の不確実性 | きわめて重要な文化財として文化財指定し、保護すべきと評価される物件の存在が明らかになった場合、事業計画の変更があり得る。 |
| 他の環境への影響 | なし |

7.15 日照障害

7.15.1 存在・供用（施設の存在）による影響

表 7.15-1 存在・供用（施設の存在）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 |
|----------|---|---|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 計画地周辺の建物立地状況を十分把握し、予測条件として示した建物配置や高さ等を参考に、周辺への日影が増大しないよう、建物配置の検討を進出企業に要請する。 | 「所沢市街づくり条例」に定められる中高層建築物を建設する場合には、適切な対応を図るよう進出企業に指導する。 |
| 実施時期 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 |
| 効果 | 日照障害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。 | 日照障害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし |

7.16 電波障害

7.16.1 存在・供用（施設の存在）による影響

表 7.16-1 存在・供用（施設の存在）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|--|--------------------------------|--|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 計画地周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう指導する。 | 連絡窓口を明確にし、迅速な対応を図るよう進出企業に指導する。 | 「所沢市街づくり条例」「所沢市建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱」に定められる建造物等を建設する場合には、適切な対応を図るよう進出企業に指導する。 |
| 実施時期 | 施設の存在時 | 施設の存在時 | 事業計画立案時 |
| 効果 | 電波障害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。 | 電波障害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。 | 電波障害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし | なし |

7.17 廃棄物等

7.17.1 工事（造成等の工事）による影響（廃棄物，残土）

表 7.17-1 工事（造成等の工事）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 | 低減 |
|----------|--------------------|---|------------------------------|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 伐採樹木は、チップ化再利用に努める。 | 建築工事に伴い発生する廃棄物は、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう、進出企業に要請する。 | 建築工事に伴い発生する残土は、再利用等適正処理に努める。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 | 工事中 |
| 効果 | 再生利用の促進が図られる。 | 発生抑制、再生利用等の促進が図られる。 | 発生抑制、再生利用等の促進が図られる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし | なし |
| 他の環境への影響 | 温室効果ガス等への影響が緩和される。 | なし | なし |

7.17.2 存在・供用（施設の稼働）による影響（廃棄物，雨水及び処理水）

表 7.17-2 存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 |
|----------|--|--|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | 廃棄物は、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう、進出企業に要請する。 | 進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。 雨水排水は、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を要する調整池を計画地内に設置し、ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り、谷川に放流する。 |
| 実施時期 | 供用時 | 供用時 |
| 効果 | 発生抑制、再生利用等の促進が図られる。 | 発生抑制、再生利用等の促進が図られる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | なし |

7.18 温室効果ガス等

7.18.1 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行）による影響

表 7.18-1 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 |
|----------|--|---|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し建設機械等の効率的な稼働を図り，稼働時間の短縮に努める。 ・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める（バックホウについては採用率 30%以上を目標とする。） ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の整備・点検を徹底する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し資材運搬等の車両の効率的な稼働を図り，稼働時間の短縮に努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する（エコドライブ実践率 80%以上を目標とする）。 ・資材運搬等の車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。 |
| 実施時期 | 工事中 | 工事中 |
| 効果 | 温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。 | 温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし |
| 他の環境への影響 | 大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。 | 大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。 |

7.18.2 存在・供用（施設の供用，自動車交通の発生）による影響

表 7.18-2 存在・供用（施設の供用，自動車交通の発生）による影響に対する環境保全措置

| 保全措置の種類 | 低減 | 低減 |
|----------|--|---|
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し，各種法令，ガイドライン等に基づき適正に対策を施し，温室効果ガスの削減に努めるよう指導する（施設建設時の省エネルギー率 9.5%）。 ・計画地内に緑地を配置するとともに，進出企業においても積極的な緑化を促し，二酸化炭素の吸収に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・関連車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう，進出企業に指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう，進出企業に指導する（目標燃料使用量 10%削減）。 |
| 実施時期 | 事業計画立案時 | 事業計画立案時 |
| 効果 | 温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。 | 温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。 |
| 効果の不確実性 | なし | なし |
| 他の環境への影響 | なし | 大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。 |

第8章. 事後調査の計画

8.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

8.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果を表 8.1-1 に示す。

表 8.1-1 (1) 事後調査項目の選定

| 環境影響評価項目 | 影響要因の区分 | 影響要因 | 事後調査項目選定結果 |
|------------|---------|-------------|------------|
| 大気質 | 工 事 | 建設機械の稼働 | × |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | | 造成等の工事 | ○ |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ |
| | | 自動車交通の発生 | × |
| 騒音・低周波音 | 工 事 | 建設機械の稼働 | × |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | × |
| | | 自動車交通の発生 | ○ |
| 振 動 | 工 事 | 建設機械の稼働 | × |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | × |
| | | 自動車交通の発生 | × |
| 悪 臭 | 存在・供用 | 施設の稼働 | × |
| 水 質 | 工 事 | 造成等の工事 | × |
| 水 象 | 存在・供用 | 造成地の存在 | × |
| | | 施設の存在 | × |
| 土 壤 | 工 事 | 造成等の工事 | × |
| 動 物 | 工 事 | 建設機械の稼働 | ○ |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | ○ |
| | | 造成等の工事 | ○ |
| | 存在・供用 | 造成地の存在 | ○ |
| 植 物 | 工 事 | 造成等の工事 | × |
| | 存在・供用 | 造成地の存在 | × |
| 生態系 | 工 事 | 建設機械の稼働 | ○ |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | ○ |
| | | 造成等の工事 | ○ |
| | 存在・供用 | 造成地の存在 | ○ |
| 景 観 | 存在・供用 | 造成地の存在 | ○ |
| | | 施設の存在 | ○ |
| 自然とのふれあいの場 | 工 事 | 建設機械の稼働 | × |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | | 造成等の工事 | × |
| | 存在・供用 | 造成地の存在 | × |
| | | 施設の存在 | × |
| | | 施設の稼働 | × |
| 史跡・文化財 | 存在・供用 | 造成地の存在 | ○ |
| 日照障害 | 存在・供用 | 施設の存在 | ○ |
| 電波障害 | 存在・供用 | 施設の存在 | × |

表 8.1-1 (2) 事後調査項目の選定

| 環境影響評価項目 | 影響要因の区分 | 影響要因 | 事後調査項目選定結果 |
|----------|---------|-------------|------------|
| 廃棄物等 | 工 事 | 造成等の工事 | × |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | × |
| 温室効果ガス等 | 工 事 | 建設機械の稼働 | × |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | | 造成等の工事 | × |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | × |
| | | 自動車交通の発生 | × |

8.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由を表 8.1-2 に示す。

表 8.1-2 (1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

| 環境影響評価項目 | 影響要因の区分 | 影響要因 | 除外する理由 |
|----------|---------|-------------|---|
| 大気質 | 工 事 | 建設機械の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | 予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった将来予測濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 存在・供用 | 自動車交通の発生 | 予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった将来濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 騒音・低周波音 | 工 事 | 建設機械の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、予測地点である敷地境界における騒音レベルは、騒音規制法に基づく規制基準を下回ると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | 予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった騒音レベルは、現況に影響を与えないものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、本事業による騒音レベルは、規制基準や環境基準を満足し、低周波音レベルは、評価の指標とした超低周波音を知覚するとされている音圧レベルを下回るものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 振 動 | 工 事 | 建設機械の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、予測地点である敷地境界における振動レベルは、振動規制法に基づく規制基準を下回ると予測され、かつ、影響は、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | 予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった振動レベルは、道路の要請限度を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、本事業による振動レベルは、評価の指標とした規制基準を下回るものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 自動車交通の発生 | 予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった振動レベルは、道路の要請限度を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 悪 臭 | 存在・供用 | 施設の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う悪臭は、悪臭防止法に基づく規制基準を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。 |

表 8.1-2 (2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

| 環境影響評価項目 | 影響要因の区分 | 影響要因 | 除外する理由 |
|------------|---------|-------------|---|
| 水質 | 工事 | 造成等の工事 | 予測の精度が確保されているとともに、工事中における降雨に伴う濁水については、埼玉県生活環境保全条例に基づく許容限度を下回るものと予測されることから、その影響は小さいものと考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 水象 | 存在・供用 | 造成地の存在 | 本事業では適切な規模の調整池を設け雨水流出を抑制することから、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例と整合が図られている。また、緑地の整備や雨水浸透樹等の設置等により地下水の涵養を図ることから、埼玉県生活環境保全条例による地下水のかん養の努力義務と整合が図られている。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 施設の使用 | |
| 土壌 | 工事 | 造成等の工事 | 表土調査工及び試掘工により廃棄物範囲を確認したうえで、関係法令に基づき、産業廃棄物処理施設及び土壌汚染処理施設へ搬出し、適正に処分する。また、埋め戻し等に使用する土壌は、計画地内の発生土を基本とし、汚染の無いことを確認したうえで埋め戻しを行うなどの環境保全措置を講ずることによって、影響は最小限に抑えられると予測する。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 植物 | 工事 | 造成等の工事 | 改変地の多くは耕作地及び市街地のため、動植物の生育基盤となる自然度の高い植生の改変は少ない。また、確認された保全すべき種についても、逸出もしくは生育箇所が改変区域外であるため特別な配慮を必要としないと考えられる。また、減少する植生に対しては、公園の植栽に樹木を用いるほか、進出企業と調整し、新たな樹林地を確保することで、事業により実施可能な範囲で影響の低減が図られている。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 存在・供用 | 造成地の存在 | |
| 自然とのふれあいの場 | 工事 | 建設機械の稼働 | 工事中の一時的な遊歩道の通行止めは避けられないが、可能な限り迂回ルートを設定することにより、工事中の利用も可能となる。また、工事用車両の交通は、工事工程の調整により通行の分散を図り、また警備員を配置することで、自然とのふれあいの場への影響は最小限に抑えられると予測する。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | |
| | | 造成等の工事 | |
| | 存在・供用 | 造成地の存在 | 供用後は、林神社は保全されることから、実行可能な範囲内で影響を回避・低減できるものと評価する。また、新たなふれあい活動の場が創出されることで当該地域の利用性が向上すると考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 施設の使用 | | | |
| 自動車交通の発生 | | | |
| 電波障害 | 存在・供用 | 施設の使用 | 予測の精度が確保されているとともに、施設の使用によるテレビ電波受信状況の影響は一程度の範囲で生じるものの、進出企業に対しては、計画地周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう指導していく。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 廃棄物等 | 工事 | 造成等の工事 | 工事中に発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）等に基づき、廃棄物の発生抑制を図るとともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図る。また、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 存在・供用 | 施設の使用 | |
| 温室効果ガス等 | 工事 | 建設機械の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、工事期間中の一時的な影響であること、また、建設機械の稼働時間の短縮に努める等の定性的な環境保全措置を講ずることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守できることから、その影響は小さいものと考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | |
| | | 造成等の工事 | |
| | 存在・供用 | 施設の使用 | 進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導していくことから、その影響は小さいものと予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。 |

8.2 調査方法等

8.2.1 大気質

1) 調査内容

(1) 大気質の状況

造成等の工事による粉じん等，施設の稼働による大気質を調査項目とする。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第7章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

2) 調査方法

大気質の状況についての調査方法を表 8.2-1 に示す。

環境保全措置の実施状況については，現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 8.2-1(1) 調査方法（大気質の状況（造成等の工事による粉じん等））

| 調査項目 | | 調査方法 |
|------|--------|---------|
| 粉じん | 降下ばいじん | ダストジャー法 |

表 8.2-1(2) 調査方法（大気質の状況（施設の稼働による大気質））

| 調査項目 | | 調査方法 |
|-----------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 二酸化窒素 | | 「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法 |
| 二酸化硫黄 | | 「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法 |
| 浮遊粒子状物質 | | 「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法 |
| 炭化水素（非メタン炭化水素） | | 「環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について」に定める方法 |
| その他の大気質に係る有害物質等 | ベンゼン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン | 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法 |

3) 調査地域・地点

最大値出現地点周辺 1 地点とする。

また，対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

造成等の工事による粉じん等については，予測時期と同じとし，調査期間は 1 か月間とする。

施設の稼働による大気質については，全ての立地企業の建設工事が完了した後，立地企業等の稼働状況が定常となる時期とし，調査期間は 1 週間とする。

8.2.2 騒音

1) 調査内容

(1) 騒音の状況

自動車交通の発生による騒音を調査項目とする。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第7章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

2) 調査方法

騒音の状況についての調査方法を表 8.2-2 に示す。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 8.2-2 調査方法（騒音の状況）

| 調査項目 | 調査方法 |
|--------|--------------------------|
| 道路交通騒音 | 「騒音に係る環境基準について」に準拠 |
| 断面交通量 | 車種別・方向別交通量，走行速度，道路構造等を記録 |

3) 調査地域・地点

関連車両の走行ルート上の3地点とする。

また、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期とし、調査期間は平日1日（24時間）とする。

8.2.3 動物・生態系

1) 調査内容

(1) 動物・生態系の状況

保全すべき種を中心に計画地及び周辺 200m の範囲における工事着手前、工事中及び供用時の生息状況及び生態系の状況を把握する。なお、生態系の状況把握は動物の調査結果を用いる。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第7章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

2) 調査方法

動物の状況についての調査方法を表 8.2-3 に示す。なお、現地調査の結果、事業計画地内もしくは近傍で猛禽類の営巣の可能性が示唆された際は追加の調査を検討する。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 8.2-3 調査方法（動物の状況）

| 分類群 | 手法 | 調査概要 |
|---------|---------|--|
| 哺乳類 | 任意踏査 | 個体の目撃及び生活痕跡の確認を目的とした踏査。 |
| 鳥類 | 任意踏査 | 調査地を踏査し、出現した鳥類の種名、個体数、同定根拠を記録。 |
| | ラインセンサス | 調査ライン上をゆっくりとした一定速度（時速約 2km）で歩き、ラインから片側 25m（観察幅 50m）に出現した鳥類の種名、個体数、同定根拠を記録。 |
| | 定点調査 | 観察地点を設定し、一定時間（10 分間）以内出現した鳥類の種名、個体数、同定根拠を記録。 |
| 両生類・爬虫類 | 任意踏査 | 調査地を踏査し確認された爬虫類・両生類の種名、確認状況を記録。 |
| 昆虫類 | 任意採取 | 調査地内を踏査しながら捕虫網により捕獲し、確認された昆虫類の種名、確認状況を記録。 |
| 魚類 | 捕獲調査 | タモ網等の漁具を用いた捕獲調査。捕獲後は、種名、体長、湿重量を記録。 |
| 底生生物 | 採集調査 | 定量及び定性調査の実施 |

3) 調査地域・地点

予測地域・地点と同様とし、計画地及びその周辺 200m とするが、施工状況により実施できない場合は適宜変更する。

4) 調査期間・頻度

調査期間は、工事着手前、工事中、造成工事終了後及び供用開始 3 年後とする。なお、分類群ごとの調査時期・頻度は表 8.2-4 に示すとおりである。

表 8.2-4 調査時期（動物の状況）

| 分類群 | 調査時期 | 調査回数 |
|---------|-----------------------|---------------------------|
| 哺乳類 | 春, 夏, 秋, 冬 | 各季 1 回, 年 4 回 |
| 鳥類 | 春, 繁殖期, 夏, 秋, 冬 | 各季 1 回, 年 5 回 |
| 両生類・爬虫類 | 春, 夏, 秋, ニホンアカガエルの産卵期 | 各季 1 回, 年 3 回（両生類のみ年 4 回） |
| 昆虫類 | 春, 夏, 秋 | 各季 1 回, 年 3 回 |
| 魚類 | 春, 夏, 秋 | 各季 1 回, 年 3 回 |
| 底生生物 | 春, 夏, 冬 | 各季 1 回, 年 3 回 |

8.2.4 景 観

1) 調査内容

(1) 景観の状況

景観の状況を調査項目とする。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第7章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

2) 調査方法

景観の状況については、写真撮影による方法とする。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

3) 調査地域・地点

景観の状況については、予測地点と同様とする。

環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期（概ね供用開始3年後）とする。なお、調査期間・頻度は1回とする。

8.2.5 史跡・文化財

1) 調査内容

(1) 環境保全措置の実施状況

「第7章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

2) 調査方法

現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

3) 調査地域・地点

計画地内の埋蔵文化財包蔵地及びその周辺とする。

4) 調査期間・頻度

調査時期は、工事中とする。

8.2.6 日照阻害

1) 調査内容

(1) 日照阻害の状況

日影の状況を調査項目とする。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第7章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

2) 調査方法

日影の状況については、竣工図の確認による方法とする。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

3) 調査地域・地点

日影の状況については、計画地内の建物とする。

環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期（概ね供用開始3年後）とする。

8.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を行う。

調査の結果、その環境影響が本事業に起因されると判断される場合は、所沢市が主体となり、各立地企業に改善のための措置等を指導していく。

8.4 事後調査の実施体制

8.4.1 事後調査の提出時期

事後調査については、調査完了後の適切な時期に事後調査報告書を提出するものとする。

8.4.2 事後調査を実施する主体

事後調査の実施者は、都市計画決定権者である所沢市が実施する。

第9章. 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地

受託者の名称 : 株式会社パスコ

代表者の氏名 : 代表取締役社長 島村秀樹

受託者の所在地 : 東京都目黒区下目黒 1-7-1 パスコ目黒さくらビル